

# かみす共創まちづくりプラン

(第2次神栖市総合計画)  
2018年度～2022年度

(素案)

**みんなで作る新しい神栖市!!**

～かみすを好きな人があふれる街を目指して～

平成30年3月

神栖市



## 目 次

第Ⅰ部 序論.....	1
第1章 計画策定の趣旨.....	2
第1節 計画策定の目的.....	2
第2節 計画の性格と役割.....	3
第3節 計画の進行管理・評価.....	4
第4節 計画の構成と期間.....	5
第2章 神栖市の概況と課題.....	6
第1節 本市の概要.....	6
第2節 土地利用、道路・交通.....	9
第3節 人口・世帯等.....	10
第4節 神栖市の課題.....	13
第Ⅱ部 将来ビジョン.....	17
第1章 まちづくりの基本方針.....	18
第1節 将来像.....	18
第2節 まちづくりの理念.....	19
第3節 施策の体系.....	20
第2章 計画の基本フレーム.....	21
第1節 将来人口.....	21
第2節 土地利用の方針.....	22
第Ⅲ部 基本計画.....	25
第1章 重点プロジェクト.....	26
1 産業力強化プロジェクト.....	27
2 イメージアップ・定住促進プロジェクト.....	28
3 子育て日本一プロジェクト.....	29
4 安全・安心で潤いあるまちづくりプロジェクト.....	30
第2章 分野別計画.....	31
第1節 市民と協働のまちづくり.....	32
第2節 安全性の高いまちづくり.....	43
第3節 人を育み、若者を育てるまちづくり.....	58
第4節 健康で人にやさしいまちづくり.....	81
第5節 自然環境と調和したまちづくり.....	108
第6節 暮らしの質を高めるまちづくり.....	116
第7節 新しい産業活力にあふれたまちづくり.....	144
第8節 健全な行財政のまちづくり.....	161



# 第Ⅰ部 序論

第1章 計画策定の趣旨

第2章 神栖市の概況

## 第1章 計画策定の趣旨

### 第1節 計画策定の目的

市町村合併により、平成17年8月1日に誕生した神栖市（以下「本市」という。）は、平成20年3月、「市民とともにつくる“躍進する中核都市”かみす」を将来像とした「神栖市総合計画」を策定し、「市民協働のまちづくりをめざして」「福祉・教育のさらなる充実をめざして」「産業と豊かな自然が調和した安心して暮らせるまちをめざして」「都市の魅力と個性にあふれた県内有数の中核都市をめざして」の4つの理念のもと、まちづくりを進めてきました。

この間、わが国の社会経済情勢は、少子高齢化やこれに伴う人口減少の急速な進行による人口ピラミッドの変化、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識やエネルギー・環境に対する市民意識の高まりなど、広い分野にわたり、大きく変化してきています。

加えて、地方分権の推進、市民参画と協働によるまちづくりなど、自治体に期待される役割は、ますます大きくなってきており、本市においても、さらに自立し、持続的な発展が可能となるよう、地域特性や資源を最大限に活かすとともに、市民と行政が協働して、各種の政策課題を解決していくための仕組みづくり、さらには、自主的・主体的な政策展開を可能にする行政経営能力の向上に努めていく必要があります。

なお、平成23年の地方自治法の改正により、総合計画の基本構想策定に係る義務付けが廃止され、その策定は、各自治体の判断によるものとされましたが、まちづくりの指針となる基本構想や基本計画などのいわゆる総合計画は、市民に対し、将来のまちづくりの展望を明らかにする必要があると考えられます。そのため、本市においては、引き続き、市の最上位計画としての位置付けは変えることなく、市民、議会、行政の共有の計画として「第2次神栖市総合計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

さらに、総合計画の正式名称は「第2次神栖市総合計画」としますが、市民とともに創りあげる計画として、より親しみを感じていただけるよう、愛称を「かみす共創まちづくりプラン」とするものです。

## **第2節 計画の性格と役割**

本計画は、本市の総合的かつ計画的な行政経営を推進するための最上位計画として、その役割を以下のとおりとします。

### **役割 1 市民と行政が将来像を共有し、協働で取り組む計画**

本市のまちづくりの手引書として、今後のまちづくりの方向性とそれを達成するために必要な様々な施策を、市民に分かりやすく示し、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに取り組むことができる計画とします。

### **役割 2 まちの魅力とブランド力を高める計画**

地方創生に向けた取組みとともに、地域の個性と資源のさらなる活用を図り、神栖市の魅力向上とブランド力を高める計画とします。

### **役割 3 行政の経営指針として活用できる計画**

地方分権時代にふさわしい持続可能な地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために、行政経営の総合指針として簡素で管理しやすい計画とします。

### **役割 4 国や県、広域行政及び他の計画等との連携が確保される計画**

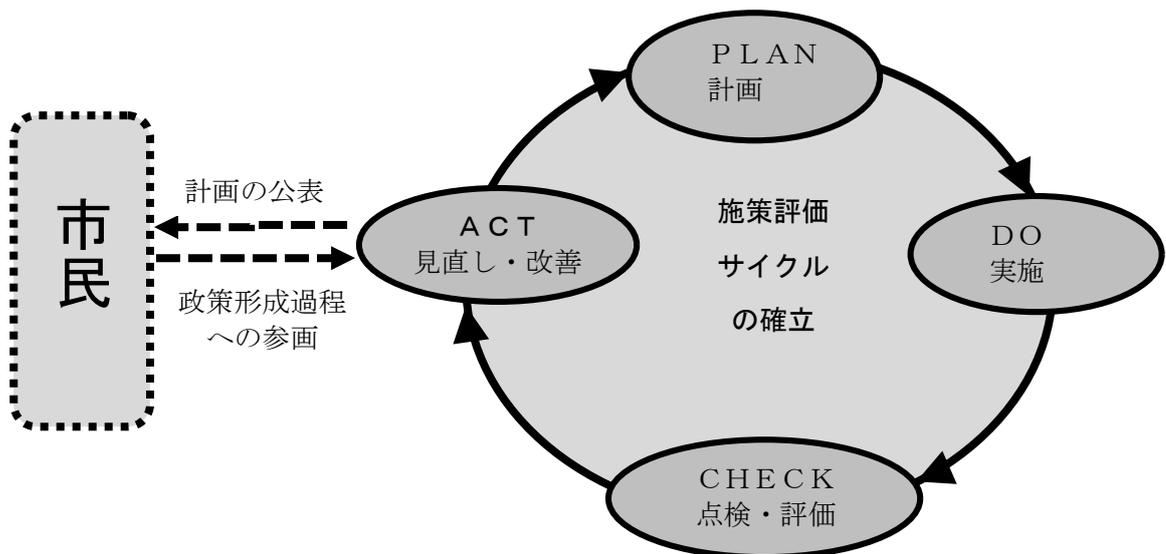
国や県、一部事務組合などの広域的な行政との連携や市の各分野の計画と整合性が図られた計画とします。特に平成27年度に策定した「神栖市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」は、重要課題である人口減少に対する取組みを網羅していることから、「総合戦略」と相互連携した計画とします。

### 第3節 計画の進行管理・評価

本計画は、行政のすべての取組みを推進するための指針となるほか、すべての取組みの中から優先順位や特に重要な施策を明確化できるようにするため、将来像の実現に向けた施策に数値目標を設定し、「計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し・改善（Act）」という施策評価サイクルの仕組みを取り入れた計画とします。

計画に基づく施策や事業の進行管理を行い、その成果を評価し市民に分かりやすく公表することで説明責任を果たすとともに、限られた財源の中で、より効果的な事業を選択することができる実効性の高い計画を目指します。

〔施策評価サイクルと市民参画のイメージ〕



## 第4節 計画の構成と期間

本計画は、「将来ビジョン」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

### 1 将来ビジョン

長期的な展望のもと、まちづくりの目標となる将来像を示すとともに、まちづくりの理念やその実現のための施策の体系などを定めます。

また、急激な社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応することも必要であることから、計画期間は2018年を初年度とし、2022年を目標年度とする5か年とします。

### 2 基本計画

本計画の将来像を実現するため、まちづくりの理念や施策の体系に基づき、まちづくりや行政経営のための目標や施策の具体的な方向性を示します。

また、計画期間は、将来ビジョンと同様に、2018年を初年度とし、2022年を目標年度とする5か年とします。

### 3 実施計画

実施計画は、別途策定されるものですが、基本計画に定められた目標を達成するための具体的な事業とその計画などを示すものです。また、毎年度の予算編成の指針としての役割を持つものです。

計画期間は3か年とし、毎年度ローリング方式により、見直しを行います。

本計画の計画期間

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
将来ビジョン	5か年				
基本計画	5か年				
実施計画	3年間				
		3年間			
			3年計画を毎年策定		

## 第2章 神栖市の概況と課題

### 第1節 本市の概要

#### 1 位置、概要

- 茨城県の東南端に位置し、東側は太平洋に、南側・西側は利根川を経て千葉県に、北西側は鹿嶋市や潮来市に接した南北に長い形状をしています。市の北東部一帯は鹿島港や鹿島臨海工業地帯が整備され、製造品出荷額は茨城県第1位で国内屈指の工業地帯です。
- 温暖な気候を活かしたピーマンは全国第1位の出荷量を誇ります。
- 南部は波崎漁港を中心に漁業が盛んで水産加工品などが特産品となっています。
- 本市は東京から100キロメートル、成田国際空港から約30キロメートルの距離にあります。平成27年に東関東自動車道と常磐自動車道が圏央道により結ばれたことで、さらにアクセスが充実しました。
- 本市は、鹿嶋・潮来・鉾田・行方の4市とともにJリーグ鹿島アントラーズのホームタウンとなっています。

#### ■本市の広域的な位置



## 2 地勢・気候

- 本市は、砂礫の堆積層と新旧の砂丘や沖積平野から成り立っています。
- 市域のほとんどを占める平坦な砂礫の堆積層は、古くから建設資材として活用され、また、その平坦な地形は、大規模開発に適した地として、鹿島開発事業が行われました。
- 利根川や常陸利根川に面した沖積平野である低湿地は、古くから水田として利用されており、集落も形成され、下利根地方の水運の拠点ともなっていました。
- 本市の形状は南北に細長く、総面積は 146.98 k m<sup>2</sup>で、気候は海洋性気候に属し、四季を通じて比較的温暖な地域です。こうした気候からアウトドアスポーツが盛んで、太平洋に面していることから海水浴やサーフィンなどのマリンスポーツや内陸部では、サッカー、テニスなど幅広いスポーツを楽しむことができます。

### 〔神栖人が語る 神栖に暮らす魅力〕

- ★ 真っ先に実感した子育てサポートの充実
- ★ 気候も人柄もやさしくてあたたかい
- ★ 地域の交流の中で自分らしい暮らしを満喫
- ★ 水辺の風景に癒い自然に包まれて遊ぶ

## 3 沿革

- 本市の歴史は古く、市内に数多くみられる古墳や貝塚等により、縄文時代前期から人々が生活していたことが確認されています。中世から近世にかけては、鹿島灘・利根川・常陸利根川・外浪逆浦・神之池などの豊かな水の恵みを受け、漁業・農業・舟運のまちとして発展しました。
- 本市を流れる利根川沿岸は、かつて漁業や舟運業が盛んであり、古くは「津」や「河岸」と呼ばれた渡船場が点在し、村の玄関口として物資の流通や人々の交流の場として賑わっていました。江戸時代には水上交通が発達し、鹿島・香取神宮・息栖神社をめぐる東国三社詣が一大ブームとなり、多くの文化人が訪れました。また、鹿島神宮の摂社である手子后神社は航海の安全や豊漁祈願する人々の信仰を集めていました。
- 本市が飛躍的な発展を遂げるきっかけとなった鹿島開発は、昭和 36 年の鹿島臨海工業地帯造成計画の策定をかわきりに進められ、昭和 44 年の鹿島港の開港や高松地区操業開始など着実に進められてきました。景気の低迷などにより、立地企業が影響を受けた時期もありましたが、我が国有数の工業団地として成長を続け、現在でも我が国の経済を力強く支えています。

### ■ (参考) 行政区域の変遷

明治 22 年 (1889)	・ 神栖町域の 17 村が統合され中島村と軽野村が発足 ・ 波崎町域の 3 村東下村・矢田部村・若松村が発足
大正 14 年 (1925)	・ 中島村が息栖村に名称を変更
昭和 3 年 (1928)	・ 東下村が町制を施行し波崎町が発足
昭和 30 年 (1955)	・ 息栖村と軽野村が合併し、神栖村が発足 ・ 波崎町が矢田部村を編入
昭和 31 年 (1956)	・ 若松村が神栖村と波崎町に分割編入
昭和 45 年 (1970)	・ 神栖村が町制施行、神栖町となる
昭和 55 年 (1980)	・ 神栖町と波崎町の境界が一部変更
平成 17 年 (2005)	・ 神栖町が波崎町を編入合併、市制施行により神栖市となる

#### 4 前計画時の主な動き

年度	主な動き
20年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・波崎総合支所で総合窓口サービスを開始</li> <li>・路線バス福祉パス交付 ・第三学校給食共同調理場開場</li> <li>・神之池緑地公園芝生広場（グラウンドゴルフ場）開場</li> </ul>
21年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民憲章、市の「花」「木」「鳥」制定</li> <li>・ゆ〜ぼ〜とはさき天然温泉としてリニューアル</li> <li>・銚子大橋・新橋一部供用開始</li> <li>・中国上虞市と友好都市締結 ・土合地区交番開所</li> </ul>
22年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若松児童館開館 ・神栖市の歌制定</li> <li>・防犯ステーション「もりばん神栖」開所</li> <li>・市制施行5周年記念式典 ・銚子大橋暫定供用開通</li> </ul>
23年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿島港北公共埠頭コンテナターミナルへ初入港</li> <li>・3月11日東日本大震災 ・神栖市震災復興計画策定</li> <li>・筑波大学と震災復興に関する連携協定締結</li> </ul>
24年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災から1年、津波避難訓練実施</li> <li>・波崎東小学校と明神小学校が統合し、波崎小学校として開校</li> <li>・市民活動支援センター 平泉コミュニティセンターへ移転</li> <li>・健康都市宣言</li> </ul>
25年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合型地域スポーツクラブ「かみすスポーツクラブ」設立</li> <li>・東日本大震災記録集「未来への伝言」発行 ・津波ハザードマップ完成</li> <li>・中央図書館で「赤ちゃんタイム」スタート ・1000人画廊の製作が再開</li> <li>・神栖市地域特産品第1号を認定</li> <li>・(仮称) 土研跡防災公園が「神栖中央公園」に、築山が「ふれあいの丘」に名前が決定</li> </ul>
26年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神栖中央公園開園 ・土合緑地（いきいきらんど）リニューアル</li> <li>・高齢者の居場所づくり事業（「いこいこかみす・こいこいはさき」）開所</li> <li>・東日本大震災により被災した市内インフラの復旧完了</li> <li>・第38回全国高等学校総合文化祭（いばらき総文2014）開催</li> <li>・茨城県・神栖市合同の総合防災訓練実施</li> <li>・波崎東ふれあいセンター（旧波崎東小学校）開所</li> <li>・神栖市イメージキャラクター及びロゴ・キャッチフレーズ決定</li> </ul>
27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂山都市緑地を津波避難場所として指定</li> <li>・新公設市場開設 ・矢田部ふれあい館（旧矢田部農業研修センター）開館</li> <li>・「イバラキイーブックス」「i 広報紙」での広報紙の配信がスタート</li> <li>・市制施行10周年記念式典の開催</li> <li>・神栖市人口ビジョン、神栖市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定</li> </ul>
28年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書のコンビニ交付サービス開始</li> <li>・波崎総合支所・防災センター開所 ・はさき火葬場開場</li> <li>・「子育てタウンアプリ」公開 ・第二学校給食共同調理場開場</li> <li>・新規路線バスの社会実験実施（矢田部公民館・神栖済生会病院間）</li> <li>・神栖市水素エネルギー利活用戦略策定</li> </ul>
29年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証自主返納者に3万円分のタクシー利用券を交付</li> <li>・神栖警察署が開署 ・(仮称) 神栖中央公園防災アリーナ建設工事に着手</li> <li>・神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合に係る基本合意書を締結</li> <li>・柳川中央公園開園 ・神栖市役所分庁舎がオープン</li> <li>・オリンピックフラッグ・パラリンピックフラッグを神栖市役所に展示</li> </ul>

## 第2節 土地利用、道路・交通

### 1 土地利用

- 国道 124 号を基軸とした沿道型の商業・業務系や工業系、漁業の拠点としての産業系、面的に広がる住宅系などの都市的土地利用と優良農地や河川等の自然的資源を活用した田園・緑地系などの自然的土地利用の均衡を保ちながら、環境にやさしい都市づくりの推進を基本としています。

### 2 道路

- 市内を南北に縦断する国道 124 号が地域の中心的な道路であり、南は千葉県銚子市で国道 356 号に接続しており、また、北は鹿嶋市で国道 51 号に接続し、県庁所在地の水戸市に連絡しています。
- 県道水戸・神栖線から東関東自動車道水戸線に接続し、成田国際空港や東京都心部へとつながっています。このほか、市内幹線道路として、中央部には県道深芝浜・波崎線、海岸部を通る市道 1-9 号線が、南北に長い市域の交通を補完しています。

### 3 高速バス・路線バス等

- 東京方面を結ぶ高速バス路線は、旅客鉄道駅を持たない本市にとって、利便性の非常に高い広域交通手段として、重要な役割を担っています。
- 路線バスは、鹿嶋市ー千葉県銚子市間の便を中心に運行されており、高齢者や高校生などの貴重な移動手段となっていますが、利用者数の低迷などから、運行路線や本数が削減されるなど、利用環境は厳しさを増しています。
- 公共交通を補完するため、市内を 4 エリアに分け、セダン型車両による乗合型のデマンドタクシーを運行しています。

### 4 鉄道

- 最寄り駅は、J R 総武本線の銚子駅、J R 成田線の椎柴駅・下総橋駅・小見川駅、J R 鹿島線の潮来駅、鹿島神宮駅となっていますが、特急の減便・廃止傾向が強く、利便性の低下が続いています。

### 第3節 人口・世帯等

#### 1 人口・世帯数

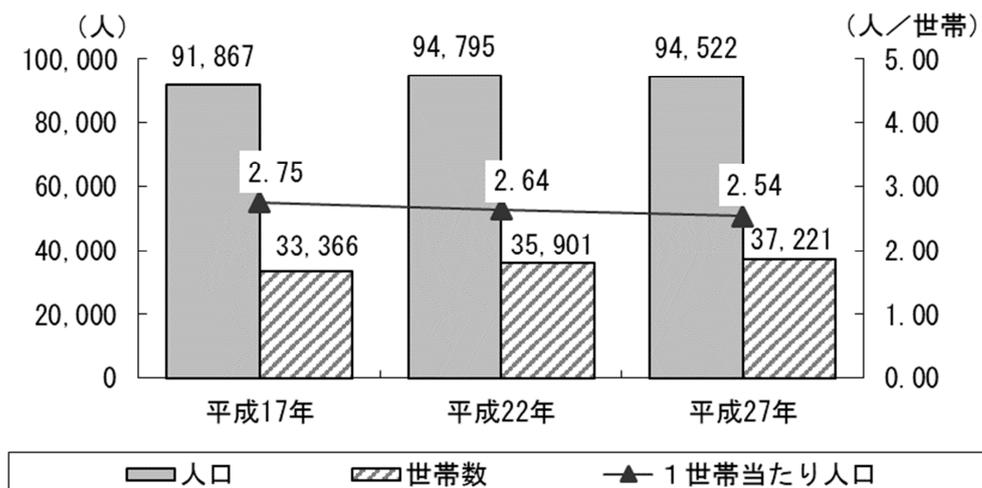
- 平成27年国勢調査によると、本市の人口は94,522人となっています。県全体で、人口減少に転じており、本市の人口も減少率は低いものの減少傾向に入ったと考えられます。
- 平成27年の世帯数は37,221世帯、1世帯当たり人口は2.54人となっています。世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たり人口は減少傾向にあります。県と比較すると、1世帯当たり人口が少ないことから、核家族世帯やひとり暮らし世帯の増加がうかがえます。

(単位：人、世帯)

		平成17年	平成22年	平成27年
神 栖 市	人口	91,867	94,795	94,522
	世帯数	33,366	35,901	37,221
	1世帯当たり人口	2.75	2.64	2.54
茨 城 県	人口	2,975,167	2,969,770	2,916,976
	世帯数(世帯)	1,032,476	1,088,411	1,124,349
	1世帯当たり人口	2.88	2.73	2.59

資料：国勢調査

#### ■ 人口、世帯の推移



## 2 年齢3区分別人口

- 平成27年の国勢調査によると、本市の年齢3区分別人口では、年少人口（14歳以下）が13,713人となっています。減少傾向となっていますが、県と比較すると、割合が1.9%高くなっています。
- 生産年齢人口（15歳～64歳）は60,907人となっています。減少傾向となっていますが、県と比較すると、割合が3.8%高くなっています。
- 高齢者人口（65歳以上）は19,576人となっています。増加傾向にありますが、県と比較すると、割合が6.1%低くなっています。
- 少子高齢化は、確実に進行していますが、県と比較すると、緩やかに進行していると考えられます。

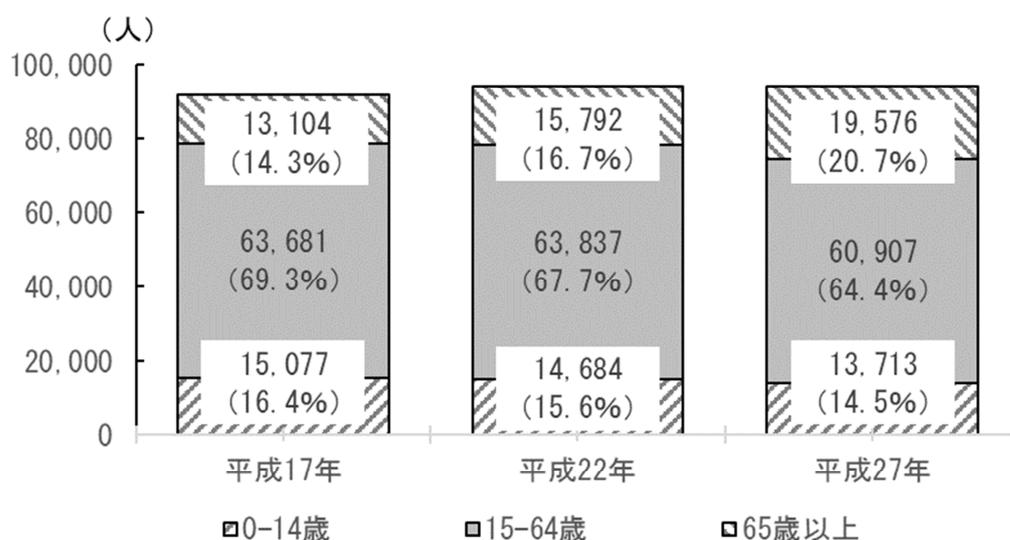
（単位：人、％）

		平成17年	平成22年	平成27年			平成17年	平成22年	平成27年
神 栖 市	65歳以上	13,104	15,792	19,576	茨 城 県	65歳以上	576,272	665,065	771,678
		14.3%	16.7%	20.7%			19.4%	22.5%	26.8
	15-64歳	63,681	63,837	60,907		15-64歳	1,974,159	1,891,701	1,747,312
		69.3%	67.7%	64.4%			66.4%	64.0%	60.6
	14歳以下	15,077	14,684	13,713		14歳以下	422,913	399,638	364,351
		16.4%	15.6%	14.5%			14.2%	13.5%	12.6
計	91,867	94,795	94,522	計	2,975,167	2,969,770	2,883,341		

資料：国勢調査

\*総人口は、年齢不詳も含むため、合計が一致しない場合があります。

### ■ 年齢3区分別人口の推移



### 3 就業構造

- 平成 27 年の国勢調査によると、本市の就業人口総数は 46,946 人となっています。本市においても、国や県と同様に、就業人口は減少傾向に入ったと考えられます。
- 産業別の第 1 次産業では、2,554 人となっています。国や県が減少傾向にある中、微増となっています。
- 第 2 次産業では、16,965 人となっています。国や県が減少傾向にある中、微増となっています。
- 第 3 次産業では、24,784 人となっています。国や県と同様に、増加傾向となっています。
- 県と比較すると、第 2 次産業の比率が高く、その比率も増加傾向であり、鹿島臨海工業地帯を有する本市の特徴が見られます。

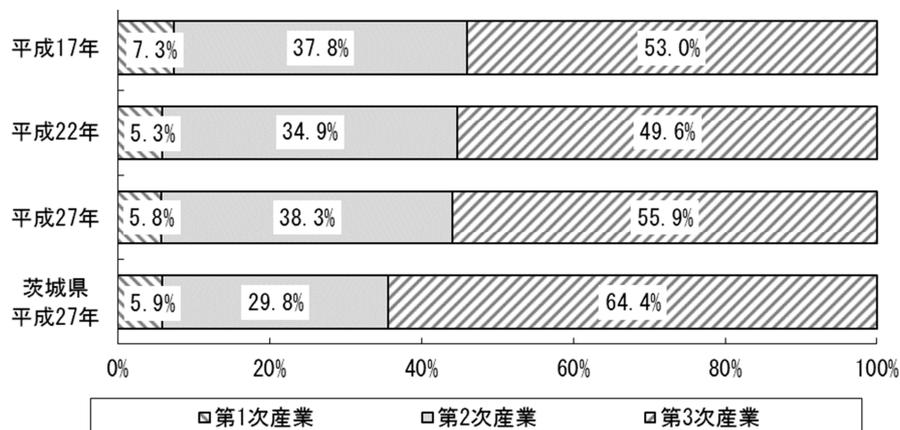
(単位：人)

		第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	就業人口総数
神 栖 市	平成 17 年	3,394	17,597	24,663	46,536
	平成 22 年	2,521	16,542	23,516	47,404
	平成 27 年	2,554	16,965	24,784	46,946
茨 城 県	平成 17 年	107,464	441,329	893,436	1,464,250
	平成 22 年	82,873	401,004	863,268	1,420,181
	平成 27 年	78,996	399,707	864,715	1,400,684
全 国	平成 17 年	2,980,831	15,957,225	41,424,613	61,530,202
	平成 22 年	2,381,415	14,123,282	39,646,316	59,611,311
	平成 27 年	2,221,699	13,920,834	39,614,567	58,919,036

資料：国勢調査

\*就業人口総数には「分類不能の産業」を含むため、合計が一致しない場合があります。

#### ■産業別人口構成比の比較



## 第4節 神栖市の課題

本市を取り巻く社会、経済情勢の変化や市民の各種意向調査などの結果を踏まえ、今後5年間で、施策ごとに取り組むべき課題を整理しました。

### 1 市民協働の推進

- これまで、公共サービスについては、行政が担ってきましたが、本格的な地方分権社会の到来、全国的な人口の減少や少子高齢化など社会情勢の変化、市民の価値観やニーズの多様化・高度化の中では、市民が望む新たな公共サービスなどの提供が難しくなっています。このような状況の中、「住みよいまち」を市民とともに作りあげるため、一層の市民協働を進めることが必要です。
- 行政が主体であった様々な分野において、市民・NPO・事業者等との協働の領域は拡大する傾向にあることから、まちづくりや地域活動の活性化、美化活動など市民協働による取組みを行ってきましたが、今後はさらに、その取組みをより推進するための仕組みや体制の強化が求められます。
- 市民協働については、市民の役割についての意識の共有化や気運醸成のため、市民協働に関する講演会や研修会等を開催しておりますが、さらに、市民協働自体をさらに広く浸透させるため、広報紙等で市民に対するPRを強化することが重要となっています。

### 2 災害に強く、安全・安心なまちの形成

- 東日本大震災の被害を受けたことにより、復興に向けたまちづくりを最優先課題として取組み、災害に強く、安全で安心なまちづくりを進めているところです。今後も、地震や津波など自然災害に対する備えはもとより、工場災害などに対する備えなど、総合的な都市防災力の向上が求められます。
- 救急救助体制については、平成27年に、鹿島医師会や茨城水郷医師会の協力のもと、神栖済生会病院内に鹿行南部地域夜間初期救急センターを開設しました。今後は、救急救命士の養成や医療機関と連携した救急救助体制の充実を引き続き図るとともに、応急手当講習会を実施するなど、救急救護知識の普及に努めることが必要です。
- 犯罪発生率や交通事故件数は高くなっていることから、日常生活における安全を確保するため、警察署等と連携して、市民一人ひとりの防犯・交通安全意識の高揚を図るとともに、犯罪抑止や交通事故の減少に努めることが重要です。

### 3 教育の充実と生涯学習・スポーツの推進

- 学校教育では、子どもの教育環境の向上とともに、確かな学力を身につけ、豊かな心とたくましい身体を育む教育を目指してきました。今後は、きめ細かい学習支援の実施や子どもが主体的に学習に取り組めるようにするための「神栖市授業スタイル」の実施に加え各種の体験学習を取り入れるなどして、学力の向上に努めることが求められます。
- 発達障がいや複数の障がいを併せ持つ幼児が増えているため、幼児相談教室等による子どもの実態に応じた支援対策に努めることが必要です。
- 市民がいつまでも健康に生きがいをもって暮らせるよう、気軽に参加できる学習の場やスポーツ・レクリエーションの場の提供に努めてきました。今後も、市民のニーズに対応した生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動、文化芸術活動を推進する体制づくりに努めることが必要です。

### 4 保健・福祉の充実

- 市民の健康維持や向上を図るため、これまでも各種事業を展開しており、住民健診などの保健活動や健康づくりのための推進などの市民の満足度は高くなっていますが、医療費は増大しており、市民の平均寿命は県内で最も短い状況となっています。今後も、健康診査・各種がん検診の充実に努めることや「地域食育サポーター」による「減塩・適塩」指導や「かみす健康マイレージ」の実施など、市民の参加しやすい健康づくり体制を推進することが重要です。
- 子育て世代が住みやすいように、子育てしやすい環境づくりに努めた結果、市民の満足度や評価が高くなっています。今後はさらに、市民ニーズに合わせた子育て支援を強化するとともに、定住対策として、子育てしやすいまちをPRしていくことも重要と考えられます。
- 家庭や地域からの孤立、経済格差の広がり、貧困の循環（再生産）などもみられ、社会からの援助を必要とする方が増えています。近年のこうした状況に対応していくためにも、お互いに助け合い、支え合う地域づくりを行っていく地域福祉の重要性が高まっています。
- 高齢者が安心して生活できるよう、福祉の充実とともに、地域で支え合うしくみづくりに努めるとともに、市民に対しての認知症の理解への啓発活動など、認知症対策を推進することも必要です。
- 障がい福祉は、相談件数が増加しており、障がいの早期発見・早期治療・障がいの軽減に向け、療育相談や機能回復訓練のさらなる充実に努めることが必要です。

- 医師不足などにより、地域医療体制が弱体化している中、その対策が重要課題となっています。そこで、医師不足解消のため、医師確保事業補助金等により、医師確保や医療施設の充実に努めてきましたが、医師の定着率はまだ低い状況にあるため、今後は、医師の定着に向けた環境整備に努めることも求められます。

## 5 自然環境の保全と地球環境問題への対応

- 市内に残る日川浜や沖の洲、常陸利根川などの豊かな自然環境は、市民が自然に親しむことのできる空間として保全・活用するとともに、観光資源などの貴重な財産として次世代に引き継ぐことが求められます。
- 市内公共施設でクールビズやウォームビズなどの省エネルギー運動などを推進するとともに、再生可能エネルギーの普及啓発に努める必要があります。
- 神栖中央公園の整備や神之池緑地の改修、公園・緑地の計画的な整備・改修を実施していますが、老朽化が進行している施設が増加傾向にあるため、効率的な維持管理に努めていくことが必要です。

## 6 生活環境の向上と秩序ある都市づくりの推進

- 市街化調整区域内において市街地の拡散が進行している状況にありますが、今後も、都市的土地利用と自然的土地利用の均衡が保たれるよう計画的に誘導していく必要があります。
- これまでの市街地形成を踏まえつつ、本市の顔にふさわしい中心市街地の整備などを進めるとともに、将来の人口減少社会の到来に備え、コンパクトシティの取組みについて検討することも必要です。
- 東日本大震災によって被災した市道等の早期復旧や災害に強い上下水道などのライフラインの整備を推進しました。今後も、災害に強いインフラ整備に努めるとともに、浸水被害を軽減するための雨水排水路の整備を推進することが求められます。
- 地域の生活を支えるため、今後進むことが予想される高齢者社会を見据え、市全体の公共交通の利便性を高めることが求められます。
- 今後も「住み続けたいくなるまち」として発展するため、若者世代を中心として、優良な住宅地の供給促進を図ることも必要です。

## 7 地域産業と地域活力の維持・向上

- 鹿島臨海工業地帯を有する国内有数の工業集積地となっていますが、各国のコンビナートと競合していくためにも競争力強化は必要です。そのため、引き続き、鹿島臨海工業地帯競争力強化プランを県・企業とともに取り組むことが求められます。

- ピーマンをはじめ、トマトなどの施設園芸野菜や稲作、その他若松、千両、輪菊などの花卉類の生産も盛んであり、安全で高品質な農産物が高く評価されていますが、高齢化や兼業化が進行しているため、意欲ある若い担い手の育成や耕作放棄地の解消が必要です。そのため、6次産業化に取り組む事業者の新商品開発や販路開拓、加工・販売施設整備の支援等を実施し、生産量日本一の特産品であるピーマン、若松、千両のブランド力の強化に努める必要があります。
- 水産業は、全国有数の漁獲量と水産加工生産量を誇っていますが、高齢化する漁業者、資源状態の悪化、消費者の魚離れ等も問題を抱えています。このため漁業の担い手育成や漁港の整備など、水産業の活性化と魅力ある漁業の推進を図ることが必要です。
- 中小商工業者を取り巻く環境は、厳しい状況下にあることから、消費者のニーズの把握に努め、経営体質の強化を図ることが求められます。
- 少子高齢化に伴い労働者不足が予想され、女性の潜在的能力の活用や産業構造の変化による多様な人材の活用が求められる中、女性活躍推進法が施行されました。このため、市内の企業等と協力して、男女共同参画社会を推進するとともに、働き方改革を行っていく必要があります。
- 観光は、海水浴場や舞っちゃげ祭り等の観光PR強化のほか、カミスココくんによるPR活動、他自治体イベントへの参加等により、市のイメージアップと観光PRを推進することが必要です。

## 8 健全な行財政の推進

- 人材や財源などの行政資源を有効に活用し、健全な行財政運営を目指すとともに、市民協働による各種事業の展開など、まちづくりに対する意識改革に取り組むことが必要です。
- 市民への一層の行政サービスを提供するため、庁内の協力体制づくりや職員研修を実施し、総合窓口の充実に努めていますが、今後も、ワンストップサービスなどにより、市民の利便性とサービスの向上を目指すことが求められます。
- 公共施設は、近い将来一斉に大規模修繕や建替えの時期を迎えるため、「神栖市公共施設等管理計画」などにに基づき、長期的な視点での管理を総合的に推進していくことが必要です。

## 第II部 将来ビジョン

第1章 まちづくりの基本方針

第2章 計画の基本フレーム

## 第1章 まちづくりの基本方針

### 第1節 将来像

本市は、市民との協働により、市民目線に立った市民本位のまちづくりに取り組んでおり、恵まれた自然環境と産業とが調和し、うるおいと安らぎ、安全・安心を兼ね備えたまちの形成を図り、「住み続けたいくなるまち」として躍進しているところです。

また、農水産業の振興や鹿島臨海工業地帯を核とした企業の立地、公共施設、商業・業務施設などの集積を図ることによって、地域を越えて自立した経済圏・文化圏を有する、県内有数の中核都市を目指してきました。

そこで、今までのまちづくりを継承するとともに、市民とともに本市の魅力にさらに磨きをかけ、「住み続けたいくなるまち」として発展していくため、本計画の将来像を「みんなでつくる新しい神栖市!! ～かみすを好きな人があふれる街を目指して～」と設定します。

#### 〔将来像〕

**みんなでつくる新しい神栖市!!**

**～かみすを好きな人があふれる街を目指して～**

## 第2節 まちづくりの理念

将来像の実現に向けて、3つのまちづくりの理念を以下のとおりに定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。

### 1 市民が主役の街を目指して(市民本位の市政に変える！)

- 地域の特性や資源を活用し、市民と行政が良きパートナーシップを築き、互いに役割を担いながら市民協働のまちづくりを進めるとともに、地域組織や市民団体が主体的に取り組むしくみづくりや支援を進めることで、地域コミュニティ活動の活性化を目指します。

### 2 誰もが安心して暮らせる街を目指して(公平公正な市政に変える！)

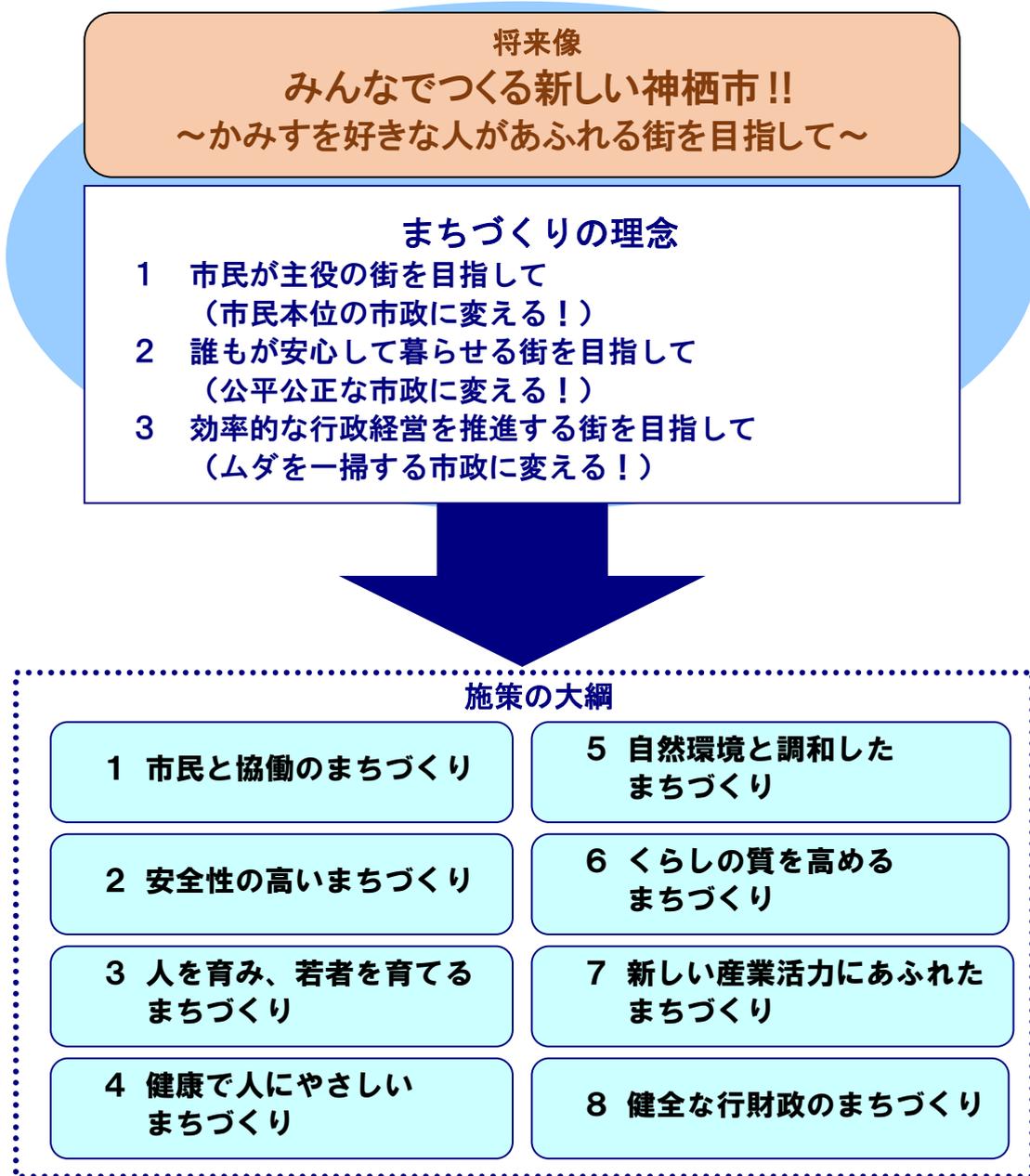
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会づくりを進めるため、地域での支援体制の構築を図るとともに、健康増進のための事業や児童、障がい者や高齢者福祉のさらなる充実を目指します。
- 市民が安心して医療を受けられるよう、医療制度の充実に努めます。
- 自由に学習機会を選択し、学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指します。また、教育面においても、これまで多くの独自施策を実施していますが、市民、関係機関等と相互に連携を図り、幼児教育、学校教育のさらなる充実に努めるとともに、児童生徒の学力の向上を図ります。
- 地域特性を活かしながら、産業と豊かな自然とが調和した、バランスのよいまちを目指します。活気と自然の魅力にあふれ、快適な生活と安らぎの双方を備えた安全で安心できるまちづくりを市民との協働により進めます。
- 農業のさらなる振興を図るため、積極的な担い手の育成や農地の集積を促進するとともに、土地集約型農業や土地利用型農業の生産基盤の整備に努めます。また、活力ある水産業の発展を図るため、安定した漁業生産を促進するとともに、漁港機能の高度化を図ります。
- 立地企業の国際競争力を高めるとともに、新たな産業の立地を促進するため、県・企業等と連携しながら、魅力と活力のある産業拠点づくりを目指します。
- 豊かな緑や水資源、温暖な気候と恵まれた自然環境を活かして、市民や首都圏のスポーツ・レクリエーション拠点として、強化・充実を図ります。

### 3 効率的な行政経営を推進する街を目指して(ムダを一掃する市政に変える！)

- 人口と財政規模においては鹿行地域で最も大きな自治体となっていますが、良好な住環境の維持整備や景観・交通などに配慮した道路整備等に努めるとともに、うるおいと安らぎを兼ね備えた都市空間形成など、計画的な都市基盤整備を一層推進することにより、県内有数の都市を目指します。
- 公共施設や商業・業務施設などの都市機能の集積を図ることによって、地域を越えて自立した経済圏・文化圏を有する魅力と個性にあふれた中核都市の実現を目指します。

### 第3節 施策の体系

本市の「将来像」を実現するため、3つの「まちづくりの理念」を基本として、8つの「施策の大綱」に基づいて各種施策を展開することとします。



## 第2章 計画の基本フレーム

### 第1節 将来人口

本計画の将来人口は、人口ビジョンが目指す将来人口と同様とし、2022年の人口を現状維持の約95,000人とします。

また、年齢3区分別人口では、14歳以下の年少人口が13,136人（13.8%）、15～64歳の生産年齢人口が59,318人（62.4%）、65歳以上の高齢者人口が22,622人（23.8%）とします。

（単位：人、%）

	2005年	2010年	2015年	2020年	2022年	2025年
総人口	91,867	94,795	94,522	94,947	95,076	95,270
年少人口 (14歳以下)	15,078 16.4%	14,759 15.6%	13,760 14.6%	13,223 13.9%	13,136 13.8%	13,006 13.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	63,684 69.3%	64,171 67.7%	61,123 64.7%	59,727 62.9%	59,318 62.4%	58,704 61.6%
高齢者人口 (65歳以上)	13,105 14.3%	15,865 16.7%	19,639 20.8%	21,997 23.2%	22,622 23.8%	23,560 24.7%

\* 2005～2015年が実績値、2020～2025年が推計値（神栖市人口ビジョンの推計値）

## 第2節 土地利用の方針

本市の土地利用は、鹿島開発に伴って進められてきた都市づくりの特徴を踏まえ、国道124号を基軸とした沿道型商業・業務系土地利用や重化学工業と漁業の拠点としての産業系土地利用、面的に広がる住宅系土地利用などの都市的土地利用と優良農地、河川等の自然的資源を活用した田園・緑地系などの自然的土地利用の均衡を保ちながら、豊かな自然と都市が調和した環境にやさしい都市づくりを基本とします。

### 1 都市的土地利用の基本的考え方

#### (1) 商業・業務系

商業・業務系の土地利用は、広範な地域の人々に様々なサービス等を提供する高次都市機能の集積する商業・業務地の形成を図り、本市の顔として広域的な求心力を高めます。

さらに、南北に細長い本市の地形等から、市民の利便性を確保するために、骨格となる国道124号沿道や地域ごとに日常の生活圏を支える商業・サービス機能の充実・強化を図ります。

#### (2) 産業系

産業系の土地利用は、港湾機能を強化し、工業・生産系や流通・業務系の企業立地と操業環境の向上を促進するため、港湾機能の強化や道路など都市基盤の整備を推進します。

また、波崎漁港の充実を図り、沖合漁業及び沿岸漁業の拠点基地として整備を推進します。

#### (3) 住宅系

住宅系の土地利用は、次の4つの区域を設定し、多様化する市民の住環境に対するニーズに応えるように努めます。

- ・専用住宅を主体とし、良好な住環境の保全を図る区域
- ・住宅を主体としつつ、生活利便性を支える商業・流通業務施設などの用途を許容する区域
- ・市街化調整区域における集落は、自然的環境との共存と定住環境の維持を図る区域

### 2 自然的土地利用の基本的考え方

#### (1) 田園・緑地活用系

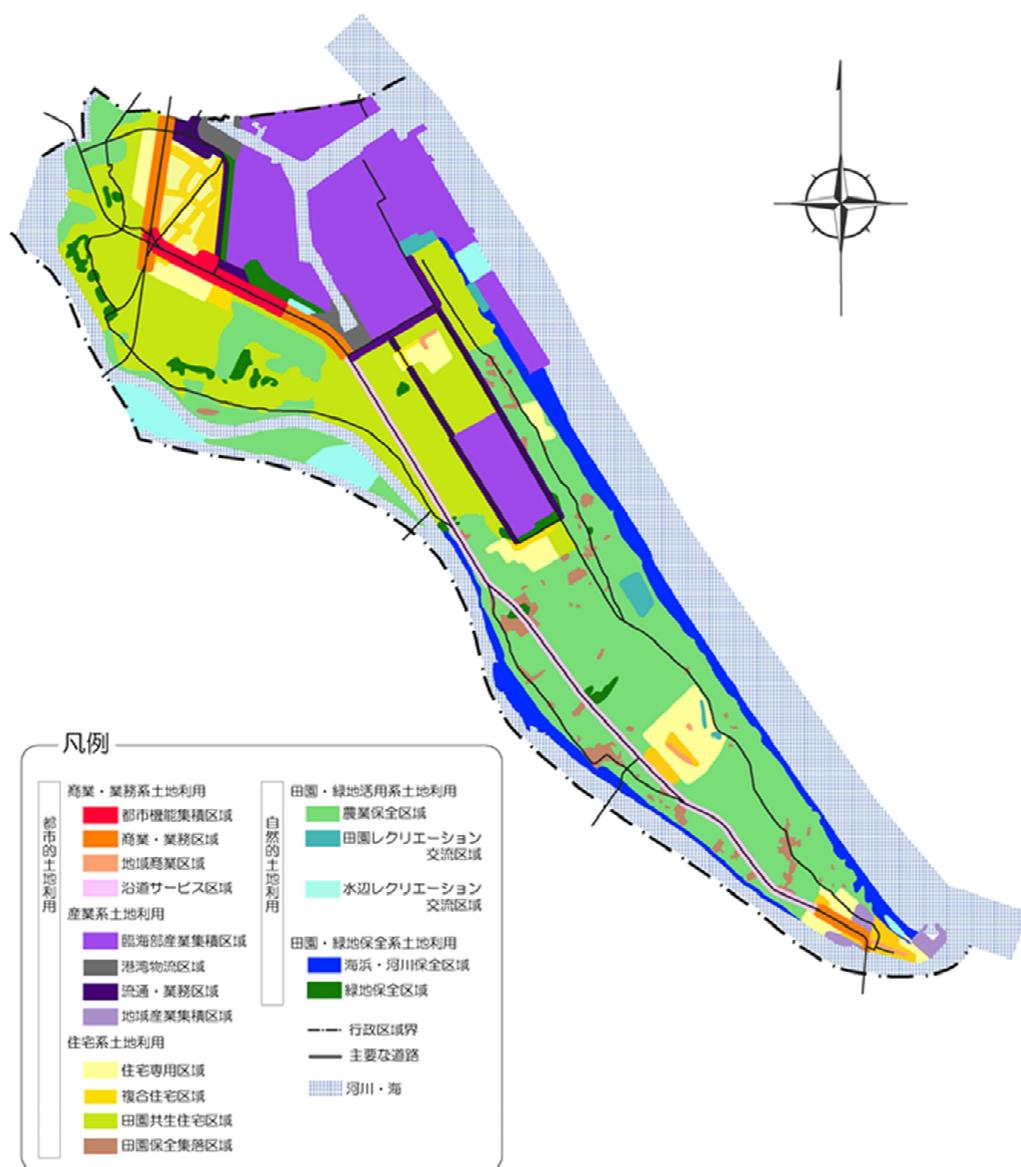
本市の豊かな田園環境や水辺環境は、農業や観光、スポーツ・レクリエーションなど、本市の魅力と活力の向上を支える重要な自然資源となっています。

これまでと同様に、自然的環境を都市活動や産業活動の一部として有効に活用しながら、地区特性に応じ、自然資源の無秩序な土地利用転換を防ぎつつ、適正な自然資源の保護と利活用を進めます。

## (2) 田園・緑地保全系

豊かな自然環境を有する海岸域や河川域などにおいては、水の郷として人々の生活を育んできた貴重な本市の自然資源として残していくために、国定公園や海岸保全区域など諸制度の適切な運用により、無秩序な開発を抑制し、今後も適切に保全していくものとします。

## 4 現況の土地利用





## 第Ⅲ部 基本計画

第1章 重点プロジェクト

第2章 分野別計画

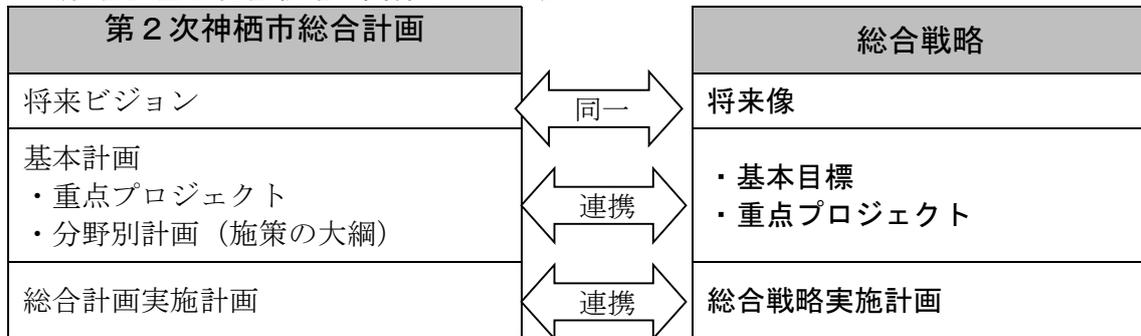
## 第1章 重点プロジェクト

基本計画では、将来ビジョンに掲げる将来像やまちづくりの理念を実現するため、分野別計画として、各施策の方向性や事業などを示していきます。

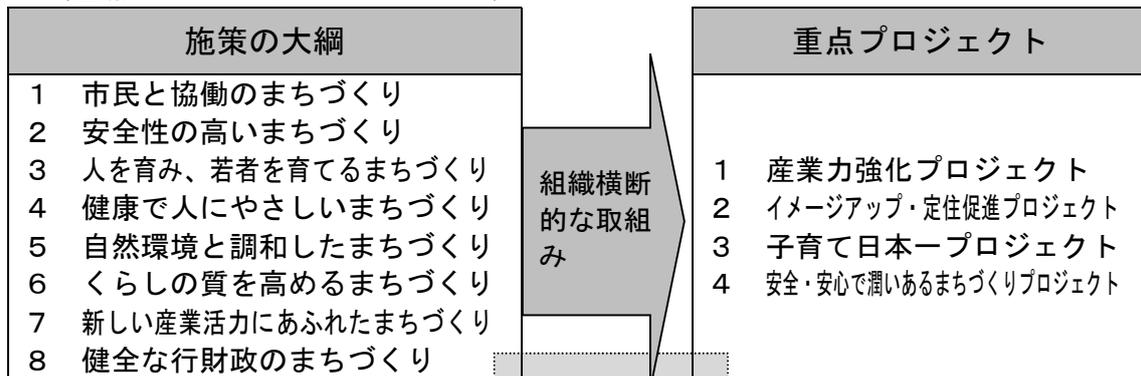
また、本市では、平成27年に策定した「神栖市人口ビジョン」を基に、予想される人口減少に歯止めをかけるべく、雇用が生まれ、人が交流し、子どもを生み育てやすい、安全・安心で魅力あるまちづくりを実現するため、「神栖市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を策定しました。この総合戦略では、基本目標や重点プロジェクトの実現に向けて、神栖市総合計画と相互連携し、本市の経営資源を最大限に活用しながら推進することが必要となっています。

そこで、基本計画（2018～2022年度）においては、総合戦略と相互連携を図るため、総合戦略の重点プロジェクトを組織横断的に取り組むべき施策として、基本計画の重点プロジェクトとして位置付けます。

### 〔総合計画と総合戦略の関係イメージ〕



### 〔重点プロジェクトのイメージ〕



### 【将来像】

みんなで作る新しい神栖市!!  
～かみすを好きな人があふれる街を目指して～

# 1 産業力強化プロジェクト

## 神栖市における安定した雇用をつくる

鹿島臨海工業地帯の競争力の強化や農業・水産業の成長産業化、サービス産業の活性化等に取り組む、神栖市における安定した雇用をつくります。

### ★ 基本的方向

- 鹿島港北公共埠頭の整備や東関東自動車道の鹿島港延伸など立地環境の整備を図るとともに、立地企業への競争力強化支援や企業誘致のさらなる推進を図り、鹿島臨海工業地帯全体の競争力を強化します。
- 6次産業化の推進や農産物の高付加価値化、高品質な水産物供給体制の構築等により農業・水産業の成長産業化を図ります。
- 創業を支援すること等により、サービス産業の活性化を図るとともに、職業教育の推進や女性・高齢者の活躍促進等により、産業を支える人材の確保・育成を図ります。

### ★ 施策と主な取組み

施策	主な取組み
①鹿島臨海工業地帯における競争力強化	<ul style="list-style-type: none"><li>●立地企業の競争力強化のための支援</li><li>●企業誘致のさらなる推進</li><li>●本社機能の移転等</li><li>●立地環境の整備</li><li>●水素社会の実現に向けた取組み</li></ul>
②農業・水産業の成長産業化	<ul style="list-style-type: none"><li>●6次産業化の推進</li><li>●商品価値の高い農産物の生産販売</li><li>●高品質な水産物供給体制の構築</li><li>●地産地消による消費拡大</li></ul>
③サービス産業の活性化	<ul style="list-style-type: none"><li>●空き店舗対策の推進</li><li>●創業支援</li></ul>
④産業を支える人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"><li>●学校と連携した職業教育の推進等</li><li>●女性・高齢者の活躍促進</li></ul>

## 2 イメージアップ・定住促進プロジェクト

### 神栖市への新しい人の流れをつくる

ブランド力の向上の取組みや地域資源を活かした観光の充実化、住宅取得の支援などを通じて、神栖への新しい人の流れをつくり、交流人口・定住人口の増加を目指します。

#### ★ 基本的方向

- 市のイメージアップや公共看板デザインの統一、特産品開発等を推進するとともに、情報発信力を強化することで、市の知名度とブランド力の向上を図ります。
- 大規模イベントの開催に加え、スポーツツーリズムや地域資源を活かした観光の推進を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催を視野に入れた交流の推進等により、交流力を強化します。
- 若年世帯への住宅取得支援や、U I J ターンの促進等により、定住促進のための環境を整備します。

#### ★ 施策と主な取組み

施策	主な取組み
①ブランド力向上	<ul style="list-style-type: none"><li>●イメージアップの推進</li><li>●公共看板デザインの統一</li><li>●SNS等を活用した情報発信力の強化</li><li>●特産品開発のさらなる推進</li></ul>
②交流力強化	<ul style="list-style-type: none"><li>●おもてなし力の向上</li><li>●地域資源を活かした観光等の推進</li><li>●スポーツツーリズムの推進</li><li>●東京オリンピック・パラリンピック開催を視野に入れた交流の推進</li><li>●大規模イベントの開催</li></ul>
③定住促進のための環境整備等	<ul style="list-style-type: none"><li>●住宅取得の支援</li><li>●U I J ターンの促進</li></ul>

### 3 子育て日本一プロジェクト

#### 神栖市での結婚・出産・子育ての希望をかなえる

若い世代の出会いの演出や、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援、医療体制の充実、子育てと仕事の両立支援等を行うことにより、結婚・出産・子育ての希望をかなえます。

#### ★ 基本的方向

- 少子化対策の専門組織を設置し、婚活イベント等を実施すること等により、若い世代の出会いを演出します。
- 妊娠・出産・子育てにかかる経済負担の軽減やきめ細やかな相談・健診体制の構築を進めるほか、保育サービス、放課後児童対策等の子育て支援を強化し、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援を行います。
- 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進するとともに、経済的に就学が困難な学生に対し、奨学金を貸与することにより、子ども一人ひとりの教育を大切にします。
- 安心して出産・子育てができる環境の整備を図るため、医師確保に取り組むほか、小児救急病床の確保や産後ケア事業などにより、医療体制等の充実を図ります。
- ワークライフバランスの普及を図るとともに、社会全体で子育てを応援する環境を整備し、子育てと仕事の両立を支援します。

#### ★ 施策と主な取組み

施策	主な取組み
①若い世代の出会いを演出する	● 出会いやふれあいの場の創出
②妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援	● 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減 ● きめ細やかな相談体制の構築 ● 幼児教育・保育サービスの充実 ● 放課後児童対策の強化 ● 住民への積極的な情報提供
③一人ひとりの教育を大切にする	● 確かな学力と豊かな心を育む教育の推進 ● 就学支援
④医療体制等の充実	● 安心して出産・子育てができる環境の整備
⑤子育てと仕事の両立支援	● 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の普及 ● 子育てと仕事の両立のための環境整備

## 4 安全・安心で潤いあるまちづくりプロジェクト

### 安心して暮らせる魅力ある神栖市をつくる

防災・防犯活動の推進や芸術・文化の振興、公共交通の充実等を通じて、人口減少・高齢化の時代にあっても、安心して暮らせる魅力あるまちづくりを進めます。

#### ★ 基本的方向

- 神栖警察署と連携を図るとともに、防災機能を備えた（仮称）神栖中央公園防災アリーナの整備や地域コミュニティを基盤とした自主防災組織の結成を促進することにより、安全・安心なまちづくりを目指します。
- 市民音楽祭や市芸術祭、美術展など芸術・文化によるまちづくりを進めるとともに、ふるさととして誇れる地域づくりを進め、潤いがあり、魅力あるまちづくりを進めます。
- 今後の人口減少・高齢社会を見据え、重要となる公共交通の充実やコンパクトなまちづくり等を検討するとともに、高齢者が住み続けられる環境づくりを進めます。

#### ★ 施策と主な取組み

施策	主な取組み
①安全・安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●警察署と連携した安全・安心なまちづくり</li> <li>●（仮称）神栖中央公園防災アリーナの整備</li> <li>●地域防災活動の推進</li> </ul>
②新たな魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●芸術・文化によるまちづくり</li> <li>●ふるさととして誇れる地域づくり</li> <li>●（仮称）神栖中央公園防災アリーナの整備（再掲）</li> <li>●新たな魅力づくりに向けた検討</li> </ul>
③人口減少・高齢社会のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域公共交通の充実</li> <li>●多極分散型構造におけるコンパクトなまちづくりの検討</li> <li>●公的施設の最適配置等既存ストックのマネジメント強化</li> <li>●高齢者が住み続けられる環境づくり</li> <li>●健康なまちづくり</li> </ul>

## 第2章 分野別計画

### 〔施策体系〕

1	市民と協働のまちづくり	1	市民協働・地域コミュニティ
		2	人権
		3	男女共同参画
2	安全性の高いまちづくり	1	防災
		2	消防・救急
		3	防犯
		4	交通安全
		5	消費者支援
3	人を育み、若者を育てるまちづくり	1	幼児教育
		2	学校教育
		3	青少年健全育成
		4	生涯学習
		5	地域文化
		6	スポーツ・レクリエーション
		7	交流
4	健康で人にやさしいまちづくり	1	地域福祉
		2	子育て支援
		3	障がい福祉
		4	高齢者福祉
		5	勤労者
		6	保健
		7	医療
5	自然環境と調和したまちづくり	1	地球環境
		2	自然環境
		3	公園・緑地・緑化
6	くらしの質を高めるまちづくり	1	土地利用
		2	市街地
		3	集落地
		4	特定地区
		5	道路
		6	公共交通
		7	住宅・宅地
		8	水資源・水道
		9	墓地・火葬場
		10	情報通信基盤
		11	汚水・雨水
		12	地域環境
		13	資源リサイクル・ごみ処理
7	新しい産業活力にあふれたまちづくり	1	農業
		2	水産業
		3	工業
		4	商業・サービス業
		5	港湾
		6	観光
8	健全な行財政のまちづくり	1	行政運営
		2	財政運営
		3	広域行政

## **第1節 市民と協働のまちづくり**

- 1 市民協働・地域コミュニティ**
- 2 人権**
- 3 男女共同参画**

## 1 市民協働・地域コミュニティ

### ◆ 現状と課題

- 魅力と活力に溢れたまちづくりを展開していくためには、まちづくりへの市民参画が必要不可欠であり、加えて市民の市政への理解と信頼を深めるためにも、全庁的な推進体制で協働のまちづくりを進めていく必要があります。
- 積極的にまちづくりに参加する市民が増えつつある一方、平成27年8月に行った協働のまちづくりアンケートによると、「市民協働」の考え方について、59%が知らないとの回答でした。
- 「市民協働」の考え方を市民に知ってもらうため、広報紙等でのPRを強化し、講演会や研修会等を継続的に実施していくことが求められます。
- 市民主体の地域活動を進めるため、市民活動支援センターの利用促進を図るとともに、市民活動団体の活動状況について、さらなる情報提供の充実が求められます。
- 市民活動支援センターにおいて登録団体の取材を行い、情報紙を作成するなど活動状況を紹介するとともに、ホームページ等を充実させ、登録団体のPRを行うことが必要です。
- コミュニティセンターの老朽化による修繕費等が増加しているため、優先順位をつけて、市民ニーズに対応した維持管理を進めることが必要です。
- 広報紙については、若年層の閲読率が低いことから、紙面の改善等の検討が必要となり、紙面の文字数の減や、文字の拡大、写真を増やすなどにより、見やすい紙面を目指すとともに、詳細情報を要求する読者のため、QRコードを積極的に活用し、ホームページとの連携を強化することが求められます。
- 市民本位の市政を推進するため、積極的に市民と懇談し、幅広く市民の意見を聞くことが求められます。

### ◆ 基本方針

- 市民と行政がパートナーとして、理解・尊重しながらそれぞれの能力を生かし、適切な役割分担のもとに協力し合う「市民協働のまちづくり」を一層進めます。
- まちづくり地域サロンの開催などにより、市民のまちづくりに対する意識改革に努めます。
- 市民団体のネットワークの仕組みづくりを進めるとともに、関係機関等と連携して、市民活動団体やボランティア団体を包括的に支援できる体制を構築していきます。
- 専門知識を持つ、地域に埋もれている人材を発掘し、支え合うまちづくりを進めます。
- 新たなコミュニティづくりに向けて、小学校区を単位とする地域コミュニティ協議会を組織します。

- 協働のまちづくり推進基金を活用して、地区（行政区）や地域コミュニティ協議会などの地域活性化事業に対し、財政的な支援を行います。
- コミュニティ施設の利便性向上に努めます。
- お知らせする情報は、市民目線で分かりやすく提供するよう努めます。

#### ◆ 施策の体系

市民協働・ 地域コミュニティ	1	市民との役割分担の明確化
	2	市民主体のまちづくりの促進
	3	コミュニティ活動の育成
	4	コミュニティ施設の充実
	5	広報・広聴の充実

#### ◆ 主な施策の概要と方向性

##### 1 市民との役割分担の明確化

施策	概要・方向
市民の役割についての意識の共有化	・市民・行政とも、「協働」についての共通の認識を持つよう、市民協働推進指針に基づき、各種施策を展開します。
市民と行政との協働のまちづくりの気運醸成	・まちづくりに関する対話の場づくりなど、市の問題点や市民自身が主体的に実施できることを考える機会を増やします。
市民と行政の役割の明確化	・自助、共助、公助の観点から公園清掃など地域や市民にできることは地域や市民で行えるよう、市民が主体的に活動できるような仕組みづくりを進めます。

##### 2 市民主体のまちづくりの促進

施策	概要・方向
市民参画への環境づくり	・パブリックコメント制度などを活用し、計画策定段階からの市民参画を推進します。

市民提案によるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からのメールや市民懇談会など、市民参加の場を提供します。</li> <li>・市民活動団体からの提案による公益的活動をプレゼンテーション等により評価し、高評価団体に対する事業費助成制度を創設するなど、協働のまちづくり推進事業補助金制度を見直します。</li> </ul>
市民活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体間の交流や情報共有を図るとともに、市民活動支援センターの利用促進に努めます。</li> </ul>
ボランティアとの連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に人的支援を受けられるように、ボランティアとの連携体制を整備します。</li> </ul>

### 3 コミュニティ活動の育成

施策	概要・方向
リーダーの育成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動の中心となるリーダーを育成し、活動の活発化を図ります。</li> <li>・コミュニティの醸成に向けた活動を支援します。</li> </ul>
協働のまちづくり推進基金の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民主体のコミュニティ活動に対し、協働のまちづくり推進基金を活用して、財政的な支援を行います。</li> </ul>
地域コミュニティの醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに組織する小学校区を単位とした地域コミュニティ協議会を支援し、コミュニティの醸成を図ります。</li> </ul>
地区（行政区）活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区活動が活性化するよう、地区活動のPRを行うとともに、活動に見合った助成金の交付を行います。</li> </ul>

### 4 コミュニティ施設の充実

施策	概要・方向
地区集会所の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の身近な場所でのコミュニティ活動を支援するため、地区集会所等の整備を支援します。</li> </ul>
コミュニティセンターの整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティセンター予約管理システムの活用により、施設の効率的な利用を図ります。</li> <li>・波崎地域では、既存公共施設の設置・利用状況を踏まえ、効率的・計画的にコミュニティセンターの整備を進めます。</li> </ul>

## 5 広報・広聴の充実

施策	概要・方向
広報活動の充実	・ 広報紙やホームページ、メールマガジン、ツイッターなど多様な情報媒体の特性を活かして、行政情報などの提供に努めます。
広聴活動の充実	・ 各種団体との懇談会、市政モニター制度の一層の活用を図り、市民の生の声を直接聞く場の充実に努めます。 ・ 市民や地区（行政区）からの要望・意見などは、可能な限りまちづくりに反映させるとともに、その経過や結果は市民に公開します。

◆ 数値目標等

項 目	目標のための考え方	2016 年度	2022 年度	備 考
協働のまちづくり推進補助金の活用	協働のまちづくり事業の充実を図る	26 団体	30 団体	協働のまちづくり推進事業補助金の利用実績
公園美化活動事業		45 団体	48 団体	
地域活性化事業市内全域活性化事業		1 団体	3 団体	
NPO・ボランティア団体数	NPO・ボランティア活動の活性化を図る	174 団体	180 団体	
市民活動支援センターの整備数	市民の活動拠点施設（複合施設）として整備する	1 か所	2 か所	
地域活動拠点数	地域の市民がコミュニティ活動しやすい環境を提供する	0 か所	1 か所	市民活動支援センター併設
市民懇談会開催数	様々な団体と懇談し幅広く市民の意見を聞き市政に活かす	10 回	12 回	
市ホームページアクセス件数	市民から親しまれるページづくりを目指し、アクセス件数 10%アップを目標とする	月平均 103,676 件	月平均 110,000 件	

## 2 人権

### ◆ 現状と課題

- 社会教育や学校教育の場で人権問題に対する学習活動を進めていますが、教育活動全体を通じて、総合的にバランスよく人権感覚を培うことが必要となります。
- 市民の人権問題に対する重要性の認識を深めていくため、今後も各種研修会等に参加するとともに、市民に対する啓発活動の推進に努めていくことが必要です。
- 学校人権教育を推進するため、学校の教育活動全体を通じて、人権意識・人権感覚を培うよう取り組んでいくとともに、今後も学校や家庭、地域社会との交流の場を設けながら、人権教育を進めることが求められます。

### ◆ 基本方針

- 市民に対する啓発活動を推進し、学校や家庭、地域社会における人権感覚、人権意識の高揚を図ります。
- 人権教育を推進するため、県や関係機関、市民団体等との連携を図ります。
- 幼児、児童、生徒の人権感覚を育むため、学習活動づくりや人間関係づくり、環境づくりが一体となった学校人権教育を推進します。

### ◆ 施策の体系

人権	1	人権意識の高揚
	2	学校人権教育の推進

◆ 主な施策の概要と方向性

1 人権意識の高揚

施策	概要・方向
人権感覚の育成・人権意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に関する各種研修会に職員が積極的に参加し、広報紙やホームページへの掲載を通して、市民の人権意識の高揚を図ります。</li> <li>・研修会等で人権講座を開催し、多くの市民に受講の機会を作ります。</li> </ul>

2 学校人権教育の推進

施策	概要・方向
一貫した人権教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼・小・中が連携し、発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、家庭や地域との連携も深めます。</li> </ul>
学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や関係機関と連携して、様々な創意工夫による効果的な啓発活動を推進します。</li> <li>・各教科、道徳、総合的な学習の時間等における学習活動を通じて人権教育の充実を図ります。</li> </ul>
指導体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育や社会教育における人権教育の効果的な活動を推進するため、人権教育の意義やねらいを明確にし、指導者の共通理解と指導体制の強化を図ります。</li> </ul>

### 3 男女共同参画

#### ◆ 現状と課題

- 「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識の解消は徐々に進んでいますが、本来の意味（性別で生じる不平等をなくし、誰もがあらゆる分野で自分らしく参画できる社会）が十分に理解されるには至っていない状況にあるため、男女共同参画計画や男女共同参画推進条例の周知、意識啓発事業などを計画的に進めていく必要があります。
- 男女共同参画の内容は多岐にわたるため、市民フォーラムの開催に加え、女性活躍推進法の施行を受け、市内の企業等と協力して、働き方改革を行っていく必要があります。
- 分野に特化した少人数対象のセミナーの開催や働き方改革の推進（男性の育児休暇取得の促進や女性の登用、今までの労働慣行の見直し）を目的にした事業を今後実施していくことが求められます。
- 拠点機能の整備については、既存の施設を利用する方向で検討する必要があります。
- 学校では、主に社会科や家庭科、保健学習を通して男女共同参画社会の意義とその構成員としての在り方を指導していますが、男女共同参画や人権尊重についての考え方は様々であることから、今後も授業において、男女平等の人権感覚の育成に努める必要があります。
- 審議会等の女性登用率を上げるために、女性の人材情報を収集・整理し、庁内で情報共有することも必要です。

#### ◆ 基本方針

- 男女がともに自由な生き方を選択できる男女平等の意識を広めるため、男女共同参画推進条例や男女共同参画計画に基づき、市民や事業者、行政が一体となって、施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 基本的人権を尊重する精神を育てながら実践力の育成を目標に、男女平等、男女の相互理解・尊重・協力等について様々な教育活動を展開します。

#### ◆ 施策の体系

男女共同参画	1	「かみすハートフルプラン」の総合的な推進
	2	市民一人ひとりの意識の醸成
	3	あらゆる分野における共同参画の推進

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 「かみすハートフルプラン」の総合的な推進

施策	概要・方向
総合的な推進体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の進捗状況を男女共同参画審議会に報告するとともに、ホームページや情報誌を通じて公表します。</li> <li>・男女共同参画社会の形成に向けた総合調整や庁内における連携を効果的に進めるための推進連絡会議を行います。</li> </ul>
拠点機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や事業者が行う男女共同参画に関する活動を支援するための拠点（既存の施設）機能の整備、充実について検討します。</li> </ul>

### 2 市民一人ひとりの意識の醸成

施策	概要・方向
男女平等を目指した意識づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する考え方の普及を図るとともに、男女平等の視点に立って社会通念や習慣の見直しに努めます。</li> </ul>
男女平等の視点に立った教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的人権や互いの性に対する理解を深め、尊重する態度を身に付けていけるよう人権尊重教育や子どもの発達段階に応じた性に関する教育の充実を努めます。</li> </ul>
男女の人権を尊重する意識づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、いじめなど、人権を侵害する様々な暴力を根絶するための啓発に取組み、個人の尊厳が重んじられるよう意識の醸成に努めます。</li> </ul>

### 3 あらゆる分野における共同参画の推進

施策	概要・方向
政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別にとらわれず能力を発揮できる環境を整備し、政策形成や方針決定の場への女性の参画拡大を推進します。</li> </ul>
家庭生活と他の活動の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族を構成する男女が相互に協力するとともに、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と他の活動との両立が可能となるよう支援に努めます。</li> </ul>
人材の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる分野で活動している人材の情報を収集・整理し、女性のチャレンジを支援します。</li> </ul>

◆ 数値目標等

項 目	目標のための考え方	2016 年度	2022 年度	備 考
審議会等女性委員の参画割合	男女の視点の違いによる意見を施策に反映させることを期待する	37.5%	40.0%	

## **第2節 安全性の高いまちづくり**

- 1 防災**
- 2 消防・救急**
- 3 防犯**
- 4 交通安全**
- 5 消費者支援**

## 1 防災

### ◆ 現状と課題

- 東日本大震災を教訓として、今後起こりうる様々な災害に備え、地域や企業等と連携を図りながら、市民一人ひとりの防災意識を高め、災害に強いまちづくりを進めていくことが求められます。
- 地域防災体制の強化について、自助、共助の観点から、地域の防災を担う防災士の育成を推進するとともに、自主防災組織結成率が低いため、結成促進に努めることも必要です。
- 地域住民が自発的に訓練等を行うよう地域の防災意識を高めるとともに、今後も継続して市の総合防災訓練を実施していくことが重要です。

### ◆ 基本方針

- 防災施設、避難路等の整備や自主防災体制の充実など、防災対策を強化します。
- 防火・防災知識の普及、意識の啓発を図ります。
- 災害への備えと対応力のあるまちづくりを進めます。
- 関係部局が連携して津波対策の強化を進めます。

### ◆ 施策の体系

防災	1	地域防災体制の強化
	2	防災意識の高揚
	3	防災対策や災害時対策の強化

### ◆ 主な施策の概要と方向性

#### 1 地域防災体制の強化

施策	概要・方向
地域防災計画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域防災計画で定められた事項等について、平時の備えをはじめ、発災時の初動体制等においてスムーズな対応が図られるよう職員初動マニュアル等の改訂に努めます。</li><li>・地域防災計画は、継続的に見直しを図ります。</li></ul>
災害時の非常食や資機材の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時に避難所となる施設に配備した非常食について、備蓄計画に基づき更新を図るとともに、発電機などの資機材の整備充実を努めます。</li></ul>

自主防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政区を単位とした自主防災組織の結成を推進します。</li> <li>・市民の防災士資格取得について広報紙やホームページなどで資格取得講座を周知するとともに資格を取得する費用の支援を行います。</li> </ul>
防災に関する職員の教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災大学の受講による防災士の資格取得や防災に関する知識の向上を図ります。</li> </ul>
防災行政無線の改善の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線放送について音量や聞こえ方等、市民から要望があった場合に早期に調査し、スピーカーの向きの調整や無線機の移設等で改善するように努めます。</li> </ul>

## 2 防災意識の高揚

施策	概要・方向
防火・防災知識の普及、意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の充実を図るため、リーダー育成のための研修情報等を広報紙やホームページで広く周知するほか、防災出前講座を行います。</li> </ul>
防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年実施している防災訓練の検証を行うとともに、東日本大震災の経験を踏まえたより実践的な訓練を実施します。</li> <li>・行政区単位の自主防災組織による、地域独自の訓練を実施します。</li> <li>・災害時協力協定を締結している市町村と訓練の実施方法等について情報交換を行います。</li> </ul>
防災の啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙、リーフレット、ホームページ等で防火・防災に関する啓発活動を行い、市民の意識の高揚を図ります。</li> </ul>

## 3 防災対策や災害時対策の強化

施策	概要・方向
防災行政無線の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線の維持管理を行うとともに、屋外拡声子局の新設や防災ラジオの有償配布を実施し、難聴地区の解消を図ります。</li> </ul>
緊急時における情報発信体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害や緊急時の情報提供手段として、防災行政無線、防災ラジオ、メールマガジン、防災行政無線フリーダイヤルなどを活用し、正確でタイムリーな情報発信を行うとともに、広報車両や地元消防団による広報活動を含め、確実に情報が伝わるように努めます。</li> </ul>

海岸防災林の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>松の植樹や害虫被害の予防と拡大防止のための薬剤散布、伐倒を行い、津波の減衰効果が期待できる海岸防災林の保全・整備を進めます。</li> </ul>
新しい避難場所の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存 75 か所の避難場所を浸水想定区域や耐震化の有無を根拠に見直すとともに、津波発生時の一時避難場所として、堅固な 3 階建て以上の民間施設を津波避難ビルに指定する協定締結を推進します。</li> </ul>
避難場所標識や誘導標識等の更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>経年劣化等により腐食、破損している避難場所標識・誘導標識等の計画的な更新を行います。</li> </ul>
災害協定の締結の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時は近隣の市町村も被災することが予測されるため、遠方の自治体との災害協定の締結を推進します。</li> </ul>
災害時の燃料の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害復旧等に従事する車両や病院等の民間施設への優先給油が受けられるよう、災害時の燃料不足の事態に備えて、給油所との協定の締結を行います。</li> </ul>
非常用井戸の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き非常用井戸の整備を進めるとともに、整備した非常用井戸の水質検査を定期的実施するなど、適切な維持管理に努めます。</li> </ul>
災害時の通信設備の整備と強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在整備している M C A 無線や衛星電話に加え、市幹部や防災関係部署の職員に新たな通信機を配備し、災害時に相互に連絡がとれるよう通信設備の整備に努めます。</li> </ul>
避難所の機能向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電機等の資機材リース関連会社との協定締結の推進や、M C A 無線等災害時用資機材の点検や使用方法の確認を実施します。</li> <li>季節に応じた備品の調達や衛生管理を含めた環境整備について検討します。</li> </ul>
避難場所における物資の備蓄や機具の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災倉庫の設置や避難場所の空きスペース等を活用した備蓄の充実を図ります。</li> </ul>
放射線量の測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設で定期的に測定を実施し、放射線量の把握と周知に努めます。</li> </ul>

◆ 数値目標等

項 目	目標のための考え方	2016 年度	2022 年度	備 考
自主防災組織 の編成数	地域毎に防災組織を結 成し、防災対策の強化 を図る	58 行政区	91 行政区 (全行政区数)	
防災ラジオの 配布数	難聴地域の改善を図る	1,061 台	2,000 台	
避難場所誘導 標識の設置数	災害時の円滑な避難誘 導を図る	89 か所	128 か所	

## 2 消防・救急

### ◆ 現状と課題

- 消防事務は、神栖市と鹿嶋市の2市から構成される常備消防の鹿島地方事務組合消防本部と非常備消防である消防団で行われています。
- 災害時において、迅速な初動体制を整えるため、消防本部職員や消防団員の補充を進めるとともに、消防体制の強化促進を図る必要があります。
- 消防、防火対策を推進するため、消防本部の充実・整備を図るとともに、消防団の体制強化も求められます。
- 救急業務は、鹿島地方事務組合消防本部において行われています。
- 当市は救急医療が脆弱であり、救急患者や重篤な患者の受入れが不十分な状況であることなどから、これを検証し、対応等を検討するとともに、市民に対する応急救護知識の普及を図ることが必要です。

### ◆ 基本方針

- 消防本部の充実を図るとともに、消防団の体制の強化促進を行います。また、消防水利の計画的な整備を進めます。
- 救急業務については、医療機関と連携しながら救急救助体制の充実を図り、救急収容平均所要時間の短縮に努めるとともに、市民に対する応急救護知識の普及促進に努めます。

### ◆ 施策の体系

消防・救急	1	消防・防火対策の推進
	2	救急活動の推進

◆ 主な施策の概要と方向性

1 消防・防火対策の推進

施策	概要・方向
消防本部体制の充実	・市民の生命、財産を守るため、常備消防体制の充実・整備を促進し、火災発生時に迅速に対応します。
消防団の体制の強化	・広報紙やホームページ等で活動内容をPRするなど、消防団に対する普及啓発を図ることで団員確保に努めます。
消防関連施設の整備	・消防水利（消火栓、防火水槽、深井戸式消火栓）の計画的整備に努めます。 ・消防車両、消防機庫、消防用ホースタワー等、消防団施設の更新を進めます。
水防施設や体制の充実	・近年多発するゲリラ豪雨や台風等に対応するため、水防倉庫の維持管理、土のうの備蓄、水防資機材の配備に努め、水害発生時に迅速に対応できる体制を充実させます。
コンビナート防災の推進	・東日本大震災を教訓に石油コンビナート等災害防止法に基づき、コンビナート各社と災害発生時の迅速・的確な情報伝達、情報の共有ができるよう、共同防災訓練などにより企業との連携を図り、防災の推進に努めます。

2 救急活動の推進

施策	概要・方向
救急救助体制の充実	・医療機関と連携を図りながら、救急救助体制の充実に努めます。
応急救護知識の普及	・消防本部で実施する普通救命講習会に際して、自主防災組織や消防団、婦人防火クラブ等に参加を呼びかけます。 ・小中学校を対象に蘇生教育を実施し、命の大切さや必要な知識を身に付けられるように努めます。
AED（自動体外式除細動器）の普及	・公共施設のAED増設を図るとともに、民間企業に対してもAEDの設置を呼びかけます。

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
消火栓の整備数	水道管新設に併せ、未整備地区かつ住宅密集地を優先し消火栓を整備する	1,813基	1,878基	

### 3 防犯

#### ◆ 現状と課題

- 神栖警察署が開署したことから、より細やかな巡回活動による犯罪防止、地域の治安の向上が期待されています。
- 地域防犯体制の強化への取組みとして、防犯カメラの設置や青色防犯パトロール車による巡回を行っています。
- 刑法犯認知件数は、減少となっていますが、人口比における本市の犯罪率は県内では依然として高い状況にあることから、警察や各団体との連携を密にして、未然防止活動に積極的に取り組んでいくことが求められます。
- 神栖市空家等実態調査により判明した1,029戸の空家等のうち、第三者に被害を及ぼす恐れのある空家等に対して立入調査を実施し、庁内の関係部署で構成する神栖市空家等対策委員会により、311戸の空家等を特定空家等に認定しました。
- 空家等の多くが未登記や未相続で、所有者等の把握が非常に困難であるため、指導等の行政手続きのスピード感を確保するほか、今後想定される高齢者世帯の増加により、さらなる空家等の発生が懸念される状況にあるため、今ある家屋の空家化防止への対策が求められます。

#### ◆ 基本方針

- 警察署、関係団体等と連携しながら、防犯対策の強化を図ります。
- 防犯カメラや防犯灯のインフラ整備の充実を図ります。
- 特定空家等に認定された物件に対し、法及び条例に則った手続きを踏むことにより、所有者等に対し、適正管理を図ります。
- 所有者等が、空家等の相続や管理、利活用に関して相談できる場所を設けることにより、空家化の防止や利活用を図ります。

#### ◆ 施策の体系

防犯	1	防犯体制の強化
	2	安全な地域環境の創出

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 防犯体制の強化

施策	概要・方向
地域防犯体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察署、関係団体等との連携を取りながら、防犯対策の強化を図ります。</li> <li>・防犯カメラやLED防犯灯の設置、青色防犯パトロール車による巡回により、地域防犯体制を強化します。</li> </ul>
防犯意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の防犯意識を高めるために、学校、家庭、関係機関と協力しながら、防犯キャンペーンなどのPR活動を実施します。</li> </ul>
防犯・暴力追放運動の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神栖警察署等関係機関と連携し、防犯運動、暴力追放運動を展開します。</li> </ul>

### 2 安全な地域環境の創出

施策	概要・方向
防犯灯の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の未然防止、交通の安全確保のため、今後も引き続き通学路等の生活道路に防犯灯の設置を進めます。</li> </ul>
防犯カメラの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の未然防止を図るため、街頭防犯カメラの設置を進めます。</li> </ul>
空き地等の適正管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き地等の所有者や管理者、近隣住民の協力を得ながら、適正な管理に努めます。</li> </ul>
特定空家等への指導等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等の所有者等に対して、管理不全状態を改善するように助言・指導、勧告、命令を行います。所有者が命令に従わず、特定空家等が放置されることが著しく公益に反すると判断された場合には、戒告を経た上で市が解体などの措置を代行します。</li> </ul>
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が相続や不動産などの専門団体と協定を結び、相談先を確保することで相続手続きの円滑化を図るほか、空家やその跡地の利活用により空家化抑制を図ります。</li> </ul>

◆ 数値目標等

項 目	目標のための考え方	2016 年度	2022 年度	備 考
防犯灯の整備数	犯罪の未然防止等のため、防犯灯を整備する	9,656 基	10,000 基	
防犯カメラの設置数	犯罪の未然防止等のため、防犯カメラを設置する。	2 か所	14 か所	

## 4 交通安全

### ◆ 現状と課題

- 本市は、自動車の利用率が高く、また、鹿島臨海工業地帯を有することから主要幹線道路は大型車両が昼夜を通して通行しており、これらを要因として多発する交通事故の抑止は、安全・安心なまちづくりを進めるために、重要な要素となっています。
- 交通事故の未然防止のため、地域の実情に応じた交通安全施設の整備や老朽化に伴う定期的な改修が求められます。
- 子どもや高齢者等を中心とした交通安全教育を推進するとともに、交通ルールの厳守と交通マナーの向上を推進するため、今後も積極的に交通安全意識の啓発活動を行うことが必要です。
- 高齢者の運転による事故が増加傾向にあることから、高齢者の運転免許証の自主返納を促すことが必要です。

### ◆ 基本方針

- これまでの交通安全対策は、車中心の対策となってきましたが、これからは歩行者の視点に立って、生活道路等におけるカーブミラーやスクールゾーン等安全施設の整備を推進します。
- 体系的な交通安全教育や交通安全キャンペーンを推進します。

### ◆ 施策の体系

交通安全	1	安全な地域環境の創出
	2	交通事故被害者の救済
	3	交通安全教育の推進
	4	交通安全運動の推進
	5	高齢者運転免許証自主返納の促進

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 安全な地域環境の創出

施策	概要・方向
交通安全施設等の整備	・歩行者、車両の双方の視点に立ちながら、生活道路等における安全施設（カーブミラー、スクールゾーン等）を設置し、安全・快適な交通環境の整備を推進します。
歩道等の整備	・歩行者が安全に通行できる歩行者用の通路の整備を推進します。

### 2 交通事故被害者の救済

施策	概要・方向
交通災害共済加入の促進	・交通事故被害者の救済を目的とする共済制度への加入を促進することで、交通安全に対する意識を高めるとともに、市民の生活の安全と福祉の増進を図ります。

### 3 交通安全教育の推進

施策	概要・方向
交通安全意識の高揚	・多くの交通事故は、不注意や無理な行動が原因で発生していることから、このような事故を防ぐため、体系的な交通安全教育を推進します。

### 4 交通安全運動の推進

施策	概要・方向
各種交通安全キャンペーンの実施	・交通事故を防止するため、交通安全キャンペーン運動を展開し、運転者のみならず歩行者や自転車利用者にも、交通ルールの厳守とマナーの向上を促進します。

### 5 高齢者運転免許証自主返納の促進

施策	概要・方向
高齢者運転免許証自主返納支援の実施	・運転免許証を自主返納した75歳以上の方に対しタクシー利用券3万円分を交付することで、運転免許証自主返納の促進を支援し、高齢者の運転による交通事故の抑制を図ります。

◆ 数値目標等

項 目	目標のための考え方	2016 年度	2022 年度	備 考
交通安全教室 の開催数	交通マナーを身に付け る体系的な交通安全教 育を推進する	53 回	60 回	
あんしん歩行 エリアの整備 状況	歩行者の安全を守るた め、歩行者用の通路を 整備する	17 路線 5,109m	19 路線 13,000m	
高齢者運転免 許証自主返納 者数	高齢者の交通事故抑制 を図るため、75 歳以上 の運転免許証自主返納 の促進を支援する	0 名	300 名	

## 5 消費者支援

### ◆ 現状と課題

- 消費生活センターへの相談内容は複雑多様化してきているため、他部署、他機関、一般事業所等と連携を図り、情報提供先を拡大し、一層の消費者被害の拡大防止と未然防止に努めることが重要となります。
- 悪質商法の被害を未然に防止するため、高齢者自身が関心を持ち、消費者教育を受けることに加え、地域見守り者の一層の育成の強化も必要です。
- 関係部署・専門家と連携した相談体制の強化と消費者安全の確保のための地域協議会・ネットワークの構築に取り組むことや消費者団体が地域見守りの担い手として活動できるよう今後も自主的な学習活動を支援していくことが求められます。

### ◆ 基本方針

- 複雑多様化する相談に対応するため、法律専門家や自治体内部の関係部署との連携強化に努めます。
- 消費者の安全・安心の確保のため、消費生活情報を提供するなど、消費者被害の拡大防止に努めます。
- 消費者関連団体の自主活動を支援します。

### ◆ 施策の体系

消費者支援	1	消費者の安全・安心の確保
	2	消費者教育の推進
	3	消費生活センターの運営
	4	消費者関連団体の育成

### ◆ 主な施策の概要と方向性

#### 1 消費者の安全・安心の確保

施策	概要・方向
消費生活情報や警戒情報の提供	・国民生活センター、県消費生活センターと連携を図りながら、広報紙、ホームページへの消費生活情報の掲載や公共施設に設けた消費者コーナーの充実を図り、広く情報提供することで消費者被害の防止に努めます。
情報提供機能の強化	・被害防止に関する情報の浸透を図るため、各種団体、行政区等への「出前講座」を実施します。

## 2 消費者教育の推進

施策	概要・方向
消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者が自立した消費者として、適切な選択ができるよう幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた消費者教育の充実を図ります。</li> <li>・教育委員会と消費生活センターの連携を強化し、児童生徒を対象とした消費者教育を推進します。</li> </ul>

## 3 消費生活センターの運営

施策	概要・方向
消費生活相談窓口の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談員により、複雑多様化する相談に対応します。</li> <li>・法律専門家や関係機関等と連携し、助言・あっ旋・紹介等を行い消費者トラブルの解決に努めます。</li> </ul>
地域での見守り体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の消費者被害の未然防止のため、ホームヘルパー、民生委員、行政委員などと連携し、悪質商法から高齢者を守ります。</li> </ul>

## 4 消費者関連団体の育成

施策	概要・方向
消費者関連団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者関連団体自らが消費者全体の利益のため、市場における監視機能を高め、情報を発信していけるよう、団体の自主的な学習活動や実践活動を支援します。</li> </ul>

### ◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
消費者出前講座の開催数	自立した消費者の育成を目指して、幼児期から高齢期まで各ライフステージに応じた出前講座による消費者教育の充実を図る	48件	60件	

### **第3節 人を育み、若者を育てるまちづくり**

- 1 幼児教育**
- 2 学校教育**
- 3 青少年健全育成**
- 4 生涯学習**
- 5 地域文化**
- 6 スポーツ・レクリエーション**
- 7 交流**

## 1 幼児教育

### ◆ 現状と課題

- 幼稚園等の教育環境の整備に努めるとともに、発達に応じた指導等、きめ細かな指導・支援体制の充実を図ることが求められます。
- さらなる幼児教育の物的、人的環境の整備、充実とともに、関係機関との情報の共有・交換・協力体制の構築を図ることが必要です。
- 地域や保護者に関われた幼稚園経営を目指して、今後も事業展開を推進するとともに、関係機関との共通理解や連携強化を図ることが必要です。
- 施設の老朽化と多様化する保育ニーズに対応するため、幼稚園、保育所両施設の特徴を生かした認定こども園化を図り、弾力的な施設運営を推進することが必要です。

### ◆ 基本方針

- 幼稚園教育環境の整備や魅力ある幼稚園づくりを目指し、幼稚園の適正配置を推進します。
- 幼児の発達の特性等に対応した幼稚園教育の充実を図るため、指導体制の整備・充実や指導方法の工夫・改善に努めます。
- 地域や保護者の要請に対応した幼稚園運営のため、施設設備を計画的に改修します。
- 学校との連携や情報交換などを実施するとともに、地域ぐるみで豊かな幼児教育を推進します。
- 各保育所、幼稚園、小学校の連携の強化に向け、保幼小会議を開催し、保育・教育についての共通理解を図り、保幼小の滑らかな接続に努めます。

### ◆ 施策の体系

幼児教育	1	幼児の発達特性等に対応した幼稚園教育の充実
	2	地域や保護者に関われた幼稚園経営の推進
	3	保育所・幼稚園・小学校の連携の強化や接続の促進
	4	子育て支援を図る幼児教育相談の充実
	5	研修体制の改善充実

◆ 主な施策の概要と方向性

1 幼児の発達特性等に対応した幼稚園教育の充実

施策	概要・方向
幼児の主体的な活動に配慮した教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児がのびのびと主体的活動を育むことができる教育環境の整備・充実を図ります。</li> <li>・「遊び」を通じて、幼児が主体的に活動できる教育環境を整備します。</li> <li>・一人ひとりの個性を尊重しながら社会性や協調性を培う幼児期にふさわしい学びの展開に努めます。</li> </ul>
指導計画や指導方法の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達の特徴や実情を考慮した適切な指導計画を作成し、学びの連続性を踏まえた指導の充実に努めます。</li> <li>・幼児の特性に応じ、生きる力を育む学習を「遊び」を通じて実践します。</li> <li>・教材・教具を工夫し、主体性を伸ばします。</li> </ul>
障がい児や外国人等指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいを持つ幼児や日本語の不自由な外国人幼児等に配慮した、きめ細やかな指導体制の充実に努めるため、必要に応じて生活指導員や補助教諭の配置に努めます。</li> <li>・幼児一人ひとりの実態に合わせ、適切な発達相談や日本語指導に努めます。</li> <li>・幼児の相談教室「おはなしひろば」や日本語指導教室との連携を図ります。</li> </ul>

2 地域や保護者に関わった幼稚園経営の推進

施策	概要・方向
開かれた幼稚園経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園の園庭開放による親子の交流、保護者の交流の場を提供するとともに、評議員制度の活用と外部評価を導入し、今後も開かれた幼稚園経営を推進します。</li> </ul>
子育て支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労する保護者を支援するため、預かり保育をすべての幼稚園で実施し、子育て支援の充実に努めます。</li> </ul>
認定こども園の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園の適正規模適正配置を推進し、より良い幼稚園教育のあり方を研究しながら、幼稚園と保育所の機能を持った認定こども園への移行について推進します。</li> </ul>

### 3 保育所・幼稚園・小学校の連携の強化や接続の促進

施策	概要・方向
保・幼・小連携の強化 や接続の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・幼稚園・小学校の連携や接続の充実を図るため、幼児教育と小学校教育の接続のための研修の実施や教師、幼児・児童間交流を推進します。</li> <li>・各小学校区での保・幼・小連携会議を定期的に行うことで、各校・園の幼児・児童の実態の共通理解を図ります。</li> <li>・一人ひとりの幼児・児童の実態に合った教育を支援します。</li> </ul>

### 4 子育て支援を図る幼児教育相談の充実

施策	概要・方向
誰もが安心して子育て ができる幼児教育相談 の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児の相談教室「おはなしひろば」が窓口となり、子育ての不安を持つ保護者に教育支援や相談活動を随時行います。</li> </ul>

### 5 研修体制の改善充実

施策	概要・方向
研修体制の改善と充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より良い指導者の育成を図るため、授業研究や各種の研修体制の充実に努めます。</li> </ul>

## 2 学校教育

### ◆ 現状と課題

- 小中学校の児童生徒数については地域差があるため、神栖市学校適正規模適正配置基本計画に基づき検討することが必要です。
- 児童生徒の学力は、小学校においては国や県とほぼ同程度ですが、中学校においてはやや下回っている状況にあることから、小中学校が連携して、9年間を見通した指導を進め、学力向上に努めることが必要です。
- 市採用教諭や学習指導補助員・同補助教員の配置により、きめ細かい学習支援の実施や子どもが主体的に学習に取り組めるようにするための神栖市授業スタイルの実践、各種の体験学習を取り入れるなどして、学力の向上に努めることが必要です。
- 食の大切さは学校だけでなく、家庭においても、普段の生活から問題を解消することが必要です。
- 情報教育、国際理解教育、環境教育など、時代に対応した教育の推進が求められます。
- 発達障がいや複数の障がいを併せ持つ幼児が増えているため、幼児相談教室等による子どもの実態に応じた支援対策を行っていくことが求められます。

### ◆ 基本方針

- 確かな学力を身に付け、規範意識をもって主体的に行動する児童生徒を育てます。
- 県と連携して、市内の小学校・中学校・高等学校の授業内容や活動を充実させ、魅力ある学校づくりに努めます。
- 一人ひとりの多様性を理解し、共生の心や国際性、郷土愛を身に付けた児童生徒を育てます。
- 環境に対する豊かな感受性を育成します。
- 子どもたちがより良い教育環境の中で学べるよう、学校の適正規模・適正配置を推進します。
- 安全で安心な学校生活を送れるよう、施設整備を推進します。

◆ 施策の体系

学校教育	1	確かな学力を身につける教育の推進
	2	豊かな心とたくましい身体を育む教育の推進
	3	自立と生きがいを育む障がい児教育の充実
	4	新しい時代に対応する教育の推進
	5	一人ひとりの夢を育む創意と工夫あふれる教育環境の充実
	6	一人ひとりの学びを大切にする就学支援

◆ 主な施策の概要と方向性

1 確かな学力を身に付ける教育の推進

施策	概要・方向
学習指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数学級編制の実施、学習指導補助員や学習指導補助教員の配置等によるティームティーチング等、個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、基礎的・基本的内容の定着に努めます。</li> </ul>
主体的な学習態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修や訪問指導の充実、各種研修会の実施等を通して、教員の資質向上に努め、学習指導方法を工夫・改善します。</li> <li>・家庭との連携を図りながら、基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図り、主体的な学習態度の育成に努めます。</li> </ul>
体験的学習活動の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然豊かな環境や地域の特色を活かした体験活動をはじめ、伝統芸能体験活動等を取り入れるなど、自ら学ぶ意欲の高揚を図ります。</li> </ul>

2 豊かな心とたくましい身体を育む教育の推進

施策	概要・方向
生徒指導体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭、地域、関係機関との連携を密にし、いじめや不登校、問題行動等の生徒指導上の諸問題の解決に取り組みます。</li> <li>・学校訪問等を通して各学校の生徒指導体制を確認し、必要な援助支援を行います。</li> </ul>
相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会を充実させ、教員のカウンセリング能力を高め、児童生徒の心に寄り添う教育を推進します。</li> <li>・いじめや不登校等の課題に対応するため、登校支援教室や心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談窓口等を充実させ、児童生徒の悩み等の解決を支援します。</li> </ul>

心の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育の年間指導計画や全体計画を見直し、継続的で調和のとれた心の教育を進めます。</li> <li>・発達段階にふさわしい体験活動や交流活動を組み入れ、実感を伴った「心の育成」を目指します。</li> </ul>
学校体育・健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校では積極的な業間運動（2時間目と3時間目の間の長めの休み時間に行う運動）の実施を奨励し、運動量を増やすことで、児童の体力向上を図ります。</li> <li>・学校体育の充実に取り組むとともに、中学校では部活動を奨励します。</li> <li>・保健では、薬物乱用防止教室などの外部講師を活用した授業を取り入れ、健康に対する意識の向上を図ります。</li> </ul>
学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食を通して、正しい食習慣を向上させ、食事や栄養に関する基礎的な理解を深めます。</li> <li>・児童生徒の健やかな成長と健康の保持・増進を図るとともに、食の安全・安心を目標として、内容の充実に努めます。</li> </ul>
給食協働調理場の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と連携しながら食育を実施する栄養教諭の配置に努めます。</li> </ul>

### 3 自立と生きがいを育む障がい児教育の充実

施策	概要・方向
就学前の特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の関係機関と各保育所・幼稚園の連携を図ることで、就学前の特別支援教育の充実に努めます。</li> </ul>
適正な就学を図る教育支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期に就学に係る教育支援を開始することで、保護者との十分な相談期間を設けます。</li> <li>・各検査の結果や日頃の生活の観察記録をもとに、より適正な就学を図る教育支援を推進します。</li> </ul>
個に応じた指導方法の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいや発達の状況に応じ、幼児や児童のニーズに合った指導を実施します。</li> <li>・健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6区分について、指導方法の工夫に努めます。</li> </ul>
社会性や人間性を育む交流教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校在籍児童の居住地交流や他校の特別支援学級在籍児童間の交流会等を通し、社会性や人間性を育む交流教育を推進します。</li> </ul>

#### 4 新しい時代に対応する教育の推進

施策	概要・方向
神栖市教育振興基本計画の総合的な推進	・施策の大綱「人を育み、若者を育てるまちづくり」の理念に沿った教育行政の推進を図ります。
教育委員会事業 点検・評価の推進	・教育委員会の事務について、毎年点検・評価を行い、その結果を公表します。
情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータ教育指導員を各小学校に派遣し、教員の学習指導支援や児童のコンピュータ等を活用した学習活動の充実、プログラミング的思考の育成に努めます。</li> <li>・各学校に配置されている教育用コンピュータは、計画的に整備・更新を行います。</li> <li>・各種情報等の共有・交換が可能となるよう環境を整備します。</li> <li>・情報教育を充実させ、「教育の情報化」に努めます。</li> <li>・情報モラルや情報セキュリティ知識の理解を進めるとともに、適切な判断についての指導を充実させます。</li> </ul>
国際理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語指導助手（ALT）の活用を通して、国際社会に対する理解を深め、広い視野を持った児童生徒の育成を図ります。</li> <li>・自分の考えや意見を表現できるコミュニケーション能力の育成に努め、国際社会で活躍できる人間の育成を目指します。</li> </ul>
環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校外学習や自然体験活動等を通して、環境に対する豊かな感受性を育成します。</li> <li>・緑のカーテンへの取り組みや市環境白書の配布などにより、地球温暖化問題をはじめとした環境への関心を高めます。</li> </ul>
情操・福祉教育の充実	・家庭・地域との連携の中で、人や自然と直接関わる様々な体験を通し、他者をいたわる気持ちをはじめとする豊かな情操や規範意識・社会性の育成を目指します。
職業教育の推進	・企業にとって即戦力となりうる人材の育成を図るため、高校・企業と連携して高校生の地元企業でおこなう長期研修等の職業教育を推進します。

#### 5 一人ひとりの夢を育む創意と工夫あふれる教育環境の充実

施策	概要・方向
学校の適正規模・適正配置の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の適正規模・適正配置を計画的に推進します。</li> <li>・地域性やその成り立ちを充分踏まえた上で地域の合意を重視しながら学区変更の検討を進めます。</li> </ul>

学校施設・設備・教材等の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化したトイレや施設の対策として長寿命化計画を策定し、今後の児童生徒数の推移を見極めつつ、計画的に施設整備を進めます。</li> <li>・教材等については、各学校の不足状況を調査し、計画的に整備します。</li> </ul>
特色ある学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校の特色を発信する学校じまんプロジェクトを推進し、特色ある学校づくりを進めます。</li> </ul>
地域に根ざす開かれた学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員会議や学校評価等を取り入れながら、学校、家庭、地域が連携して、地域に根ざした開かれた学校づくりを進めます。</li> </ul>
教職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や地域から信頼されるよう、授業方法の工夫・改善に向けた研修の充実や保・幼・小・中・高連携の推進等を通して、教職員の資質を高めます。</li> </ul>

## 6 一人ひとりの学びを大切にする就学支援

施策	概要・方向
奨学金制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的に就学が困難な学生に対し、高等教育を受ける機会を支援するため、大学生には学費の貸与、高校生には学費を給与します。また、教育ローン利子補給制度により、大学等（短大含む）に通う子を持つ保護者の負担を軽減するため、教育ローンの利子に対して、補助を行います。</li> </ul>

## 7 安全・安心な教育施設の整備と防災教育

施策	概要・方向
学校施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設は災害時の避難所としての役割や保護者や地域住民等、多様な人々が利用する場であることから、施設を安全に利用するための対策としてバリアフリーを推進します。</li> </ul>
地震・津波等に対応した防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における危険を認識し、日常的備えを行うとともに、状況に応じた的確な判断のもと、自らの安全を確保するための行動ができるよう防災教育の推進に取組みます。</li> </ul>

◆ 数値目標等

項 目	目標のための考え方	2016 年度	2022 年度	備 考
飯田愛子基金 (奨学金) の 新規利用者数	奨学金の一部として、 新規貸し付けの充実を 図る	4 人	20 人	
小中学校長期 欠席児童生徒 数	現状値の 20% 減を目 指す (内訳) 小学生 97 人、 中学生 161 人	211 人	150 人	
引渡し訓練や 親子防災教室 の実施校数	学校での防災安全教室 の充実	27 校	29 校	

### 3 青少年健全育成

#### ◆ 現状と課題

- 少子化や核家族化の進行に伴い、多様な世代間交流の機会が減少するとともに、地域の人間関係の希薄化などによって、人とのコミュニケーションの仕方や集団の中での行動規範などを十分身に付けていない青少年の増加が懸念されています。
- 青少年に豊かな人間性を身に付けてもらうため、各種体験活動や多様な世代とふれあう機会を提供し、コミュニケーション能力や行動力を育成することが求められています。
- 青少年の抱える問題は多様化・深刻化しており、各分野の連携を図りながら、青少年を見守るまちづくりが必要です。
- 青少年のコミュニケーションがインターネット上で活発になっており、非行の予兆が発見しづらい状況を踏まえ、メディアに関する啓発活動や相談員への研修を行うとともに、協力店舗等との連携を一層深めていくことが重要です。

#### ◆ 基本方針

- 青少年の豊かな心と自立性や協調性を育むため、自然体験や交流活動の充実を図ります。
- 青少年非行の未然防止、早期発見等につながる活動を支援するとともに、青少年相談員、家庭、地域、学校関係機関などが連携し、青少年の健全育成に努めます。

#### ◆ 施策の体系

青少年健全育成	1	青少年教育と明るい地域づくりの推進
---------	---	-------------------

◆ 主な施策の概要と方向性

1 青少年教育と明るい地域づくりの推進

施策	概要・方向
青少年健全育成体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の健全育成、非行防止を図るために、青少年相談員による祭典時の街頭補導活動等を実施するとともに、関係機関、団体相互の連携を図ります。</li> <li>・青少年の健全育成への啓発活動を行うとともに、夜間入店断りや有害図書との区分陳列等に協力する青少年の健全育成に協力する店舗登録活動事業を推進し、青少年を見守るまちづくりを推進します。</li> </ul>
子ども会活動の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢の異なる仲間との遊びや活動を通し、地域社会の一員としての必要な知識・技術や態度を学べる場として、子ども会の必要性についての広報活動を行います。</li> <li>・子ども会活動に有用な情報の提供を行うなど運営支援を行うとともに、研修等指導者の育成を行い、子ども会活動の活性化を図ります。</li> </ul>
青少年の体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次代を担う青少年が、様々な体験や他者との交流を通し、社会的に自立するために必要な知識、経験、社会性を育むため、自然・社会体験、集団遊び、昔遊び、異世代交流等の体験活動の充実に取組みます。</li> </ul>
成人式典の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新成人を祝い励ますことを目的として、成人式典を開催します。</li> <li>・新成人で組織する成人式典実行委員会が企画・運営を行い、開催していますが、広報紙やホームページによる実行委員の募集への応募がなく苦慮していることから、市内中学校や高校（リーダーズや高校生会など）への働きかけを行い、早い時期での実行委員の人選を図ります。</li> </ul>

## 4 生涯学習

### ◆ 現状と課題

- 市民ニーズは多種多様であり、このようなニーズに応えていくためには、生涯学習計画に基づき、市民ニーズに対応した各種講座等の充実が必要です。
- 定期講座の見直しを行い、受講者の負担が少ない短期講座を増やすことで、受講機会の充実を図るとともに、若年層に受講を促すため、託児付き講座と親子講座の開催を充実させることも重要です。
- 広報やPRを工夫し、受講機会の充実を図ることも必要です。
- 生涯学習情報を提供するまなびアイかみすの認知度を上げるとともに、ライフステージ別に情報提供の媒体を変えることも必要です。
- フリースペース等の整備を行い、グループの打ち合わせや学習会の場としての活用や展示スペースでの作品展なども実施し、各団体の自立した活動の支援が必要です。
- 時代に合った図書や視聴覚資料を提供するとともに、図書館から遠いなど利用しにくい市民の読書環境の向上が求められています。

### ◆ 基本方針

- 生涯学習推進計画に基づき、「学びの場をつくる」、「学びを生かす」、「学びをサポートする」の3つの基本目標を実現するため、市民と協働して取り組みます。
- 家庭教育に関する啓発や発達段階に応じた学習機会、情報の提供などの充実に努め、親と子どもがともに育つ家庭教育環境の向上に努めます。
- 学習機会の充実に努めるため、自発的な学習意欲を育て、知的・文化的水準の向上を図るとともに、さらなる市民サービスの向上を図ります。
- 豊富で幅広い分野の図書館資料（図書、雑誌新聞、CD、DVD）を収集するとともに、利用しやすい図書館の運営に努めます。
- 読書活動を推進するため、学校等関連機関と連携するとともに、利用サービスの充実に努めます。

◆ 施策の体系

生涯学習	1	生涯学習推進体制の確立
	2	多様な要求に応える学習機会の充実
	3	学習情報の提供と学習相談の充実
	4	指導者の養成と人材確保
	5	生涯学習の拠点づくり
	6	図書館機能の整備充実

◆ 主な施策の概要と方向性

1 生涯学習推進体制の確立

施策	概要・方向
生涯学習推進体制の整備	・生涯学習推進計画に基づき、生涯学習推進本部を頂点とした推進体制を確立します。
生涯学習の振興	・県や関係機関と連携しながら、様々な創意工夫による効果的な啓発活動を推進するほか、学習機会等についても充実を図ります。
利便性の高い施設運営	・公民館施設本来の目的を維持しつつ、時代に即した管理・運営の方法を検討し、市民が利用しやすい生涯学習施設を目指します。

2 多様な要求に応える学習機会の充実

施策	概要・方向
生涯学習事業等学習機会の充実	・市民のニーズに合った学習内容と機会を提供するとともに、自主的に学べる環境づくりに努めます。
生涯学習の推進	・若い世代が積極的に生涯学習活動や市民協働のまちづくりに参加してもらえるよう呼びかけます。 ・幅広い分野で優れた資質と専門的知識を有する市民が、地元で活躍できるようなまちづくりを進めます。

3 学習情報の提供と学習相談の充実

施策	概要・方向
多様なメディアの活用による情報提供	・いつ・どこで・なにを学べるかの学習情報をインターネットをはじめ、より効果の高いメディアを通じて提供します。

#### 4 指導者の養成と人材確保

施策	概要・方向
生涯学習人材バンクの充実・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習活動の充実を図るため、学びたい人と教えたい人がバランス良く活動できる生涯学習人材バンクの充実や周知、活用に努めます。</li> </ul>

#### 5 生涯学習の拠点づくり

施策	概要・方向
生涯学習関連施設の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習施設を適切に活用するため、関係各課と連携しながら必要な整備を行うとともに、内容の充実を図ります。</li> <li>公民館4館だけでなく関連施設と連携を図りながら、学習機会と場所を積極的に提供します。</li> </ul>

#### 6 図書館機能の整備充実

施策	概要・方向
図書館資料の収集と管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>新鮮、かつ幅広い分野の図書館資料（図書、雑誌、新聞、CD、DVD等）を収集します。また、古い本の除籍など使いやすい蔵書管理を進めます。</li> </ul>
学校図書館支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども読書活動推進計画に基づき、学校図書館を支援します。</li> </ul>
市内全域での読書環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>うずも図書館、公民館図書室の効果的な運営を行うとともに、保育園など関連施設と協力して、読書活動の向上を図ります。</li> </ul>
使いやすい運営と専門的なサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様なニーズに対し、赤ちゃんから高齢者まで使いやすい図書館運営に努めます。</li> <li>教養・情報収集に対し、専門的な支援を行うため、司書を配置し、職員研修に努めます。</li> </ul>
青少年に対するサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学生・高校生をはじめとする十代の子ども達へのサービスは、本を読む、勉強する、音楽や映像に親しむ、友達付き合いやおしゃべりを楽しむといった生活パターンを考慮し、その多様さと世代の感性に合わせたサービスに努めます。</li> </ul>

◆ 数値目標等

項 目	目標のための考え方	2016 年度	2022 年度	備 考
子育て講座の受講者数	家庭教育学級等を対象に講座の充実を図る	2,039 名	2,200 名	
生涯学習人材バンクの登録者数	指導者となりうる方に登録を呼びかける	26 人	35 人	
学校図書館図書標準に対する充足率	学校図書館図書の購入や運営を支援する	67.0%	90.0%	

## 5 地域文化

### ◆ 現状と課題

- 時代の変化や多様化する市民ニーズに対応した芸術文化活動を推進することが求められます。
- そのため、より多くの市民が芸術文化を鑑賞できることや市民が気軽に楽しめる芸術文化事業を開催することが必要です。
- 魅力ある歴史民俗資料館を目指し、常設展示や企画展等の定期的な開催に努めた結果、来館者が増加していることから、今後も、市民に歴史や文化に触れる機会を提供するとともに活動の充実が求められます。

### ◆ 基本方針

- 市民が優れた芸術に触れる機会を提供します。
- 創作活動の成果を発表・展示する機会を提供するとともに、文化団体への支援や指導者の育成に努めながら文化芸術活動を振興します。
- 文化財を保護するため、定期的な巡視活動や情報提供に努めます。
- 文化活動を推進する文化センター施設の充実を図ります。
- 歴史や文化に対する意識の高揚を図るため、収蔵資料の充実と調査研究や教育普及に努めます。

### ◆ 施策の体系

地域文化	1	文化活動推進体制の充実
	2	文化活動の振興
	3	文化施設の整備充実
	4	文化財の調査・保護

### ◆ 主な施策の概要と方向性

#### 1 文化活動推進体制の充実

施策	概要・方向
文化関連団体の支援・育成	・市民の創作活動の成果を発表・展示する場を確保するとともに、文化団体主催の事業に対して、後援を行います。
文化活動指導者の確保・育成	・文化芸術の振興を図るため、文化協会や美術展運営委員会、文化団体の活動を支援し、指導者の育成に努めます。

## 2 文化活動の振興

施策	概要・方向
芸術鑑賞や文化活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の創作活動の成果を披露するための場を確保するとともに、市民ニーズを把握しながら、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供します。</li> </ul>

## 3 文化施設の整備充実

施策	概要・方向
歴史民俗資料館の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>分かりやすく、好奇心を刺激する展示や集客力のある企画、ホームページ等による情報提供により、来館者の増加を図るとともに、資料等の収集・保管・調査・研究に努め、その成果を展示に活かします。</li> </ul>
芸術・文化施設の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化センターについては、引き続き指定管理者制度を活用し、市民に親しまれる施設運営に努めます。</li> <li>公民館等については、地域に根ざし、市民に親しまれる活動拠点となるよう、整備充実に努めます。</li> </ul>

## 4 文化財の調査・保護

施策	概要・方向
文化財学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史民俗資料館を拠点として、文化財学習を推進します。</li> </ul>
文化財調査・保護活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護の普及啓発を図るため、広報紙等により情報の発信を行います。</li> <li>未指定文化財の調査を進め、必要に応じて指定の措置を講じるなど文化財保護に努めます。</li> </ul>

### ◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
芸術・文化イベントの年間来場者数	芸術・文化にふれる機会を提供する	12,707人	13,000人	

## 6 スポーツ・レクリエーション

### ◆ 現状と課題

- 生涯スポーツ社会の実現を目指し、運動施設等の環境整備、大会や教室の開催、団体への支援等を行い、さらなるスポーツ活動の推進に努める必要があります。
- スポーツ基本法の施行を踏まえて、新たなスポーツ文化の確立のため、様々なスポーツ活動を継続的に実践できる環境を整備していく必要があります。
- 第74回国民体育大会や2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を機会と捉え、スポーツの振興を進める必要があります。
- 各種スポーツ教室・大会の開催やスポーツ団体の支援をすることにより、市民の生涯スポーツ活動を推進するとともに、体育協会や地域スポーツクラブなどのスポーツ団体や指導者の支援・育成も重要です。
- 指定管理者制度を効果的に活用し、市民のニーズに即した運動施設の効果的な管理運営に努める必要があります。

### ◆ 基本方針

- 生涯スポーツ社会の実現を目指し、子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる機会を提供します。
- いつでも気軽にスポーツを楽しむため、施設の整備充実と併せて効果的な管理・運用体制を図るとともに、学校体育施設の活用を図ります。
- 市民のスポーツ活動を推進するため、指導者や団体の育成を図るとともに、スポーツ情報の提供に努めます。
- スポーツを通して、地域・まちの活力づくりを支援・推進するため、スポーツイベントの実施・支援や地域スポーツ活動への支援を図ります。

### ◆ 施策の体系

スポーツ・レクリエーション・余暇	1	スポーツ・レクリエーション活動の振興
	2	スポーツ・レクリエーション施設の充実

◆ 主な施策の概要と方向性

1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

施策	概要・方向
指定管理者制度の効果的活用	・スポーツ施設の管理・運営や市民のニーズに応えるスポーツ教室などを企画運営することにより、関係団体の育成、スポーツ活動の支援を図るとともに、施設の有効利用を促進します。
関連団体の支援	・スポーツを愛好する個人や団体活動の振興を図るため、体育協会や地域スポーツクラブなど、各種スポーツ大会や教室を自主的に企画・運営するスポーツ団体の活動を支援します。
指導者の人材確保・育成	・地域コミュニティ活動や競技力の向上に欠かすことのできない指導者については、指導者育成研修会への参加支援等を通して、人材の確保と育成に努めます。
新たなスポーツの導入	・関係機関や団体と連携・協力し、子ども、高齢者、障がいのある方も心身の健康と体力づくりにつながり、楽しみながら継続できる新たなスポーツ種目の導入を検討します。

2 スポーツ・レクリエーション施設の充実

施策	概要・方向
施設の充実と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が快適に安心して利活用できるよう、施設の充実と計画的な整備を図ります。</li> <li>・市民の日常スポーツ活動に加え、多様なイベントに対応できるスポーツ活動拠点の整備を進めます。</li> <li>・指定管理者制度を効果的に活用し、市民のニーズに即した利用促進を図ります。</li> </ul>
学校体育施設の効果的な活用	・スポーツサークルや地域コミュニティ活動を支援するため、より身近な学校体育施設の効果的な活用を推進します。

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
市主催マラソン大会の参加者数	スポーツ大会を継続的に開催することにより、市民等の健康増進や体力づくりを推進する	940人	1,970人	

## 7 交流

### ◆ 現状と課題

- 県や関連団体と連携して、市民とともに多文化共生のまちづくりを推進していくことは、社会や経済のグローバル化に対応するために必要です。
- 社会や経済のグローバル化が進展する中、国際性豊かな人材を育成し、交流活動を活性化させるためには、地域に根ざした伝統文化や地域の魅力など、自国の文化や産業を発信できるコミュニケーション能力の育成が重要となります。
- 神栖市国際交流協会が主体となって、国際感覚の醸成のための事業を実施していますが、各種事業への新規参加者が増えないため、市民が参加しやすい事業展開が求められます。
- 米国のユリカ市との間で姉妹都市の締結を、中国の上虞区との間で友好都市の締結をしており、一度は停滞した交流も、再開の兆しが見えたところです。今後は、具体的な交流事業について協議し、調整していくことが必要です。
- 幅広い分野において、他自治体、他団体との交流を図っていくため、若年世代を中心として、地域間交流に市民が気軽に参加できるような事業が必要です。

### ◆ 基本方針

- 外国人を含め市民皆が住みよい多文化共生のまちづくりを推進します。
- 国際社会の中で多様な価値観をもつ人々と協力・協働できる創造性豊かな人材の育成を図ります。
- 海外との交流や地域での活動を通じて、国際化に対応した人づくりを推進します。
- 国際交流団体の育成支援に努め、民間主体の国際交流を推進します。

### ◆ 施策の体系

交流	1	多文化共生のまちづくりの推進
	2	国際化に対応した人づくりの推進
	3	姉妹都市や友好都市との交流活動の推進
	4	多様な地域との交流の促進

◆ 主な施策の概要と方向性

1 多文化共生のまちづくりの推進

施策	概要・方向
国際化推進計画の推進	・国際化推進計画に基づき、横断的・総合的な施策を推進します。
多文化共生の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市国際交流協会とともに、異なる国の文化や習慣など相互理解を図るため、交流機会を提供します。</li> <li>・在住する外国人が地域社会に積極的に参加できるよう日本語習得の機会を提供し、コミュニケーション能力の向上支援に努めます。</li> <li>・在住する外国人が生活していく上で問題や疑問等の相談に対応できるよう、茨城県外国人相談センターを活用するなど、生活支援に努めます。</li> </ul>
情報提供の充実	・在住する外国人に情報が伝わりやすい仕組みづくりを推進します。
都市環境の整備	・多言語表記やピクトグラム表示の案内版など、外国人が暮らしやすく、訪れやすいまちづくりを進めます。
緊急時広報媒体の構築	・災害などの緊急時に備え、日頃から各種情報提供を行う仕組みづくりを推進します。

2 国際化に対応した人づくりの推進

施策	概要・方向
国際感覚の醸成・語学学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在住する外国人の支援や市民の国際感覚の醸成のため、市国際交流協会が実施する各種文化交流事業を支援します。</li> <li>・生涯学習講座などにおいて、外国語をはじめとする異文化を学ぶ機会を提供します。</li> </ul>

3 姉妹都市や友好都市との交流活動の推進

施策	概要・方向
姉妹都市・友好都市交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姉妹都市であるアメリカ・ユースタカ市、友好都市である中国・上虞区との交流事業を引き続き実施します。</li> <li>・各種交流事業を通じて、相互理解と友好親善を深め、国際的視野の広い青少年の育成を図ります。</li> </ul>
交流団体の支援	・市内で活動している団体が、自主的に姉妹都市や友好都市と交流できるよう支援します。

#### 4 多様な地域との交流の促進

施策	概要・方向
多様な地域間交流の推進	・行政、団体ともに、共通の課題やテーマを持つ県内外の市町村や団体と積極的な交流を図り、相互に有益な関係づくりを進めます。

#### ◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
神栖市国際交流協会が実施する各種事業への参加者数	異なる国の文化や習慣など相互理解を図るため、交流機会を提供する	482名	500名	

## **第4節 健康で人にやさしいまちづくり**

- 1 地域福祉**
- 2 子育て支援**
- 3 障がい福祉**
- 4 高齢者福祉**
- 5 勤労者**
- 6 保健**
- 7 医療**

## 1 地域福祉

### ◆ 現状と課題

- 障がいや高齢などにより福祉サービスを必要とする方が、地域の中で自立し、自分らしく生活していけるよう、市民の福祉意識のさらなる高揚や地域で支え合う環境づくりが求められます。
- 社会福祉協議会による福祉教育出前講座やボランティア講座等の実施、学校における福祉体験活動等により、相互に支え合い、助け合う福祉意識の向上に努めていますが、今後も、福祉教育の充実を推進することが重要です。
- 地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会やボランティア活動への支援の強化が求められます。
- 高齢者や障がい者等交通弱者の移動手段の確保や社会参加への支援の充実も必要です。
- 生活保護受給者への援助指導を充実させるとともに、不正受給防止への対応や自立支援を強化することが必要です。
- 災害時の迅速な対応や高齢者の見守り等、地域で支える体制づくりが必要です。

### ◆ 基本方針

- 地域福祉の推進のため、地域の支え合いやコミュニティ活動の活性化、福祉サービス、相談体制等の充実を図ります。
- 関係機関と連携しながら、避難行動要支援者支援や地域福祉体制の強化を図ります。
- 生活困窮者に対し、相談時における適切な対応と制度の説明や相談内容に応じた施策活用についての助言を行います。

### ◆ 施策の体系

地域福祉	1	福祉意識の高揚
	2	地域福祉体制の強化
	3	人にやさしいまちづくりの推進
	4	相談・指導の充実
	5	生活の援護
	6	自立の促進
	7	災害時における要支援者の支援

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 福祉意識の高揚

施策	概要・方向
福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科学習の時間だけでなく、地域と連携した体験学習等により、少年期からの福祉教育を推進します。</li> <li>・ボランティア等の体験的な活動や講演、研修の開催等により、福祉への理解を深めます。</li> </ul>
地域福祉意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画に基づき、相互に支え合い、助け合う福祉意識の向上を図ります。</li> </ul>

### 2 地域福祉体制の強化

施策	概要・方向
社会福祉協議会の充実やボランティア活動の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会の活動と連携を図り、適正な支援を継続していくとともに、福祉ボランティア活動を支援し、地域の共助の力を高めます。</li> </ul>
民生委員・児童委員活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における相談や支援活動を円滑に行うため、各種研修の実施、情報の提供、活動への協力を行うとともに、関係機関との連携を強化します。</li> </ul>
地域包括ケアシステムの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で生活課題を抱えた方に、保健、医療、福祉サービスを組み合わせて提供する地域包括ケアシステムを充実させ、安心して生活できるコミュニティづくりを目指します。</li> </ul>

### 3 人にやさしいまちづくりの推進

施策	概要・方向
バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に通行できるよう、歩道や道路、公共施設のバリアフリー化を推進し、人にやさしいまちづくりを目指します。</li> </ul>
高齢者・障がい者等の移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がい者等の交通弱者に対し、路線バス福祉パスの交付や福祉タクシー制度により、外出を支援します。</li> </ul>

### 4 相談・指導の充実

施策	概要・方向
相談・指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がい者、生活困窮者等に対し、各種施策や制度を適切に活用できるよう相談体制や窓口を充実させるとともに、社会福祉協議会や民生委員など各機関との連絡を密にし、連携を図ります。</li> </ul>

## 5 生活の援護

施策	概要・方向
生活保護の適正実施	・生活保護受給者の状況を綿密に把握し、適切な指導援助を行います。

## 6 自立の促進

施策	概要・方向
就業の促進	・就労を希望する方と綿密な打ち合わせを行った上で個々の援助方針を決定し、関係機関と連携を図りながら、自立に向けた援助指導を行います。
経済的支援の推進	・生活困窮者に対し、生活福祉資金などの貸付制度の周知に努めます。

## 7 災害時における要支援者の支援

施策	概要・方向
避難行動要支援者の安全確保の充実	・避難行動要支援者の安全確保のため、福祉や防災関係機関と関係団体、地域などが連携し、的確かつ迅速に取り組んでいけるよう総合的な支援体制づくりを進めます。
避難行動要支援者世帯の把握	・要支援者がいる世帯を把握し、災害時に迅速に対応できる体制の整備に努めます。
避難所の機能向上	・要支援者がスムーズに避難できる避難所の整備を進めます。

## 2 子育て支援

### ◆ 現状と課題

- 少子化が進行する中、若者世代にとって魅力ある市となるため、子育て支援の充実が重要となっています。
- 神栖市子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種相談、指導、情報提供を充実させるほか、ひとり親家庭の支援の充実に努める必要があります。
- 低年齢児の受入体制の充実を図り、待機児童の解消に努めることが求められています。
- 子育て世代のニーズに対応した各種事業を展開し、一層子育てしやすい環境整備を進める必要があります。
- ひとり親家庭に対しては、子育て支援や生活基盤確保を充実させる必要があります。

### ◆ 基本方針

- 子育て日本一プロジェクトの実現のため、婚活から妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援を行います。
- 市民の保育ニーズを把握し、既存サービスの充実と新たな保育サービスの実施を検討します。
- 待機児童の解消を図るため、認定こども園の整備など、受入体制の充実を推進します。
- 幼保一体化など国の動向を見据え、今後の保育施設のあり方を検討します。
- 子育て相談、指導、情報提供を充実させるとともに、児童館と学童保育も含めた地域子育て支援体制の確立を図ります。
- 児童虐待防止体制の充実を図るため、関係機関と連携を図ります。
- ひとり親が安心して暮らせるよう、相談指導をはじめ、子育てや生活基盤確保に対する支援策の充実を図ります。

### ◆ 施策の体系

子育て支援	1	保育サービスの充実
	2	児童健全育成環境の充実
	3	子育て支援の充実
	4	ひとり親家庭の生活支援

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 保育サービスの充実

施策	概要・方向
民間保育の充実促進	・民間保育所への支援を引き続き行い、保育環境の充実を図ります。
保育施設の整備	・市民の保育ニーズを把握しながら、保育施設の整備に努めます。
保育サービスの充実	・待機児童解消を目指すとともに、市民の要望を把握し、延長保育や地域子育て支援センター、一時保育、休日保育、病児病後児保育、ショートステイなど多様なサービスの実施に取り組みます。

### 2 児童健全育成環境の充実

施策	概要・方向
児童館の整備	・老朽化した施設を必要に応じて整備します。
児童館における子どもの遊び場の確保・活動の充実	・施設の特性を活かした活動を充実させるとともに、子どもたちが遊びを通して心身ともに健やかに成長できるように、地域の遊び場としての環境を整備します。
放課後児童クラブのサービス体制の整備	・放課後児童クラブのサービス体制を整備し、利用意向の充足に努めます。

### 3 子育て支援の充実

施策	概要・方向
子育て相談・指導・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭相談員を配置し、相談、指導等の充実強化を図るとともに、子育てコンシェルジュを配置し、複数の窓口にまたがる妊娠・出産・子育て支援制度等の相談についてきめ細やかに対応します。また、「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期に渡るまでの相談に対して、切れ目のない支援体制を構築します。</li> <li>・ガイドブックや広報紙、ホームページ、スマートフォン用アプリなどにより、広報活動を行い、子育て支援事業の周知に努めます。</li> </ul>
地域子育て支援体制の確立	・地域で子育て支援を行う組織づくりを推進し、その活動を支援します。

児童虐待防止体制の整備	・児童虐待を防止するため、関係機関と連携を図りつつ、適切な指導や支援体制を整備します。
子ども・子育て支援事業計画の推進	・子ども・子育て支援事業計画に基づく施策を関係部局間相互の連携、調整のもとで総合的に展開し、推進を図ります。

#### 4 ひとり親家庭の生活支援

施策	概要・方向
相談・指導体制の整備	・地域における総合相談の役割を果たす母子・父子自立支援員により、関係機関との連携強化を図りながら、相談・指導体制の整備に努めます。
経済的支援の充実	・児童扶養手当や母子福祉資金などの国等が実施する制度の周知に努めます。 ・就労に有利な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給し、経済的支援の充実を図ります。
生活基盤確立の支援	・母子・父子家庭等が安心して子育てと就労ができるよう、保育サービスの提供など、生活基盤確立のための支援体制の充実を図ります。
自主団体の育成・支援	・母子寡婦福祉会の育成強化のため、会員の加入促進に努めるとともに、自主的な母子福祉活動の振興を図るための支援を行います。

#### ◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
土曜日保育の充実（1日保育の実施）	土曜日の午前中保育を行っている民間保育所を1日保育の実施に誘導する	24 保育所	26 保育所	
低年齢児保育施設の整備	増加している低年齢児保育希望者の受入体制を整備する	2 か所	4 か所	

### 3 障がい福祉

#### ◆ 現状と課題

- 様々な障がいのある方が暮らしやすい社会をつくるため、障がいのある方に対する地域の理解を進めるとともに、総合的な支援体制の充実が求められています。
- 問題の発見から解決まで一貫して対応する体制整備を構築し、各種相談や情報提供を充実させることが必要です。
- 3歳児健診において母親の相談に応じながら、必要に応じて児童発達支援事業所等の関係機関につなげるなど、幼児のよりよい成長を目指した支援の充実が必要です。
- 障がい者のひきこもりを避けるため、社会参加を促進することが必要です。
- 精神疾患のある方の将来への不安軽減や正しい知識の普及が求められます。

#### ◆ 基本方針

- 地域社会で生活するすべての人がお互いに支え合い、健康で安心して快適に暮らせる環境のもと、自らの能力を最大限に発揮し、様々な分野に参加することのできるまちな実現を目指します。
- 障がい者自らが災害に対する知識を学び、日頃の備えを十分行うことや家族、地域住民が災害時の避難体制を整備するため、自助・共助・公助の理念を具体化した避難行動要支援者対策を推進します。
- 障がいの早期発見や適切な治療、療育の充実を図るため、保健、医療、福祉等の専門的な機関やスタッフを確保し、連携を図ります。
- 民生委員・児童委員が個人情報保護法を正しく理解し、関係機関のネットワークに積極的に参加し、障がい者の支援に努めます。

#### ◆ 施策の体系

障がい福祉	1	障がいに対する意識の醸成
	2	総合的な相談体制の整備
	3	保健・医療対策の推進
	4	在宅生活の支援
	5	施設サービスの充実
	6	社会参加の促進
	7	精神保健対策の推進

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 障がいに対する意識の醸成

施策	概要・方向
障がい者に対する正しい理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある方に対しての正しい知識や理解を深めるため、福祉教育や様々な機会を通じて、広報や啓発活動に努めます。</li> <li>・民生委員・児童委員に対し、障がい福祉についての研修を行い、意識の啓発に努めます。</li> </ul>

### 2 総合的な相談体制の整備

施策	概要・方向
各種相談・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙や冊子により、各種障がい福祉制度の情報提供に努めるとともに、サービス提供機関や民生委員等との連携を図りながら、包括的に対応する体制の確立に努めます。</li> <li>・民生委員・児童委員に対し、障がい者に対する各種制度の研修を行い、地域での支援体制の強化に努めます。</li> <li>・特別支援教育連携協議会での情報交換を通し、各種障がいに応じた適切な支援や相談機関を提供します。</li> </ul>

### 3 保健・医療対策の推進

施策	概要・方向
保健・医療対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健康診査を実施し、医療機関等と連携しながら、障がいの早期発見、早期治療を進めます。</li> <li>・障がいの軽減に向けて、言語聴覚士による言葉と発達の治療相談事業、心理発達相談員による療育相談事業、理学・作業療法士による機能回復訓練事業等を引き続き実施します。</li> <li>・幼児の相談教室おはなしひろばでは、幼児の発達について関係機関との連携により、相談やアドバイスをを行い、子どものより良い成長につなげます。</li> </ul>

### 4 在宅生活の支援

施策	概要・方向
居宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の日常生活等の地域生活を支援するため、障害者総合支援法に基づく居宅介護サービスの提供に努めます。</li> </ul>

生活介護・生活用具給付等在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所施設等による生活介護や自立訓練サービスにより、障がい者の自立の促進を図ります。</li> <li>・障がい者の在宅生活を支援するため、日常生活用具等の給付事業を行います。</li> </ul>
経済的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の生活安定のため、各種手当制度の継続や周知に努め、介護給付費や医療費などの経済的負担の軽減を図ります。</li> </ul>
団体の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者団体との連携をより一層強化するとともに、団体の活性化のため、自主的な活動を支援します。</li> </ul>

## 5 施設サービスの充実

施策	概要・方向
通所施設サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間施設の誘致に努めるとともに、児童発達支援事業所・地域活動支援センターや福祉作業所の既存施設を活用し、さらに利用者のニーズに応じるためのサービス提供体制の充実を図ります。</li> </ul>

## 6 社会参加の促進

施策	概要・方向
社会参加に対する支援の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体が実施するレクリエーションやスポーツ大会参加等のサポートを継続します。</li> </ul>
雇用・就業の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労を支援するとともに、一般的な就職が困難な方のため、障害者総合支援法に基づく訓練等給付費のサービスを提供することにより、支援を行います。</li> </ul>

## 7 精神保健対策の推進

施策	概要・方向
正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患のある方を正しく理解してもらうための広報啓発活動や家族、地域、本人、関係者での学習の場をつくり、支援に向けた関係者のネットワーク会議を実施します。</li> <li>・民生委員や児童委員に対し、精神保健に関する研修を行い、精神障がいについて理解を深めます。</li> </ul>

相談や利用施設のあつ旋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来への不安を軽減するため、居住系サービスの照会や相談支援事業所の案内などを行い、利用の拡大に努めます。</li> <li>・こころの悩みやこころの病気について、窓口・電話相談を行うとともに、必要に応じて専門機関の紹介をします。</li> </ul>
地域での受け入れ体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院後、地域で生活できると判断された方の地域移行の促進に努めるとともに、デイケアやグループホームなど地域での受け入れ体制の整備を図ります。</li> </ul>

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
相談支援事業の利用者数	実情に合った的確な情報の提供や相談を受けられる体制を構築し、相談件数の増加を目指す	618人	892人	
訪問系サービス利用者数	施設入所ではなく、地域（在宅）での生活を確保するため、訪問系サービスの利用促進を図る	142人	234人	
通所サービス利用者数	就労困難な方が通所により日中の創作活動や介護サービスを利用できるように、在宅生活の充実を図る	314人	495人	

## 4 高齢者福祉

### ◆ 現状と課題

- 高齢化の進行に伴い、高齢者福祉に関するニーズは、ますます多様化し、要支援・要介護認定者数も増加すると予測されます。そのため、様々な施策を通じて元気な高齢者づくりに努めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業や予防給付サービスを重視しながら、健康を維持するための取組みの充実が引き続き重要となります。
- シルバーリハビリ体操教室について、地区教室は増えていますが、指導士の高齢化等で活動している指導士の数が伸び悩んでいるため、継続して3級指導士養成講習会を開催することが必要です。
- 家族介護教室は、全体の講習であることから個々の身体状態に対応した講義が難しいため、介護者自身の身体的負担だけでなく、精神的負担を軽減する内容を教室に盛り込んでいくことが求められます。
- シニアクラブ数と会員が減少しているため、会員増へ向けた取組みが必要です。

### ◆ 基本方針

- 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画をもとに、高齢者に必要な様々な福祉施策を実施し、高齢者への支援や元気な高齢者づくりのための取組みを行います。また、平成29年1月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、要支援認定者への訪問サービスや通所サービスが地域支援事業に移行されたことから、事業の円滑な実施に取組みます。併せて、認知症や在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備などの重点事業に取組みます。
- 介護保険事業については、「円滑な制度運営のための体制整備」「利用者への配慮」「苦情処理体制の整備」「保険者としての市の支援体制」の4点を基本方針として、介護保険事業の円滑な運営に取組みます。

### ◆ 施策の体系

高齢者福祉	1	介護保険の推進
	2	介護予防と日常生活支援
	3	生きがい対策の充実

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 介護保険の推進

施策	概要・方向
サービス提供基盤（介護関連施設・人材等）の充実促進	・高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、利用意向を反映した適切なサービス提供基盤の整備に努めます。
介護予防事業の充実促進	・高齢者が要介護状態にならないよう、ボランティア等の活動などインフォーマルな活動を含めた地域資源を活用し、介護予防事業の強化を図ります。
ケアマネジメントの充実促進	・介護支援専門員に対して、ケアマネジメントの支援、研修や相談、指導を通して資質の向上を促進することにより、居宅サービスの充実を図ります。
アセスメントの推進	・本人やその家族の心身状況、生活状況、住環境等を踏まえた上でその方の抱える生活問題、要望等を総合的に把握することに努めます。
24時間地域で生活できる体制の整備	・要介護者等の住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるため、日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターで対応していきます。
制度に対する理解の促進	・介護保険制度をパンフレット、広報紙、ホームページ等を利用して広く市民に周知するとともに、居宅介護支援事業所等との連携により、情報提供や理解の促進を図ります。

### 2 介護予防と日常生活支援

施策	概要・方向
地域包括支援センターの充実	・日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターの機能強化を検討し、推進していきます。
高齢者等の生活支援事業の推進	・軽度生活援助事業をはじめとする各種サービスの充実を図るとともに、高齢者の生活支援ニーズを把握し、新たな生活支援サービスの提供に取組みます。
機能訓練の充実	・在宅の身体機能に支障のある方に対し、医師や理学療法士等の指導のもと、各種訓練を提供することにより、日常生活能力の回復や能力の低下の防止を図ります。

介護予防・日常生活支援 総合事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援認定者、事業対象者対象の介護予防・生活支援サービス事業、一般高齢者対象の一般介護予防事業について、より一層の充実を図っていきます。</li> <li>・高齢者自らが地域の介護予防の一端を担う人材となるよう、各種ボランティア活動などに積極的に参加し、活躍できるよう支援するとともに、地域支援サポーターポイントを導入し、事業の充実を図ります。</li> </ul>
家族介護支援事業等の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族介護交流事業などを実施し、高齢者を介護している家族の身体的、精神的不安の軽減に努めます。</li> </ul>
高齢者見守り事業の充 実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし高齢者を見守るために、消防署と連動した緊急通報システムの整備や安否確認のために定期的に乳製品を配達する愛の定期便事業を実施します。</li> </ul>
認知症対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の理解への啓発活動を積極的に推進します。</li> <li>・成年後見制度についての理解を深めるために講演会等を開催します。</li> <li>・実態に合った市民後見人のあり方を検討します。</li> </ul>

### 3 生きがい対策の充実

施策	概要・方向
シニアクラブの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各単位シニアクラブの活動支援を継続するとともに、シニアクラブ連合会と連携しながら、単位シニアクラブ数や会員数の増加に努めます。</li> </ul>
シルバー人材センターの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の社会参加と生きがいづくりのため、今後もシルバー人材センターの活動支援に努めます。</li> </ul>
生涯大学等高齢者の生きがい活動促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者のニーズを把握し、新たな講座開設など、高齢者が自らの生きがいを見出す気運を高めながら、多くの受講生が参加できるような取組みを行います。</li> </ul>

◆ 数値目標等

項 目	目標のための考え方	2016 年度	2022 年度	備 考
家族介護教室 の参加者数	地域支援事業の中で地 域の実情に応じた事業 を展開する（地域包括 支援センターごとに実 施）	15 人	30 人	
認知症高齢者 家族やすらぎ 支援事業の実 施状況	地域で暮らす認知症高 齢者とその家族を支援 するために養成講座の 開催と修了者による訪 問活動を実施する	191 人 11 人	200 人 20 人	養成講座修 了者 訪問活動利 用者
生涯大学等の 実施状況	生涯学習の機会を充実 させる	1,419 人	1,800 人	延参加者数

## 5 勤労者

### ◆ 現状と課題

- 労働経済の分析では、有効求人倍率が高水準となるなど、雇用情勢は着実に改善が進んでいるとされていますが、地方においては、依然として厳しい雇用情勢が続いている状況です。
- 少子高齢化による労働力の減少を踏まえ、長時間労働の是正など働き方を見直し、より多くの人々が働きやすい環境をつくるとともに、労働力の減少を見据えて女性や高齢者の就労を促すことが求められます。
- 国や県と連携し、地方創生の流れを活用し、雇用創出を推進することが重要です。

### ◆ 基本方針

- 国や県の施策と連携しながら、雇用の安定や地域経済の活性化を図り、勤労者が安心して生活できる環境づくりを促進します。
- 勤労者が安心して働ける労働環境の構築のため、国や県などの関係機関等と連携しながら、労働条件の改善と福利厚生の実施等を促進し、勤労者福祉の充実に努めます。
- 勤労者の知識や技術習得の機会を提供し、各種制度による職業能力開発を促進するとともに、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の在宅就業の支援を行います。

### ◆ 施策の体系

勤労者	1	勤労者福祉の充実
	2	雇用や就業の促進

### ◆ 主な施策の概要と方向性

#### 1 勤労者福祉の充実

施策	概要・方向
雇用の安定	・国や県と連携しながら雇用の安定と拡大のため、各種情報提供や資料の収集、PR等による周知を図ります。
労働環境の改善促進	・労働環境の向上と安定した労使関係の構築を支援することにより、働きやすい環境づくりを促進します。

## 2 雇用や就業の促進

施策	概要・方向
職業能力開発の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・勤労者が能力を高めて適した仕事に就くことができるよう、再就職に必要な知識や技能を身に付けるための職業能力開発の向上を促進します。</li><li>・働く意志や能力を持った高齢者に対する就業支援を実施します。</li><li>・国や県と連携するとともに、地域の特性を活かした市独自の施策を実施し、勤労者の生活の安定と産業の発展を図ります。</li></ul>
就業の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の就業支援に向けて、国や県等関係機関との連携・協力を行います。</li></ul>

## 6 保健

### ◆ 現状と課題

- 市民の健康維持や向上を図るため、各種事業におけるPRにより、健診受診者が増加しているものの、未受診者が多い状況であることから、今後も、利便性を向上させた総合健診を充実させるとともに、保健知識の普及啓発を推進することが求められます。
- 健康づくり体制の推進については、地域による活動を促進することやかみす健康マイレージをはじめとする市民が楽しみながら健康づくりができる取組みを充実させることが必要です。
- 母子の健康の保持や増進を図ることを目的に、地区ごとに担当保健師を配置し、母子保健に関する知識の普及や各種相談事業により、育児不安の軽減や育児支援を図っています。支援の必要な妊産婦が増えており、助産師、保健師など専門職の継続支援が必要です。
- 感染症の予防については、法に基づく定期予防接種の実施に加え、任意予防接種の助成を行い、公衆衛生の維持向上を図っていますが、予防接種による副反応等のリスクなどの誤った認識も存在することから、客観的な情報を伝えるとともに、引き続き接種勧奨に努めることが必要です。
- 国民健康保険制度については、健康増進や地域医療の確保には不可欠な制度ですが、国保財政は大変厳しい状況にあるため、医療費の削減、保険税の収納率の改善など保険財政の安定化に努めることが必要です。
- 国民年金については、国からの法定受託事務であり、国民年金に関する各種届出の受理、国民年金制度の普及啓発等の事務を充実させることが必要です。
- 介護保険制度については、今後も要支援・認定者数の増加が見込まれることにより、介護予防意識の向上や介護サービスの拡大を図ることが求められます。
- 後期高齢者医療制度については、制度の周知と円滑な実施が重要となっています。

### ◆ 基本方針

- 市民と行政が一体となって健康なまちづくりを進めます。
- 健康寿命を伸ばすため、健康マイレージ事業や各種健診、筑波大学との協働研究事業により、生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組みます。
- 各種健診・健康相談等の充実や感染症の予防促進を引き続き実施します。
- 国民健康保険については、収納率の向上を図るとともに、医療費の適正化対策などを充実させます。
- 国民年金については、日本年金機構と連携した取組みを推進します。

- 介護保険制度については、適切な要介護認定やケアマネジメントを推進するとともに、給付の適正化とサービスの向上に努めます。
- 後期高齢者医療制度については、制度の円滑な移行と適正な実施を図ります。

◆ 施策の体系

保健	1	年代やライフスタイルに応じた健康づくりの支援
	2	母子保健事業の充実
	3	感染症対策の推進
	4	国民健康保険財政の健全性の確保及び国民年金の周知
	5	介護保険の円滑な実施
	6	後期高齢者医療制度

◆ 主な施策の概要と方向性

1 年代やライフスタイルに応じた健康づくりの支援

施策	概要・方向
マンパワーの確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健診事業や訪問事業等の充実に向け、保健師、助産師、看護師、管理栄養士など、専門職の継続的な確保を図ります。</li> </ul>
健康管理システムの整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児から高齢者まで各種健診や予防接種のデータを一元的に管理し、活用していますが、さらなる充実を努めます。</li> </ul>
保健知識の普及及び啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりが健康に向けた行動がとれるよう、保健知識の普及を行うとともに、関係機関と連携を図り、啓発活動を推進します。</li> </ul>
健康診査・各種がん検診の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子の健やかな成長発達を促すため、妊娠期から乳幼児期までの健康診査及び健康診査費用の助成を実施します。</li> <li>・各種がん検診等の節目年齢への周知、予約による利便性の向上、併用健診を行い、受診定着を図ります。</li> <li>・生活習慣病の予防、疾病の早期発見・治療を目指し、健康診査実施の啓発のための広報活動の充実と受診率の向上を図ります。</li> <li>・人間ドック等について、引き続き費用の一部を助成します。</li> </ul>

健康づくり体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進計画、食育推進計画、歯科保健計画を一体化した第2次健康かみす21プランに基づき、市民の健康づくりを推進します。</li> <li>・まちづくりの根幹を担う自治会や地域で活動する団体との連携を強化し、協働して健康づくり事業の円滑な運営を図ります。</li> <li>・個人や家庭での健康づくりを支えていくため、健康づくり推進協議会を主体として、関係団体や関係機関とのネットワークを確立します。</li> <li>・健康づくりを側面からサポートする地域の人材育成に努め、市民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組める体制を確保します。</li> </ul>
献血運動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所等との連携や広報等での周知を行うなど、献血率の向上に向けた支援を行います。</li> </ul>

## 2 母子保健事業の充実

施策	概要・方向
健康教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦やその家族に対して、保健知識や育児方法等の普及を図り、妊婦の仲間づくりの場として交流が持てるように各種教室を開催します。</li> <li>・子育て中の親子に対して、幼稚園や保育所、児童館において、健康教育を行い、むし歯予防や食育を通して育児の支援や知識の普及に努めます。</li> </ul>
母子健康手帳の活用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の交付の際、十分な説明を行うとともに、手帳の活用方法と母子の健康管理及び育児支援について周知を行います。</li> <li>・妊産婦健診の重要性を周知し、妊産婦健康診査費用を助成することにより、受診の勧奨を行い、安全・安心なお産を迎えられるよう、また産後うつ病予防に努め、妊産婦の健康支援を強化します。</li> </ul>

乳幼児健康診査・訪問指導・相談等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こんにちは赤ちゃん訪問（乳児全戸家庭訪問事業）、乳幼児健康診査や育児相談事業により、疾病の早期発見に努めます。</li> <li>・乳幼児健康診査については、健診の未受診者に対して、受診勧奨に努めるとともに、訪問指導や相談の充実を図り、育児不安の軽減や育児支援に努めます。</li> <li>・周囲に援助者がいなく育児不安を持つ産婦に対し、産後ケア事業を通して、母子の体調管理や育児指導を行い、産後うつ予防、育児への不安解消及び虐待等の防止を図ります。</li> </ul>
---------------------	---

### 3 感染症対策の推進

施策	概要・方向
予防の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の発生予防やまん延防止を進め、公衆衛生の向上を図るため、広報紙やホームページを利用し、予防接種等の重要性を啓発するとともに、感染症の情報を提供します。</li> <li>・関係機関と連携しながら、感染症に関する情報と正しい知識を迅速かつ適切に周知を図ります。</li> </ul>
予防接種の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、予防接種の必要性の周知を行うとともに、感染症の発生やまん延を防止し、公衆衛生の維持向上を図ります。</li> </ul>

### 4 国民健康保険財政の健全性の確保及び国民年金の周知

施策	概要・方向
収納率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険財政の健全化を図るため、適正な保険税の賦課に努めます。</li> <li>・短期被保険者証等の交付により、滞納者との面談の機会を設け、収納率の向上に努めます。</li> </ul>
医療費の適正化促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト点検等の医療費適正化対策により、国民健康保険医療費の抑制に努めます。</li> </ul>
特定健康診査等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査や特定保健指導を実施し、自ら生活習慣改善に取り組むよう行動変容を促進し、医療費の抑制を図ります。</li> <li>・健康維持や向上のため、40歳から74歳までの被保険者を対象に年1回健康診査を実施し、適切な保健指導を行います。</li> </ul>

相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金制度の目的を達成するため、窓口での年金相談やパンフレットの配布、広報紙を活用した市民への制度の周知などを積極的に行います。</li> <li>・関係機関と協力・連携を図り、きめの細かい相談体制を構築します。</li> </ul>
年金受給権の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢や障害、死亡に関して、必要な給付を受けることができるよう、保険料の納付や免除の推進を的確に行うなど、該当被保険者の年金受給権の確保に努めます。</li> </ul>

## 5 介護保険の円滑な実施

施策	概要・方向
制度に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度への理解を求め、安定的な制度の運営に努めるとともに、広報紙やホームページ等を利用して広く市民に周知し、サービス事業所等との連携により、情報提供体制の整備に努めます。</li> </ul>
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターを中核とし、その地域に住む高齢者の様々な相談を受け、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として、総合相談窓口に取り組みます。</li> </ul>
介護予防施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護状態になる前から高齢者に対して継続的に一貫性を持ったマネジメントに基づく介護予防を実施し、要介護状態の発生やその悪化を予防するとともに、生活機能の維持・向上を図ります。</li> </ul>
保険料納付の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納率の向上を図るため、パンフレットの郵送や広報紙、ホームページ等に掲載し、口座振替の推進や納付啓発活動を実施し、滞納者に催告書の発送、夜間電話催告に努め、収納率の向上を図ります。</li> </ul>
適正な給付の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度の適正な給付を図るため、過剰なサービス提供等が生じないように、事業者への適切な指導を行います。</li> </ul>

## 6 後期高齢者医療制度

施策	概要・方向
後期高齢者医療制度の円滑な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な実施に努めるとともに、制度の円滑な移行と実施を推進します。</li> </ul>

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
介護保険料口座振替件数	介護保険料普通徴収の口座振替を推奨する	3,837件	4,200件	
介護保険料収納率	収納率を上昇させることによって、安定的な介護保険事業運営を図る	96.65%	97.00%	現年度分
献血者数	茨城県献血推進計画の目標量に比例した数値を確保する	2,000人	2,500人	
がん検診受診率（胃がん）	がん検診受診率の向上を図る	7.62%	30.00%	
脳血管疾患の死亡割合	脳血管疾患の患者減少を図る	9.54%	9.50%	
後期高齢者医療制度の円滑な実施	保険料収納率の向上を図る	98.75%	99.80%	
特定健康診査受診率	特定健診の実施や成果に係る目標値を設定し、その達成に向けた取組みを強化する	31.7%	43.0%	
特定保健指導実施率	特定保健指導の実施や成果に係る目標値を設定し、その達成に向けた取組みを強化する	33.7%	55.0%	
人間ドック等一部助成者数	国民健康保険や後期高齢者医療被保険者の健康保持や増進を図る	423人	500人	

## 7 医療

### ◆ 現状と課題

- 市内の3つある二次救急病院は、いずれも医師不足となっており、鹿行南部地域の救急医療についても、医師不足の影響で救急患者が県境を越えて千葉県へ搬送されているのが現状です。
- 医師不足対策を展開したことにより神栖済生会病院に常勤小児科医が確保され、平成26年度から県の小児救急拠点病院の指定を受けるなど、小児救急医療が充実されましたが、内科医などの医師不足の解消に至っていないことから、さらなる医師確保が求められます。
- 開業医や病院勤務医の協力を受けて、休日の日中や日曜日の夜間に軽症患者を診る診療体制を構築するなど地域医療体制の確立に努めていますが、二次救急病院の負担軽減のため、引き続き協力をお願いするとともに、開業医を誘致することも必要です。
- 健康についての不安や悩み相談などのため、健康ダイヤルによる24時間365日の相談を実施しています。また、毎年発行している健康カレンダーや救急医療適正利用促進パンフレット、広報かみす等で定期的に救急医療の適正利用に係る啓発を実施していますが、救急搬送の約5割が軽症患者です。

### ◆ 基本方針

- 茨城県と連携しながら地域医療の確保に努め、併せて休日・夜間・救急医療の充実を図ります。
- 医療関係機関と連携しながら疾病の早期発見や早期治療体制の確立と生活習慣病予備軍に対する継続的な支援を実施します。
- 医療福祉制度の適正な実施を推進し、利用しやすい制度となるよう引き続き周知徹底を図ります。
- 神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合の実現と神栖済生会病院の本院機能の充実が図られるよう、両病院や県と連携し取り組みます。
- 鹿島労災病院の建物について、利活用の方針を検討します。

◆ 施策の体系

医療	1	医療機関の充実促進
	2	地域医療体制の確立
	3	保健・福祉と医療のネットワーク体制の確立
	4	各種福祉医療の充実

◆ 主な施策の概要と方向性

1 医療機関の充実促進

施策	概要・方向
市内医療機関の充実促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に安心して医療サービスを受けたり、健康相談ができたりするかかりつけ医の普及定着や医療機関の充実促進を図るため、医師の確保についての支援を推進します。</li> <li>・医師不足を解消するため、医師確保事業補助や医科大学との寄附講座設置による医師確保などの有効な施策は引き続き実施し、より医師が確保できる有効な手法や制度を検討・実施します。</li> <li>・将来、市内医療機関で医師を志す学生への修学金貸与制度や市内及び近隣市出身の医師が市内の医療機関に勤務した場合に医師本人への支援など、本市への医師の定着の推進を図ります。</li> <li>・二次救急医療機関が、市民に多い脳血管疾患や心疾患等の早期発見及び早期治療を行うために必要な高度医療機器の整備に要する経費に対して補助します。</li> </ul>

2 地域医療体制の確立

施策	概要・方向
病診連携や広域医療ネットワークの充実促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関や保健所等と連携しながら、様々な障害・病気に対する相談・指導体制の充実を図ります。</li> <li>・機能回復や機能低下防止のため関係機関が連携、協力し、総合的なリハビリテーションを進めます。</li> <li>・医療機関等と連携を強化するとともに、広域的な医療ネットワークの構築を促進し、身近な医療から高度医療まで安心してサービスを受けられる体制の確立を促進します。</li> </ul>

地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日の軽症患者への対応を図るため、休日に診療を行う医療機関の確保に努めます。</li> <li>・安心して子どもを育てることができるよう小児救急医療の充実に努めます。</li> <li>・二次救急医療体制の整備については、広域医療体制として、県の保健医療計画に基づき、関係機関と協力、連携を図りながら推進します。</li> <li>・神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合の実現と、神栖済生会病院の本院機能の充実が図られるよう、両病院や県と連携し、取り組みます。</li> <li>・再編統合で役目を終える鹿島労災病院の建物について、さまざまな行政サービス機能などを備えた施設としての利活用方針を検討していきます。</li> </ul>
---------	--

### 3 保健・福祉と医療のネットワーク体制の確立

施策	概要・方向
早期発見・早期治療体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康についての不安や悩みを相談でき、指導や支援が行える体制の充実に努めます。</li> <li>・障がいや疾病が発見された子どもに対し、早期に適切な治療や療育が行えるよう、関係機関との連携を強化します。</li> <li>・疾病の予防や早期発見、早期治療ができるよう、健康診査の受診機会の拡大に努めるとともに、受診後のフォローを実施します。</li> <li>・生活習慣病予防のための健康教育やリスクに応じた支援を行います。</li> </ul>
情報交換の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な医療や保健対策が講じられるよう、関係機関との情報交換の推進と連携を図ります。</li> </ul>

### 4 各種福祉医療の充実

施策	概要・方向
「神福」制度の適正な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市独自の医療費助成制度である「神福」については、国や県の動向を踏まえながら、制度の適正な実施に努めます。</li> </ul>

◆ 数値目標等

項 目	目標のための考え方	2016 年度	2022 年度	備 考
健康教育の実施件数	小中学生に喫煙防止教育を実施することにより、健康づくりの啓発を図る	18 校	20 校	全小中学校 22 校
救急車の平均搬送時間（鹿島地方事務組合消防本部管内）	救急搬送病院への収容にかかる平均所要時間を短縮していくため、受け入れ病院と消防本部との連携及び医療環境整備の促進に取り組む	51.2 分	40 分台	

## **第5節 自然環境と調和したまちづくり**

- 1 地球環境**
- 2 自然環境**
- 3 公園・緑地・緑化**

## 1 地球環境

### ◆ 現状と課題

- 環境基本計画に基づいた省エネルギー対策の推進など、環境諸施策を進めていますが、市民が主体となって環境活動に取り組むことができる仕組みづくりが必要です。
- 地球温暖化防止対策の一環として、市庁舎をはじめ市有施設でクールビズやウォームビズなど神栖市省エネルギー推進運動を実施していますが、今後も、太陽光や創エネルギーなど多角的なクリーンエネルギーの普及促進に努めるとともに、電気自動車の普及・促進も求められます。
- 風力発電施設は、地域住民の健康、生態系や自然環境への影響等について、取扱要項に基づき配慮を求めるとともに、洋上風力発電施設については、船舶航行等の安全確保について、適切な対応を行う必要があります。

### ◆ 基本方針

- 地球温暖化対策に係る補助制度による支援や再生可能エネルギーの導入促進を進めるとともに、市民、事業者、行政の三者による環境の諸課題に取り組む組織として、環境ネットワークの設立を進め、広く市全体の環境の保全と創造を図ります。
- クリーンエネルギーの導入については、多角的に取組み、二酸化炭素の排出抑制に努めます。
- 再生可能エネルギーとして期待されている風力発電施設の建設については、地域住民の健康等への影響、生態系や自然環境の保護等について、また、洋上風力発電施設については、船舶航行の安全確保等を十分配慮するよう事業者に求めます。

### ◆ 施策の体系

地球環境	1	環境基本計画の推進
	2	環境意識の高揚
	3	新エネルギー導入の促進

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 環境基本計画等の推進

施策	概要・方向
環境基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境基本計画における各種施策の進行管理を行うとともに、策定から5年を目途に見直しを行います。</li> </ul>
「かみす環境ネットワーク」の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関する活動を行っている団体等と連携し、組織化に向けた骨子等を協議し、「かみす環境ネットワーク」の設立を図ります。</li> </ul>
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全率先実行計画（地球温暖化対策実行計画）に基づき、各施設等のエネルギー使用量の定時調査を行い管理するとともに、ESCO事業を活用するなど、省エネルギーに関する取組みを進めます。</li> <li>冷暖房設定温度の遵守について、啓発活動を行います。</li> </ul>

### 2 環境意識の高揚

施策	概要・方向
環境意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県次世代エネルギーパーク事業を積極的に活用し、新エネルギーや省エネルギー等に関する取組みを広く紹介し、次世代のエネルギーのあり方について理解の増進を図ります。</li> </ul>

### 3 新エネルギー導入の促進

施策	概要・方向
新エネルギーの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーについて、促進啓発を行います。</li> <li>風力発電施設の建設に際して、地域住民等への人的影響、生態系や自然環境保護などに十分配慮するよう、民間事業者をはじめ、関係機関等に求めます。</li> <li>市民等が電気自動車の購入や電気自動車急速充電設備の設置に対し補助を行い、環境に配慮した次世代自動車の普及促進を図ります。</li> </ul>

◆ 数値目標等

項 目	目標のための考え方	2016 年度	2022 年度	備 考
公共施設の CO <sub>2</sub> 排出削減 率	エネルギーの効率的な 利用促進や省エネ機器 への転換を推進する	1.40%削減 (平成 22 年度比)	12.0%削減 (対平成 22 年度 比)	パリ協定に 基づく目標 値

## 2 自然環境

### ◆ 現状と課題

○利根川、常陸利根川、鱒川、堀割川などの河川は、市民に潤いを提供する機能を有していますが、十分な環境整備ができていない状況もあるため、市民の自然環境保全への意識の高揚を図るとともに、河川の美化と自然環境保全に努めながら、河川の景観を良好に保ち、潤いある空間を創出することが求められます。

○遠浅で水のきれいな海岸や河川等の豊かな自然環境を活用し、市民と観光客が楽しめるリゾート等の開発の検討も必要です。

### ◆ 基本方針

●自然環境を守り育てるため、市民の自然保護意識の高揚を図るとともに、市民、事業者、行政が連携し、自然環境の保全に取り組めます。

●河川の美しさと自然環境を保全し、潤いと安らぎの空間を創出する環境整備を図ります。

●海岸線の環境美化や海岸防災林等の保全に取り組めます。

●市民が安全で快適に海浜レクリエーションなどを楽しめるよう、自然環境を活用します。

### ◆ 施策の体系

自然環境	1	自然保護思想の普及
	2	自然環境の保全
	3	自然環境の活用

### ◆ 主な施策の概要と方向性

#### 1 自然保護思想の普及

施策	概要・方向
自然保護意識の高揚	・自然環境に関する情報や学習機会を提供するなど、自然環境の保護に対する啓発活動に努めます。
市民参加による美化活動の促進	・市民参加による清掃活動を継続的に実施して、環境保全と環境美化に対する意識の向上を図ります。

## 2 自然環境の保全

施策	概要・方向
河川環境の保全	<ul style="list-style-type: none"><li>・河川改修と併せ、河川の美しさと自然環境を保全し、水質浄化を図ることで、潤いある空間の創出に努めます。</li><li>・利根川の堤防未整備地区の築堤事業については、国土交通省との連携を密にして、早期完成を図ります。</li><li>・堀割川周辺の除草等を実施し、河川の環境美化と良好な景観の保全に努めます。</li></ul>
河川の水質浄化	<ul style="list-style-type: none"><li>・霞ヶ浦流域の自治体や国、県と連携を図りながら、流域全体として水質浄化に努めます。</li></ul>
海岸環境の保全	<ul style="list-style-type: none"><li>・海岸防災林の松くい虫等による松枯れ被害防止に努めます。</li><li>・海岸美化活動等を通じて漂着ごみ等を回収するなど、海岸環境美化を推進します。</li></ul>
砂利採取への規制強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・認可基準を守らない砂利採取行為に対し、砂利採取業者への指導を徹底して行うよう、県に働きかけます。</li></ul>

## 3 自然環境の活用

施策	概要・方向
安全・快適な自然環境の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・海浜レクリエーションの拠点となる日川浜や波崎海水浴場など、市民や観光客が安全で快適に過ごせる自然環境を活用した空間づくりに努めます。</li></ul>

### 3 公園・緑地・緑化

#### ◆ 現状と課題

○都市公園については、配置の均衡を図りながら整備するよう求められていますが、現状では地域によって配置に偏りがみられます。また、市民生活に潤いのある公園環境の提供が不可欠ですが、施設の老朽化などにより多額の費用が必要となるため、効率的に維持管理を行っていくことが必要です。

○市民ボランティアの協力により、市内7か所のフラワーロードへ花苗の植栽を実施しています。ボランティアの参加者数も年々増加傾向にあることにより、市民のまちづくりへの参加意識も高まり、市の景観の向上も図られていますが、植栽から管理まで行う里親は減少しているため、里親制度のPR方法等について改善を図ることが必要です。

#### ◆ 基本方針

●公園の整備については、地域的な偏りがないう、防犯面や災害防止にも配慮しながら公園を整備するとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、効率的な維持管理と公園施設の改築や更新を行い、公園利用者の安全と安心の確保に努めます。また、市民協働による公園の維持管理によって地域コミュニティの醸成を図るとともに管理費の縮減を図ります。

●県営公園である港公園については、施設の充実を県に働きかけます。

●市民が自発的に花植えボランティアに参加できるように、植栽から管理まで一定の区画を任せる里親制度の導入など、内容や方法の工夫に努めます。

#### ◆ 施策の体系

公園・緑地・緑化	1	公園や緑地の整備と利用促進
	2	緑化の推進

#### ◆ 主な施策の概要と方向性

##### 1 公園や緑地の整備と利用促進

施策	概要・方向
港公園の整備充実	・老朽化や劣化した施設の改修だけでなく、バリアフリーや多様化する公園へのニーズに対応する施設としての整備を県へ働きかけます。

その他の公園、緑地等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域的な偏りがないよう、防犯面にも配慮しながら計画的に公園を整備します。</li> <li>・引き続き市民協働のまちづくり推進事業を活用し、維持管理を図ります。</li> </ul>
都市公園等の機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化に対する安全対策や適切な維持補修を計画的に実施し、安心して利用できる公園の管理に努めます。</li> </ul>
常陸利根川サイクリングロードの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常陸利根川サイクリングロードをガイドマップや観光キャラバン等を通じてPRを行うとともに、案内看板や休憩施設等のサービス施設の充実に努めます。</li> </ul>

## 2 緑化の推進

施策	概要・方向
公共施設緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な緑化の推進や緑地管理に努め、潤いある環境の創造を図ります。</li> </ul>
花いっぱい運動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽から草取り、水かけ等の管理までを行う団体を公募し、市民自らがつくり上げる花いっぱい運動を推進します。</li> </ul>

### ◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
公園への植栽の件数	都市公園等の整備や既存公園へ植栽を推進する	—	2件	
住民一人当たりの都市公園の敷地面積	市民の憩いと安らぎの場となる公園や緑地を確保する	25.56 m <sup>2</sup>	26.00 m <sup>2</sup>	

## **第6節 暮らしの質を高めるまちづくり**

- 1 土地利用**
- 2 市街地**
- 3 集落地**
- 4 特定地区**
- 5 道路**
- 6 公共交通**
- 7 住宅・宅地**
- 8 水資源・水道**
- 9 墓地・火葬場**
- 10 情報通信基盤**
- 11 汚水・雨水**
- 12 地域環境**
- 13 資源リサイクル・ごみ処理**

## 1 土地利用

### ◆ 現状と課題

- 現行の神栖市都市計画マスタープランに基づき、都市づくりの推進に努めていますが、将来の人口減少に備えて、コンパクトシティの取組みを検討することが求められます。
- 市街化区域内では、地区計画等の制度を活用しながら、適正な土地利用の誘導を行うことが必要です。
- 鹿島セントラルビルや神栖中央公園周辺では、本市の顔にふさわしい中心市街地として、都市機能の集積に努める必要があります。
- 東明神周辺地区の住環境整備事業では、地域住民とともに、地域の魅力や必要な整備について話し合いながら協働のまちづくりを進めていくことが重要です。
- 国や県の負担割合が大きい地籍調査事業の進捗については、土地所有者の立会いや合意が地籍調査に多くの時間や手間を要するため、職員体制の確立等を図るとともに、住民への地籍調査の重要性と理解のPRに努めていくことが必要です。

### ◆ 基本方針

- 土地利用計画については、神栖市都市計画マスタープランに基づき、都市的土地利用と自然的土地利用の均衡がとれた土地利用を推進します。
- 都市的土地利用については、現行の区域区分を基本的に維持しつつ、必要に応じ用途地域等の見直しを行うとともに、市街化調整区域における区域指定制度を活用し、良好な住環境の形成と市域の活性化を図ります。
- 地籍調査については、調査体制の充実を図り、事業の推進に努めます。

### ◆ 施策の体系

土地利用	1	総合的な土地利用計画の推進
	2	都市的土地利用の推進
	3	地籍調査の推進

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 総合的な土地利用計画の推進

施策	概要・方向
計画的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神栖市都市計画マスタープランや各種土地利用計画に基づき、均衡のとれた土地利用の推進を図ります。</li> <li>・住居や都市機能を集約し、日常生活圏内での各種サービスが適切に提供できるコンパクトシティの検討を行います。</li> <li>・地域防災計画や茨城県都市計画マスタープラン等の見直しに基づき、災害に強い都市づくりの推進について検討します。</li> </ul>
区域区分の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域の住居系用途地域の人口密度が低い状況にあるため、区域区分については現行維持を基本とし、特別の事情がある場合に限り見直しを行います。</li> </ul>
区域指定制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の活性化と良好な住環境の形成を図りつつ、住居と都市機能の集約に努めるため、必要に応じて縮小を検討します。</li> </ul>
用途地域等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居系、商業系、工業系など都市機能の適正な配置や良好な市街地環境の形成を図るため、必要に応じて用途地域等を見直します。</li> </ul>

### 2 都市的土地利用の推進

施策	概要・方向
適正な市街化の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神栖市都市計画マスタープランにおける土地利用の方針や市街地形成を図るための基本的な考え方を踏まえ、地区計画制度等の活用を図りながら、適正な市街地の形成を誘導します。</li> </ul>
都市防災性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地における計画的な都市施設（公園、緑地、道路）を配置し、防災関連施設の整備や建築物の耐震化促進等、総合的な取り組みにより、都市防災の向上を図ります。</li> </ul>
既成市街地の機能向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の再整備に向けた推進策を検討し、活力あるまちづくりの形成に努めます。</li> <li>・密集市街地、防災上問題を抱える波崎東明神周辺地区の住環境整備事業を推進します。</li> </ul>
住居系用地の確保・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民のニーズを的確に把握し、地区計画制度などを活用した適正な土地利用を図るとともに、良好な住環境の整備に努めます。</li> </ul>

商業・業務系機能の誘導	・市の玄関口でもある鹿島セントラルビル周辺地区に中核的な商業・業務・サービス支援機能などの立地を促進するとともに、中心市街地にふさわしい、既存商業・業務施設の質的向上に努めます。
工業系用地の確保・整備	・コンビナートなどの工業系用地については、港湾機能等の都市基盤整備を促進しながら企業の立地向上や操業環境の向上に努めるとともに、自然や市民生活と共生した土地利用を図ります。
公共・公益用地の確保・整備	・行政、教育、医療、公園、スポーツ・レクリエーションなど公共・公益に必要な用地については、市民のニーズを的確に把握し、計画的に用地の確保に努めます。

### 3 地籍調査の推進

施策	概要・方向
地籍調査の実施	・地籍調査体制の充実を図り、事業の推進に努めます。

#### ◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
地籍調査事業の推進(※)	地籍調査事業計画に基づく事業実施 (計画面積 86.52 k m <sup>2</sup> )	13.12% (11.35k m <sup>2</sup> )	19.96% (17.2k m <sup>2</sup> )	数値は着手率(※)

(※) 着手率は、地籍調査が終了した地区と現在調査中の地区を合わせた面積を計画面積(86.52 k m<sup>2</sup>)で割り返し算出しています。

## 2 市街地

### ◆ 現状と課題

- 安定的な人口成長等に伴う土地需要の増大が見込めない中、地域の持続可能性に配慮しながら都市的土地利用を進めるために、適切な規制誘導が必要です。
- 地区計画制度を活用し、民間活力などの導入を含め、良好な市街地環境の整備に努めるとともに、各地区にふさわしい土地利用を誘導することが求められます。
- 水や緑と触れ合える空間や調和のとれた街並みに対するニーズが高まっている中、緑豊かで優れた都市景観を創造していくことが求められます。

### ◆ 基本方針

- 市街地整備については、地区計画などを活用し民間活力などの導入を含め、地区の特性に応じた整備に努めます。
- 市街化区域に隣接する国道124号沿線の市街化調整区域については、地区計画等の規制誘導によって、商業系施設の集積を図ることで、市の中心軸として機能の充実に努めます。
- 都市施設等の色彩や自然環境との調和など、都市づくりにおける景観的な視点に基づき、市民と一体となって、自然や歴史、文化など特徴ある景観資源を保全・活用します。

### ◆ 施策の体系

市街地	1	快適で魅力ある市街地環境の創出
	2	市街地周辺地域の適正な市街地誘導
	3	緑豊かで優れた都市景観の創造

### ◆ 主な施策の概要と方向性

#### 1 快適で魅力ある市街地環境の創出

施策	概要・方向
地区計画導入による地域整備の促進	・地区計画制度の導入により、地区の地権者と協力してルールをつくり、地区にふさわしいまちづくりを推進します。

## 2 市街地周辺地域の適正な市街地誘導

施策	概要・方向
新たな市街地の適正誘導	・国道 124 号沿線地区や市街地周辺地区の市街化調整区域において、地区計画制度等を活用し、開発ポテンシャルを活かした秩序ある市街地の誘導に努めます。

## 3 緑豊かで優れた都市景観の創造

施策	概要・方向
都市景観形成の創造	・景観資源の現況や課題を明らかにしながら、特徴ある「神栖らしい景観」の保全・活用に努めます。
景観に対する市民意識の高揚	・市民や事業者の景観に対する理解と協力を得るとともに、良好な景観形成を図るため、様々な機会を通じ啓発に努めるとともに、景観づくりを支援する各種事業を推進します。

### 3 集落地

#### ◆ 現状と課題

- 市街化調整区域においては、区域指定制度等による秩序ある良好な住環境の維持に努めていますが、今後の人口減少・高齢化の進展が見込まれる中で、集中した住居と各種都市機能を集約するコンパクトシティの形成を推進していくことが求められます。
- 農村地域においては、農地と住宅地の混在が進んでいる地区がみられ、農業従事者の高齢化や担い手不足により、農地としての管理ができない耕作放棄地や遊休地が増加している状況です。

#### ◆ 基本方針

- 市街化区域に隣接する地区においては、地区計画制度を活用した市街地の創造に努め、区域指定地区については、良好な住環境の形成を図りながら住居や都市機能の集約に努めるため、必要に応じて縮小の検討します。
- 集落地の良好な環境の維持と住みやすい環境の創造を図ります。

#### ◆ 施策の体系

集落地	1	良好な環境の維持
	2	住みやすい環境の創造

#### ◆ 主な施策の概要と方向性

##### 1 良好な環境の維持

施策	概要・方向
無秩序な開発の抑制	・市街化調整区域における無秩序な開発を抑制するとともに、地区計画制度や区域指定制度等による適切な土地利用を図ります。

##### 2 住みやすい環境の創造

施策	概要・方向
農村生活環境整備の推進	・農地の維持、保全に努めながら、営農環境と調和のとれた良好な住環境の維持に努めます。

## 4 特定地区

### ◆ 現状と課題

○防災アリーナについては、憩いとにぎわいを創出するシンボリック施設として整備する一方、災害時の避難所機能や屋内に求められる救援救護活動スペース等の機能確保を目的とした整備運営が必要です。

○鹿島セントラルビル周辺地区においては、高速バスの発着所があり、首都圏への交通拠点として利用者が多く、また道路網も鹿嶋、潮来、千葉県（香取）方面への分岐点となっていることから、その利点を活用できる中核的商業・業務機能等の集積を図り、都市的土地利用を促進することが求められます。

### ◆ 基本方針

●神栖中央公園内に災害時の避難所機能及び救援救護活動スペース等の防災機能を備えた防災アリーナを整備することにより、市民の安全・安心を確保するとともに、平時は多くの人が集う多目的施設として、市の中心部にふさわしいにぎわいを創出します。

●鹿島セントラルビル周辺地区については、周辺を含めた商業・業務機能の充実に努めます。

### ◆ 施策の体系

特定地区	1	防災アリーナの整備
	2	鹿島セントラルビル周辺地区の充実

### ◆ 主な施策の概要と方向性

#### 1 防災アリーナの整備

施策	概要・方向
防災アリーナの整備	・防災アリーナの整備を進め、憩いとにぎわいの場となる環境に配慮した拠点の形成を目指します。

#### 2 鹿島セントラルビル周辺地区の充実

施策	概要・方向
商業・業務拠点としての都市機能の充実	・鹿島セントラルビル周辺地区については、首都圏をはじめ千葉県、茨城県各地からの交通拠点としての機能を強化し、市の玄関口の役割を持たせ、景観面も配慮しながら、商業・業務拠点として都市機能の充実を図るなど機能の高度化を促進します。

## 5 道路

### ◆ 現状と課題

- 幹線道路網については、国道 124 号の一部が 6 車線に拡幅されましたが、県道深芝浜波崎線の拡幅など、交通渋滞解消のため、幹線道路の整備を進めるとともに、交通標識の整備も必要です。
- 都市計画道路は、未整備路線が多くありますが、これからは土地の利用状況や交通状況により、市街地整備と併せて整備する必要があります。
- 深芝豊田・昭田地区においては、市街地開発を図る上で主要幹線道路と市街地を安全かつスムーズに結ぶ路線として、都市計画道路 3・4・22 号線の拡幅を早期に進めることが必要です。
- 生活道路については、舗装整備や側溝整備により、通行性や利便性の向上を図ることが必要です。
- 道路環境の向上については、道路舗装の長寿命化に加え、通行車両や歩行者等の安全の確保が求められます。

### ◆ 基本方針

- 主要な幹線道路の整備を促進します。
- 東関東自動車道の鹿島港延伸やリバーサイド道路の整備促進を関係機関に要望します。
- 都市計画道路 3・4・22 号線の重点的な整備を図ります。
- コンビナート通勤における慢性的な道路交通渋滞の解消を図るため、渋滞対策協議会を設置し、対策に努めます。
- 神栖市公共施設等総合管理計画に基づき、適正管理による計画的な整備・更新や長寿命化による正体負担の抑制に努めます。

### ◆ 施策の体系

道路	1	幹線道路網の充実
	2	生活道路の整備
	3	道路環境の向上

◆ 主な施策の概要と方向性

1 幹線道路網の充実

施策	概要・方向
国や県道の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な幹線道路の整備を促進します。</li> <li>・東関東自動車道の鹿島港延伸やリバーサイド道路の整備促進を関係機関に要望し、広域交通体系の充実を促進します。</li> </ul>
都市計画道路 3・4・22号線の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の機能と景観を十分踏まえた都市計画道路として、整備を推進します。</li> </ul>

2 生活道路の整備

施策	概要・方向
市道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急面や防災面に配慮しながら、生活道路の整備を進めます。</li> </ul>

3 道路環境の向上

施策	概要・方向
人にやさしい道づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の形態や利用状況等を総合的に判断し、バリアフリー化の可能な歩道については、積極的に推進します。</li> <li>・あんしん歩行エリアを中心として、大野原地区や神栖地区における歩行者優先の道路づくりを推進します。</li> </ul>

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
市道舗装率	整備計画書に基づき、年次的に整備を推進する	76.9%	78.4%	

## 6 公共交通

### ◆ 現状と課題

- 首都圏とを連絡している高速バスは、鉄道旅客駅を持たない本市にとって、利便性の高い広域交通手段として重要な役割を担っています。
- 公共交通の整備には、運行事業者の果たす役割も大きいことから、市民の利用意向も踏まえ、市と運行事業者が連携して検討を進める必要があるため、神栖市地域公共交通網形成計画に基づき、市全体の公共交通の利便性向上に努めることが求められます。
- デマンドタクシーについては、日常生活において、移動手段を持たない市民にとって重要な移動支援サービスであり、利用者のニーズに対応したサービスの提供を行うとともに、既存の交通機関への影響を勘案しながら、利便性向上に向けた取組みを進める必要があります。
- 神栖市地域公共交通活性化協議会を開催し、公共交通の利便性向上について協議するとともに、高齢者等の移動手段の確保に向け、福祉施策と連携した取組みを進める必要があります。

### ◆ 基本方針

- 高速バスの運行本数を維持・拡充していくとともに、利用者ニーズにあった利便性の高い交通手段となるよう運行事業者と協議し、利便性の向上に努めます。
- デマンドタクシーのエリア毎のサービスに対する需要を分析し、必要に応じたサービス内容を交通事業者等と協議を重ねながら見直しを検討するとともに、新規利用者の増大に向けた周知活動に取組みます。
- 路線バスの需要調査や調査結果を踏まえ、効率的な運行ルートや運行時刻の改善に努めます。
- 路線バスやタクシーなど市内の主な公共交通機関とそれらを補完するデマンドタクシー等の交通機関の連携により、市全体の交通の利便性を高められるよう、地域公共交通活性化協議会等で市民、運行事業者、関係機関等の意見を取り入れながら、地域特性に応じた公共交通体系づくりに努めます。

◆ 施策の体系

公共交通	1	バス輸送の充実
	2	デマンドタクシーの利便性向上
	3	市内公共交通機関の連携

◆ 主な施策の概要と方向性

1 バス輸送の充実

施策	概要・方向
路線バス輸送の強化	・路線バスについては、需要に合った時刻やルートの設定や新たなシステムの導入等、抜本的な見直しを進め、利用の拡充に努めます。
広域輸送体制の充実	・鉄道に代わる都市間交通としての役割を担う高速バスについては便数の維持や拡充に努めます。

2 デマンドタクシーの利便性向上

施策	概要・方向
エリア毎の需要把握、運行体制の強化	・利用率が高い北エリアについて、予約状況に応じて他エリアから応援車両を手配するなど、各エリアの利用状況と需要を精査し、その結果に応じたサービス内容の見直し等に努めます。
新規利用者増大に向けたサービス周知の実施	・市民が新たにデマンドタクシーを利用するためのきっかけづくりとして、新規登録者（利用者）に対するキャンペーンや様々な方法でサービス周知を図ります。

3 市内公共交通機関の連携

施策	概要・方向
公共交通機関の連携や充実	・路線バスやタクシー等の主要交通機関とそれらを補完するデマンドタクシーが連携する停留所等の整備を検討するなど、交通弱者の移動範囲の拡充に努めます。

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
デマンドタクシーの利用者数	新たな利用者の発掘により利用拡大する	28,359人	37,000人	

## 7 住宅・宅地

### ◆ 現状と課題

- 若年層の定住促進のため、住宅施策として、若年世帯住宅取得補助事業を実施していますが、人口維持や地域の活性化を図る上でも、充実させる必要があります。
- 防災上の観点から、木造住宅の耐震化を推進する必要があります。
- 市営住宅については、建設から20年を超えた建物の長寿命化対策を検討し、老朽化が進んだ給排水管などの適切な維持管理が必要です。
- 東日本大震災による地盤の液状化については、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市民に再液状化の地域的傾向を周知する必要があります。

### ◆ 基本方針

- 宅地需要への対応として、良好な住宅地の形成を図るため、開発に対する適切な指導により、優良な宅地の供給の促進に努めます。
- 子や親など同居する若年世帯への住宅取得補助を充実させます。
- 防災上の観点から、旧耐震化基準で建築された木造住宅の耐震化を推進します。
- 市営住宅は、計画的な補修工事等により、維持管理に努めます。
- 液状化ハザードマップを活用し、再液状化の可能性等について周知します。

### ◆ 施策の体系

住宅・宅地	1	住宅・宅地の供給
	2	市営住宅の充実
	3	再液状化の周知

◆ 主な施策の概要と方向性

1 住宅・宅地の供給

施策	概要・方向
優良宅地の供給促進	・優良な住環境や宅地の形成を図るため、開発に対する適切な指導に努め、優良な宅地の促進を図ります。
若年者の住宅取得支援	・子どもや高齢者等が同居する若年者の住宅取得補助について制度を見直し、継続します。
木造住宅の耐震化への支援	・木造住宅の耐震化への取組みを支援するため、耐震診断や耐震改修を行いやすいように、耐震診断、耐震改修に係る負担軽減のための支援策を実施します。
ブロック塀設置に関する指導	・ブロック塀倒壊の危険性の周知や正しい施工方法等の普及を、パンフレットの配布や広報紙により啓発を行います。

2 市営住宅の充実

施策	概要・方向
計画的な維持管理	・計画的に補修工事等を実施し、住宅の長寿命化を図ります。

3 再液状化の周知

施策	概要・方向
再液状化の周知	・ホームページなどを活用して、再液状化の可能性や、液状化から建物を守る手法等について周知します。

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
住宅の耐震化率	住宅の耐震化の現状を把握し、耐震化を推進する	86.50%	95.00%	

## 8 水資源・水道

### ◆ 現状と課題

- 安全で安心な水道水の安定供給の持続を目的に、配水場や送水管、配水管の水道施設を整備し、施設の安定した維持管理による供給体制が求められます。
- 東日本大震災を教訓とし、管路の耐震化等により、災害に強い水道施設の充実を図るとともに、緊急時の早期対応が可能な体制の構築が必要です。
- 水道事業の健全かつ安定的な事業運営と水道普及率の向上に向け、未普及地区の配水管の整備を拡充することが必要です。

### ◆ 基本方針

- 公営企業としての公益性と採算性の調和を図りつつ、神栖市公共施設等総合管理計画や水道ビジョンに基づき、経営や施設運営の効率化を図り、水道施設の拡張整備や維持管理に努めます。
- 配水管布設地域の未加入者に対するPR活動を推進し、水道普及率の向上に努めます。
- 事故や災害時の供給体制の強化を図り、災害に強い水道施設の充実に努めます。
- 市内全域の地下水を年次計画的に検査し、地下水質を監視するとともに、地下水汚染の未然防止と水質浄化対策を実施します。
- 地下水の適正利用を促進し、地下水の保全と地盤沈下の防止を図ります。

### ◆ 施策の体系

水資源・水道	1	水資源の確保及び有効利用
	2	全ての市民が、いつでもどこでも安心して飲む水道
	3	災害による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる水道
	4	健全かつ安定的な事業運営が可能な水道

◆ 主な施策の概要と方向性

1 水資源の確保及び有効利用

施策	概要・方向
地下水源調査の実施	・重要な資源の一つである地下水を保全するため、地下水質を調査、監視します。
地下水適正利用の促進	・地下水位の状況を把握するため、地下水位の観測を継続するとともに、地盤沈下等を防止するため、適正利用を促進し、地下水を保全します。
地下水の確保	・非常時に地下水を確保するために、井戸の登録制度の導入を検討します。

2 全ての市民が、いつでもどこでも安心して飲める水道

施策	概要・方向
安全を確保する水の管理	・良質で安全・安心な飲料水の安定供給を図るため、鹿行広域水道用水供給事業と連携し、飲用水を安定的に確保します。
末端までの水質管理の徹底	・水道法による水質基準を遵守し、受水地点から末端の給水栓に至るまでの水質管理を徹底します。

3 災害による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる水道

施策	概要・方向
災害に強い水道施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した施設の更新や非耐震管路の耐震化に取り組み、災害に強い水道施設の充実を図ります。</li> <li>・災害や事故等のリスク低減のため、給水エリアのブロック化を図り、広域断水回避策を検討します。</li> </ul>
災害時の緊急対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に早急な対応ができるよう、応急給水や応急復旧の応援体制の充実を図ります。</li> <li>・施設の復旧に必要な非常用機材については、計画的な備蓄に努めるとともに、県や関係機関に対し不足資材の調達への協力を要請します。また、飲料水を円滑に供給する容器等を確保します。</li> <li>・ホームページ等を活用し給水や復旧状況等の広報活動に努めます。</li> </ul>

#### 4 健全かつ安定的な事業運営が可能な水道

施策	概要・方向
財政基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政基盤の強化を図るため、中長期的な視点での経営戦略を実践します。</li> <li>・経営環境に応じて、適切な時期に水道料金の改定を検討していきます。</li> <li>・配水管布設地域の未加入者に対するPR活動を推進し、水道普及率100%を目指します。</li> <li>・水道料金の適正な徴収に取り組みます。</li> </ul>
業務の効率化と環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道設備について設備台帳を電子化します。</li> <li>・環境負荷の低減や環境に配慮した事業活動に継続して取り組みます。</li> <li>・配水ポンプの最適運転の実施による使用エネルギーの低減化に努めます。</li> </ul>

#### ◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
水道普及率	未普及地区の配水管の整備、未加入者に対する加入を推進する。	92.10%	93.9%	
水道料金の収納率	納付の利便性に努め、収納率の向上を図る	99.15%	99.4%	
上水道整備状況 (配水拡張)	配水管拡張整備事業を進める	684 km	715 km	
管路更新状況	耐用年数を超える配水管路を更新する	282 km	311 km	

## 9 墓地・火葬場

### ◆ 現状と課題

- 市内には、寺院墓地や各行政区で管理している共同墓地のほか、市営墓地があります。
- 海浜公園墓地や松濤園墓地については、市民の墓地需要に対応するため、墓地の区画数を確保していく必要があります。
- かみす聖苑は、開設から20年を経過し、老朽化が著しい状態であることから、大規模改修工事も含めて、整備更新を進めていく必要があります。

### ◆ 基本方針

- 墓地については、需要を勘案し、計画的に整備します。
- 火葬場、斎場については、適正な管理、運営に努めます。

### ◆ 施策の体系

墓地・火葬場	1	墓地の整備充実
	2	火葬場や斎場の維持管理

### ◆ 主な施策の概要と方向性

#### 1 墓地の整備充実

施策	概要・方向
海浜公園墓地の整備	・墓地需要に対応するため、海浜公園墓地の整備を計画的に実施します。

#### 2 火葬場や斎場の維持管理

施策	概要・方向
火葬場や斎場運営の充実	・かみす聖苑、はさき火葬場とも指定管理者制度を導入しており、今後も効率的な運営を目指します。

### ◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
海浜公園墓地の整備率（拡張分）	需要に応じた整備事業を実施します	—	100%	

## 10 情報通信基盤

### ◆ 現状と課題

- 市民サービスの向上のため、市ホームページは、広報紙等の媒体よりも詳細に説明したり、様式等も使いやすい形式で掲載したりするよう努めています。
- 市ホームページでは、必要な情報へのアクセス方法が分かりにくいという意見もあることから、ホームページのコンテンツ整理を行い、質の向上を図る必要があります。
- スマートフォン等の急速な普及により、インターネットの利用は家庭内のパソコンから携帯端末での利用へと大きくシフトしていることを考慮する必要があります。

### ◆ 基本方針

- インターネットの活用を推進するとともに、災害時においても対応可能な環境を整備します。

### ◆ 施策の体系

情報通信基盤	1	市民生活の情報化促進
--------	---	------------

◆ 主な施策の概要と方向性

1 市民生活の情報化促進

施策	概要・方向
インターネット環境による行政手続の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続きの利便性向上のため、ホームページでの丁寧な説明に努めるとともに、様式等の入手（ダウンロード）を容易にします。</li> <li>メールマガジンやツイッターなどの複数の情報伝達手段を運用します。</li> <li>マイナンバーカードの利活用手法を検討し、電子申請など行政手続きの利便性向上を目指します。</li> </ul>
公共施設のインターネット環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の公共施設等での公衆無線LANサービスを進めることにより、情報入手を支援するとともに、災害時においても、インターネットによる情報収集やサービスが利用できる仕組みを構築します。</li> </ul>

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
公共施設のインターネットサービスを充実する	公衆無線LANサービスが利用できる公共施設数	17か所	30か所	

## 11 汚水・雨水

### ◆ 現状と課題

- 生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るためには、下水道整備が不可欠であることから、今後も事業計画期間の延伸手続を行いながら、事業計画区域内の整備スピードを上げ、事業計画に基づく幹線管渠の整備や早期供用を図ることが求められます。
- 下水道施設については、老朽化による維持管理・更新費用の増大が見込まれることから、一層効率的な下水道事業の運営が求められます。
- 下水道サービスを安定的に提供するため、経営の健全性の向上を図ることが必要となります。
- 生活排水処理状況については、公共下水道処理区域以外では浄化槽等により処理していますが、依然として単独浄化槽が多く、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流され、水質に悪影響を与えていることから、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進を図ることが必要です。
- し尿や浄化槽汚泥の処理については、適正な処理に努めていますが、施設の老朽化が進んでいることから、施設の延命化を図りながら、施設の安定的・効率的な運営を行うことが必要です。
- 浸水対策については、優先順位の明確化、状況変化を踏まえ、雨水基本計画に基づき排水路の改修を推進することが必要です。

### ◆ 基本方針

- 下水道には、公共用水域の水質保全という重要な役割があり、利根川、常陸利根川及び鹿島灘の公共用水域の保全と周辺環境や公衆衛生の向上を図ります。
- 中長期的な施設の状況を予測しながら、維持管理や改築修繕を一体的に捉え、神栖市公共施設等総合管理計画等に基づき、計画的かつ効率的に管理します。
- 経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に的確に取り組むため、公営企業会計を適用します。
- 公共下水道事業の推進を図るとともに、下水道以外の生活排水処理施設との比較を行いながら下水道整備計画の見直しを行います。
- 衛生プラント施設の老朽化に対応するため、中長期的な延命化が必要となっていることから、運転管理委託業者との協議を密にすることにより、適切な設備の改修や修繕を行います。

## ◆ 施策の体系

汚水・雨水	1	公共下水道の整備
	2	下水道施設の老朽化対策
	3	下水道事業経営基盤の強化
	4	高度処理型合併処理浄化槽の普及促進
	5	雨水排水路の整備
	6	し尿・浄化槽汚泥処理の推進

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 公共下水道の整備

施策	概要・方向
公共下水道事業の推進	・効率良く下水道整備を行うため、市全体の下水道整備計画を見直しながら、事業計画区域内の整備スピードを上げ、早期供用を図ります。
水洗化の促進	・公共下水道供用開始区域においては、くみ取り式便所から水洗便所への改造に対する助成を行い、水洗化を促進します。

### 2 下水道施設の老朽化対策

施策	概要・方向
長寿命化計画の実施とストックマネジメント計画の策定	・長寿命化計画に代わり、下水道施設全体の中長期的な維持管理と改築修繕の最適化を図るため、ストックマネジメント計画を策定します。

### 3 下水道事業経営基盤の強化

施策	概要・方向
公営企業会計への移行	・従来の官公庁会計から公営企業会計へ移行し、経営成績や財政状況など自らの経営状況を正確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

### 4 高度処理型合併処理浄化槽の普及促進

施策	概要・方向
高度処理型合併処理浄化槽の普及促進	・公共下水道供用開始区域以外においては、高度処理型合併処理浄化槽補助制度を周知し、高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進します。

## 5 雨水排水路の整備

施策	概要・方向
下水道雨水幹線と幹線排水路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水基本計画に基づき、雨水排水路の適正な整備や管理を実施します。</li> <li>・浸水対策の優先度が高い人口集中地区で実施している北公共埠頭雨水幹線及び土合地区雨水幹線の整備を促進します。</li> </ul>

## 6 し尿・浄化槽汚泥収集処理の充実

施策	概要・方向
し尿・浄化槽汚泥収集体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道供用開始区域以外や未接続住宅等について、許可業者による収集を徹底します。</li> <li>・許可業者については、収集業務の実態を把握するとともに法令順守等の指導を行い、今後、公共下水道の普及により、収集量が減少していくことが見込まれることから、収集体制を検討します。</li> </ul>
し尿・浄化槽汚泥処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生プラントのし尿や浄化層汚泥の適正処理のための維持修繕や機能保持に努めます。</li> <li>・老朽化が進んでいる第二衛生プラントについては、延命化を図り、新たな建設計画等を視野に入れながら、修繕計画等を検討します。</li> </ul>

### ◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
公共下水道の普及率	事業実施路線の優先順位を検討する	40.0%	48.5%	
公共下水道の整備率	年間 5,000 m を目標とし管渠整備を行う	75.8%	83.0%	
下水道使用料の収納率	納付の利便性に努め、収納率の向上を図る	98.29% (現年)	98.50% (現年)	

## 12 地域環境

### ◆ 現状と課題

- 各種の環境基準は、光化学オキシダント、交通騒音を除き、おおむね環境基準を達成し、近年、水質や大気等の大規模な変化は発生していない状況であることから、引き続き環境の大規模な悪化を防げるよう努めることが求められます。
- 不法投棄・不法残土件数は減少傾向にありますが、今後も警察・県・近隣市等の関係機関との連携を強化し迅速な対応を行うとともに、看板貸出等の未然防止活動を継続して行うことが必要です。
- 神栖市他 20 市町村で構成されている霞ヶ浦問題協議会による霞ヶ浦や北浦沿岸の清掃活動については、霞ヶ浦流入河川のさらなる水質浄化のため、市民の協力のもと、引き続き実施していくことが必要です。
- 市内一斉清掃については、参加者が年々増加傾向にあり、環境美化意識が向上していることから、継続的に市民や民間企業等の協力を得て、環境美化活動を行うことが必要です。

### ◆ 基本方針

- 各種環境調査や大気常時監視を実施し、環境汚染の未然防止と迅速な対応を図ります。
- 県と連携しながら、事業所への立入調査による状況の確認、指導や事業者の環境保全活動の促進を図ります。
- 野焼きや建設騒音などに対する苦情には迅速に対応するとともに、未然防止のための啓発に努めます。
- 市民、事業者、行政が連携したごみの不法投棄をしない・させない環境を構築します。

### ◆ 施策の体系

地域環境の保全	1	環境保全
	2	環境美化

◆ 主な施策の概要と方向性

1 環境保全

施策	概要・方向
各種環境調査や常時監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種環境調査や大気常時監視を継続的に実施するとともに、近年問題となっている低周波騒音など、新たな公害問題にも対応します。</li> <li>各種環境調査の結果等については、市ホームページ等により積極的に情報を開示します。</li> </ul>
事業所に対する立入調査や指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>県など関係機関と連携し、実施している立入調査を継続し、状況の確認と指導を行います。</li> </ul>
不法残土対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂による土地の埋立て、盛土、たい積事業に対しては、関係各課と連携、情報の共有を図るとともに、県や警察とも連携し、適正な指導を行い、環境保全に努めます。</li> </ul>
不法投棄対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域との連携や他市町村との情報共有により、不法投棄の未然防止や早期発見に努めるとともに、不法投棄が確認された際は、県や警察と連携し、投棄者の特定や指導を行います。</li> <li>不法投棄防止看板の無料貸出しを行い、不法投棄が頻繁にみられる箇所については、不法投棄防止防犯灯を設置し、未然防止に努めます。</li> </ul>

2 環境美化

施策	概要・方向
市民・民間企業参加による環境美化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境美化の日、クリーンかみすの日に市民や事業者、行政により、市内一斉清掃を実施します。</li> </ul>

## 13 資源リサイクル・ごみ処理

### ◆ 現状と課題

- ごみ、資源の分け方や出し方については、説明パンフレットやポスターチラシを作成し、配布するとともに、広報紙やホームページ等により周知を図っています。
- ごみ量（可燃、不燃、粗大）と一人当たりの排出量は、減少傾向にあることから、市民に分別や出し方がおおむね浸透していると考えられますが、今後も、周知啓発に努めるとともに、市民に分かりやすい分別や回収方法等を検討することが必要です。
- ごみ処理施設の適正管理のため、RDFセンターやリサイクルプラザの稼働状況を把握するとともに、最終処分場の確保と処分量の削減に努めることが必要です。

### ◆ 基本方針

- ごみや資源の分け方・出し方について周知啓発に努めます。
- ごみ分別の徹底による資源化の促進とごみの減量化への取組みに努めます。
- 鹿嶋市と共同で新たなごみ処理施設の整備を検討します。
- 最終処分場の確保に努めます。
- 不燃残渣や破碎不適物は、委託処分量のさらなる削減に努めます。

### ◆ 施策の体系

資源リサイクル ・ごみ処理	1	ごみの減量化・資源化・リサイクル促進
	2	ごみ収集や処理体制の充実

### ◆ 主な施策の概要と方向性

#### 1 ごみの減量化・資源化・リサイクル促進

施策	概要・方向
ごみ分別収集の推進	・排出者（住民、事業者）や収集許可業者への分別指導を継続します。
分別基準の統廃合	・分かりやすい分別方法と出し方を検討し、施設の更新に併せ統一を図ります。

資源回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源集団回収のシステムや奨励金の交付制度の周知啓発に努めます。</li> <li>・民間の資源物引取り業者などの情報提供を行います。</li> <li>・資源回収の充実やリサイクル推進によって、ごみ処理施設への搬入量に対する資源量の割合（資源化率）を維持できるよう努めます。</li> </ul>
自家処理機器の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量化や資源化のために、補助金を利用した自家処理機器設置を推進します。</li> </ul>
情報提供及び啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙やホームページなどでごみに関する意識啓発を図ります。</li> <li>・環境学習では教育部門と連携を図り、体験学習等を通して、ごみや環境問題への関心を育成します。</li> </ul>
リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一リサイクルプラザにおいて、施設見学会や不用品再利用、各種講座の開催などによる情報提供等の充実を図ります。</li> <li>・衣類等不用品の交換の場を提供します。</li> <li>・ごみの減量につながるリサイクル運動を進めるため、レジ袋削減運動や廃食用油、小型家電の回収などの情報を広報紙等を通じて、周知や啓発を図ります。</li> </ul>

## 2 ごみ収集や処理体制の充実

施策	概要・方向
ごみ収集体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみや資源の分け方・出し方を周知するとともに、ごみ処理施設及び収集委託業者等と連携を図ります。</li> </ul>
ごみ処理施設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の老朽化に伴い、補修計画を立案し、予防保全を強化することにより、処理施設を良好な状態に保ち、更新までの間、施設の延命化を図ります。</li> <li>・新たなごみ処理施設の検討のため、鹿嶋市と共同で、循環型社会形成推進地域計画を策定します。</li> <li>・適正な運転管理、公害防止対策を継続し、ダイオキシン類や重金属類の排出、騒音、振動、悪臭などの発生を抑制します。</li> <li>・廃棄物処理施設の運営について、施設の管理や運営を維持するため、指定管理者制度等の導入を検討します。</li> </ul>

最終処分地の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立最終処分場の確保に努めるとともに、破碎不適物等の処理困難物の処分先の確保に努めます。</li> <li>・最終処分する不燃残渣等の削減に努めます。</li> </ul>
----------	--

◆ 数値目標等

項 目	目標のための考え方	2016 年度	2022 年度	備 考
1人1日当たり のごみの排出 量	市民一人ひとりのごみ の減量を推進する	878 (g/人・日)	860 (g/人・日)	

## **第7節 新しい産業活力にあふれたまちづくり**

- 1 農業**
- 2 水産業**
- 3 工業**
- 4 商業・サービス業**
- 5 港湾**
- 6 観光**

## 1 農業

### ◆ 現状と課題

- ピーマンをはじめ、トマトなどの施設園芸野菜や稲作、その他若松、千両、輪菊などの花卉類の生産も盛んであり、安全で高品質な農産物が高く評価されています。特にピーマン、若松、千両は生産量日本一を誇る特産品です。しかしながら、高齢化や就業者の減少が進行しているため、農業経営の安定化の促進や意欲のある担い手の育成への取組み、荒廃農地の利活用への対策が求められます。
- 農業支援では、6次産業化に取り組む事業者の新商品開発や販路開拓、加工・販売施設整備の支援等を実施し、生産量日本一の特産品であるピーマンや若松、千両のブランド力の強化に努めることが重要です。

### ◆ 基本方針

- 優良農地の保全や集約などを、農地中間管理事業等により進めます。
- 農業を活力あるものにするため、農業の魅力のPRや若い世代への就農支援、農地の流動化などをさらに進め、農業の安定経営を支援します。
- 市場のニーズを考慮しながら、農産物の品質向上や規格の平準化、安定した農産物の供給を図るため、新たな農業技術の導入や普及を進めます。
- 農業経営の近代化を促進するため、高機能な施設の整備などの先進的農業を支援します。
- 高品質で安全・安心な農産物を消費者にPRし、ピーマンをはじめとした神栖市農産物のブランド力強化を図ります。

### ◆ 施策の体系

農業	1	農業関連計画と情報の整備
	2	農業基盤の確保・整備
	3	農業経営の安定化促進

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 農業関連計画と情報の整備

施策	概要・方向
農業振興地域整備計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保と生産基盤の整備等を推進します。</li> </ul>
生産者と市場・消費者との結びつきの強化促進・ブランド力強化・普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産工程管理（GAP）の取組みや農薬飛散防止技術による農薬事故の防止を園芸農家に推進します。</li> <li>・新たな栽培技術や農薬の適正使用等により高品質で安全・安心な農産物の生産を推進します。</li> <li>・施設の高度化による生産性向上や周年安定出荷体制をより一層促進し、消費者や実需者ニーズに対応した生産体制整備を強化します。</li> <li>・食育等の取組みとして、学校給食や直売所等との連携を図ります。</li> <li>・ピーマンをはじめとした神栖市農産物のブランド力強化、日本一のまちPRを行い、商品価値向上を図ります。</li> <li>・イベント等で消費者に対して、神栖市農産物のPR活動を推進します。</li> </ul>

### 2 農業基盤の確保・整備

施策	概要・方向
優良農地の保全・集約化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会と連携し、農地中間管理事業等により、農地の集約化を図ります。</li> </ul>
生産基盤の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線排水路以外の支線の水路について、機能維持及び環境整備を進めます。また、農業用施設の長寿命化対策の計画を立てていきます。</li> </ul>

### 3 農業経営の安定化促進

施策	概要・方向
農業後継者の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業後継者の育成活動の取組みや技術向上、平準化を図るため、農業協同組合や農業者団体等と連携し推進します。</li> </ul>
新規就農者の支援・担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者に農業研修制度を紹介します。</li> <li>・就農直後の所得を確保するための農業次世代人材投資事業を活用することにより、農業機械や施設等の購入費に対する補助を行います。</li> </ul>

認定農業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地については、可能な限り認定農業者等への集約化を進めます。</li> <li>・農業制度資金における利子助成などの支援を行います。</li> </ul>
農業経営の近代化促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営の近代化を促進するために、機械や施設等資本装備の高度化や企業的な経営を支援します。</li> </ul>
農業団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業団体については、野菜価格安定事業や農業後継者の育成などの取組みに対して支援します。</li> </ul>

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
農業生産工程管理の取組み組織数	安全・安心な農産品の消費者への提供	2 生産組織	5 生産組織	

## 2 水産業

### ◆ 現状と課題

- 県内最大のまき網船の漁業基地である波崎漁港を拠点として、サバの日本一の漁獲量とともに全国有数の水産加工生産量を誇っています。
- 安全・安心な水産物の供給や水産加工品の消費拡大への取組みに対する支援を強化することが必要です。
- 地元水産物の地産地消や食育を促進するとともに、消費拡大や生産流通システムを確立するため、商品開発やブランド力の強化を図ることが必要です。
- 漁業生産の安定や強化を図るため、高度な衛生管理に対応した共同利用施設や漁港後背地の水産加工団地利用を推進することが求められます。

### ◆ 基本方針

- 持続的かつ安定した漁業生産を確立するため、資源管理型漁業と栽培漁業を推進します。
- 災害に強い漁港整備を促進し、生産流通加工の拠点としての高度化・複合化を推進します。
- 水産物の消費拡大を図るため、消費者ニーズに対応した水産加工製品の開発を支援します。

### ◆ 施策の体系

水産業	1	資源管理型漁業及び栽培漁業の推進
	2	漁港機能の高度化・複合化の促進
	3	水産加工品の開発
	4	水産業の経営基盤強化の促進

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 資源管理型漁業及び栽培漁業の推進

施策	概要・方向
つくり育てる漁業の推進	・県の栽培センターと連携し、水産資源の回復を図るため、種苗の中間育成や放流事業を促進し、資源管理型漁業の定着を図ります。

### 2 漁港機能の高度化・複合化の促進

施策	概要・方向
漁港機能の強化促進	・災害に強い漁港の拡充整備を進めるとともに、賑わいのある市場や高度な衛生管理に対応した共同利用施設、利便性の高い機能的な漁港施設の整備を促進し、生産流通加工の拠点として総合的な漁港整備を図ります。
漁港後背地の土地利用の高度化・複合化	・漁港後背地に新たな水産加工団地化を促進することで、漁業生産の安定や強化に加え、漁業・水産加工業の高度化や複合化などを図ります。

### 3 水産加工品の開発

施策	概要・方向
加工技術の向上と新たな生産流通システムの確立	・水産物の消費拡大を図るため消費者のニーズに対応した加工製品開発や品質改良等加工技術の向上と安全・安心な水産物を供給する生産流通システムの確立を促進します。
水産物のブランド化と地産地消	・水産物のブランド化を進め、商品の差別化による水産物の競争力強化と消費拡大を図るとともに、地産地消や食育を促進し、地域での消費拡大を図ります。

### 4 水産業の経営基盤強化の促進

施策	概要・方向
水産業経営安定化のための支援	・大中型まき網漁業や小型船の沿岸漁業、水産加工業の装備施設等の近代化や高度化に取り組む漁業者や水産加工業者等への利子補給等の支援を実施します。
漁業後継者の育成	・次世代の漁業後継者育成のため、少年水産教室を開催し、就労希望者に情報を提供し、研修や交流活動を通じて魅力ある漁業の環境づくりを促進します。

### 3 工業

#### ◆ 現状と課題

- 本市は、鹿島臨海工業地帯の大半を有しており、鉄鋼、石油化学などの国際的企業をはじめとする企業が立地し、国内有数の工業集積地となっています。
- 鹿島臨海工業地帯における競争力強化のため、立地企業の設備投資を促進する優遇措置として、固定資産税の課税免除により、施設の新増設が図られました。今後も、鹿島臨海工業地帯競争力強化プランを県や企業とともに取り組んでいくことが求められます。
- 中小企業にとって厳しい経済情勢の中、時代の変化に対応できる支援に努めることが必要です。

#### ◆ 基本方針

- 関係機関との連携を図りながら企業立地を促進します。また、固定資産税の特別措置や東日本大震災復興特別区域法に基づく課税免除制度を活用し、企業立地適地としてのPR活動を推進します。
- 立地企業の産業活動を支援するため、鹿島臨海工業地帯の中核インフラである鹿島港の整備を促進し、港湾機能をさらに高め、立地環境の整備を図ります。
- 経営診断や各種指導、後継者対策など中小企業の経営安定化に努めます。
- 地域の活性化に向けて、ベンチャー企業や創業者の育成を支援します。
- 高度情報化社会に対応できる人材の育成支援の充実を図ります。
- クリーンな新エネルギーとして近年注目されている水素について、当市は供給と利用の両面においてポテンシャルが高いことから、他の自治体に先駆けて取り組むことで、工業地帯の地域間競争力の強化と産業振興を図り、エネルギー先進市を目指します。

#### ◆ 施策の体系

工業	1	立地企業の支援
	2	中小企業の育成・支援

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 立地企業の支援

施策	概要・方向
企業の誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県等の関係機関や立地企業との連携を強化し、協力し合いながら積極的な誘致を図ります。</li> <li>・ 進出を考えている企業に鹿島臨海工業地帯の立地環境の良さをPRするとともに、安心して快適であるという生活情報を発信します。</li> <li>・ 立地企業との情報ネットワークを構築します。</li> </ul>
立地環境の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鹿島港を有する臨海コンビナートとしての優位性を活かし、最適な立地環境の実現を図ります。</li> <li>・ 事務所等を新增設した企業に対する固定資産税の優遇措置の継続について検討します。</li> <li>・ 県に対する工業用水や工業排水の処理にかかる料金の低減を要望するなど、魅力ある立地環境の実現に努めます。</li> </ul>

### 2 中小企業の育成・支援

施策	概要・方向
経営診断や指導の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工会の経営指導員による巡回指導や窓口指導、創業指導などのきめ細やかな指導により、中小企業の経営の近代化を促進します。</li> </ul>
各融資制度の充実や活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者の経営体質の強化を図るため、低利の事業資金融資を円滑に行うとともに、信用保証料や利子補給の補助を実施します。</li> </ul>
人材能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業の経営安定と発展のため、関係機関との連携により、マーケティングや技術革新などに関する各種セミナー、研修会等を通し、中小企業の人材育成と技術力の向上を促進します。</li> </ul>
ベンチャー企業の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベンチャー企業の育成を図るため、県や金融機関等との連携により、関連融資制度等の周知に努めます。</li> </ul>
工業団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者の経営支援や地域経済の活性化を担う商工会と調査、研究、各種診断事業等を実施する各種商工団体の育成のために補助金等による支援を実施します。</li> </ul>

◆ 数値目標等

項 目	目標のための考え方	2016 年度	2022 年度	備 考
立地企業数	素材を中核とした高度産業集積群を形成する魅力ある立地環境の実現を図る	211 社	225 社	
製造品出荷額	国際競争力の高い次世代コンビナートへの転換を図る	1 兆 5,957 億円	2 兆 1,000 億円	

## 4 商業・サービス業

### ◆ 現状と課題

- 急激な社会経済情勢の変化のもと、商業やサービス業、とりわけ中小企業を取り巻く環境は、大きな変革の流れに直面しています。少子高齢化など社会状況の変化に伴う消費者ニーズの多様化や規制緩和等を背景とした大型店やロードサイド型店舗、コンビニエンスストアの相次ぐ出店に加え、中小企業経営者の高齢化や後継者不足問題等、商業やサービス業は依然として厳しい状況にあります。
- 中小企業の経営安定の促進のため、商工会の経営指導員による巡回指導や窓口指導等を実施するとともに、低利の事業資金融資等を行い、中小企業の経営支援を図ることが求められます。
- 活気とにぎわいの創出に繋がる取組みを進め、魅力ある商店街の形成に努めるとともに、今後高齢化が進む中、買い物弱者等への対応した商業の振興が必要です。
- 消費者や地域のニーズの的確な把握によるサービス業の充実が必要です。

### ◆ 基本方針

- 消費者の購買意欲や市民のニーズを把握するための方策について検討するとともに、激変する社会経済情勢に対応しつつ、長期的な商業振興を展開していくための方針について検討します。
- 経営指導や融資制度等の充実など、地域商業の体質強化を支援します。
- 多様化する消費者ニーズに対応できる活力と魅力にあふれた商店街づくりや新たなサービス産業の育成を促進します。

### ◆ 施策の体系

商業・サービス業	1	地域商業の体質強化
	2	魅力ある商店街の形成
	3	サービス産業の育成

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 地域商業の体質強化

施策	概要・方向
経営指導等の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会の経営指導員による巡回指導や窓口指導、創業指導などのきめ細やかな指導により、中小企業の経営の近代化を促進します。</li> <li>・商店街等関係団体の自立を図るため、商店街に対する各種助成制度による支援を実施します。</li> </ul>
商店近代化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模小売店舗等に対抗できる活力と魅力にあふれた近代的商店街づくりのための支援策を展開します。</li> </ul>
各種融資制度の充実及び活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者の経営体質の強化を図るため、低利の事業資金融資を円滑に行うとともに、信用保証料や利子補給の補助を実施します。</li> </ul>
商業団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者の経営支援や地域経済の活性化を担う商工会と調査、研究、各種診断事業等を実施する各種商工団体の育成のために補助金等による支援を実施します。</li> </ul>

### 2 魅力ある商店街の形成

施策	概要・方向
商店街整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある商店街の形成のため、街路灯などの環境整備事業に対し、補助金等による支援を実施します。</li> </ul>
商店街関連道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街環境整備事業に併せて、関係機関との調整を行い、商店街の周辺道路や歩道等の環境整備を推進します。</li> </ul>

### 3 サービス産業の育成

施策	概要・方向
地域ニーズに対応したサービス産業の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時代の要請と地域ニーズに応える様々なサービス産業の育成のため、各種助成制度等の周知に努めます。</li> </ul>

◆ 数値目標等

項 目	目標のための考え方	2016 年度	2022 年度	備 考
新規事業者の 利子補給実施 件数	商工会の組織機能を発 揮し、資金援助や融資 アドバイスなどの積極 的な支援を行う	64 件	70 件	
中小企業事業 資金融資件数	事業資金の融資とその 保証をあっ旋すること により、中小企業者の 金融の円滑化と経営の 安定化を図る	257 件	270 件	

## 5 港湾

### ◆ 現状と課題

- 鹿島港は平成 22 年 8 月、国が重点的に港湾整備を行う重点港湾に選定され、さらに 23 年 5 月、穀物を対象品目とした国際バルク戦略港湾に選定されました。
- 産業の競争力を支える港として、港湾機能を強化し、安全性と利便性の向上を図るとともに、安全で使いやすい港づくりのため、国や県への要望活動を継続していくことが必要です。
- 国際バルク戦略港湾の整備は、釧路港に続き水島港、志布志港で事業化が開始されていることから、鹿島港においても早期の事業化を要望することが必要です。
- 鹿島港のコンテナ貨物の利用促進を図るため、鹿島港コンテナ貨物集荷促進事業により、県や港湾関係者などと協力していくことが必要です。

### ◆ 基本方針

- 国際バルク戦略港湾への取組みなど、産業の競争力を支える港づくりを推進します。
- 有効な津波対策や安全性と利便性の高い港づくりに向け、関係機関に対する一層の働きかけを行います。
- 北公共埠頭の整備と利用促進のための取組みを行います。

### ◆ 施策の体系

港湾	1	安全で使いやすい港づくり
	2	産業の競争力を支える港づくり
	3	北公共埠頭の利用促進

### ◆ 主な施策の概要と方向性

#### 1 安全で使いやすい港づくり

施策	概要・方向
国や県への要望活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・鹿島港の津波高潮対策について、国、県との検討結果を踏まえて、有効な対策を講じるよう要望します。</li><li>・外港航路の漂砂による埋没対策や長周期波の浸入を防ぐため港口部における防波堤の延伸、港内の静穏度を維持するための施設整備について要望します。</li><li>・北公共埠頭のコンテナ貨物の集荷促進に努め、水深 13m 岸壁の事業化を要望します。</li></ul>

鹿島港防波堤の早期完工	・港湾管理者である県や防波堤の整備事業者である国土交通省に要望し、早期完工を図ります。
-------------	---

## 2 産業の競争力を支える港づくり

施策	概要・方向
国際バルク戦略港湾の整備推進	・世界的に物資輸送船型の大型化、物流の高度化、効率化が進んでおり、国内の港湾には国際競争力の強化が求められています。国際バルク戦略港湾としての整備を促進することで、鹿島港や立地企業の国際競争力強化を図ります。
公共バースの整備や機能再編と機能強化	・北公共埠頭地区整備の早期実現を促すとともに、既設の南公共埠頭地区や外港地区（鹿嶋市）を合わせた3地区の公共埠頭については、新たな貨物需要に応じて再編を促進します。

## 3 北公共埠頭の利用促進

施策	概要・方向
ポートセールスや定期航路誘致活動の実施	・定期航路や利用貨物を誘致するため、国内外船会社へのポートセールス活動や荷主への訪問活動等を実施し、鹿島港の利用促進を図ります。

## 6 観光

### ◆ 現状と課題

- 観光資源としては、港公園、日川浜海水浴場・波崎海水浴場、日川浜オートキャンプ場、神之池緑地公園、利根川・常陸利根川などがありますが、観光の目玉となるレクリエーション拠点の整備や老朽化した既存施設の大規模改修が必要です。
- 海水浴場や地域の祭り等の観光PR強化のほか、カミスココくんを活用したイメージアップ活動、他自治体イベントへの参加等により、市のイメージアップと観光PRを推進することが必要です。
- ふるさと納税市場が拡大する中、魅力的な謝礼品を発掘し、効果的なPRを行うことが必要です。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会などの機会を捉え、観光交流を推進することも必要です。

### ◆ 基本方針

- 市のイメージアップと観光客の誘致を図るため、関係機関と連携を図り、積極的に観光PRを展開します。
- 新たなレクリエーション拠点となる観光資源の整備促進を図るとともに、各種イベントや祭りの振興を図ります。
- 大規模イベントの開催に加え、スポーツツーリズムや地域資源を活かした観光の推進を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催を視野に入れた交流の推進等により、交流力を強化します。
- 周辺市町との連携協力による広域観光を推進します。
- 息栖神社や手子后神社など、市内に点在する神社等について、鹿島神宮に至る神の栖むまちとしての物語をつなぎ、観光振興に活かしていきます。
- 港湾施設を活用した観光振興を推進します。

### ◆ 施策の体系

観光	1	観光的魅力の向上
	2	観光資源の充実
	3	県や隣接市町との連携による広域観光の推進

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 観光的魅力の向上

施策	概要・方向
市のイメージアップと観光PRの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光ガイドマップや各種広報媒体の活用、関係機関との連携、フィルムコミッションの活用など、市のイメージアップと観光PRを推進します。</li> <li>観光客誘致の向上を図るためのイベントや祭りの開催を支援します。</li> <li>PR方法の手段としてふるさと納税の謝礼品を利用します。</li> </ul>
受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内観光資源や名所、旧跡への案内看板の充実を図るとともに、アクセス道路や周辺環境の整備を推進します。</li> </ul>
各種イベントの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーフィンやユースサッカー大会等既存のスポーツイベントに加え、日川浜での2輪ビーチレース大会の開催など、スポーツのまちをPRするための各種スポーツイベントを継続して支援します。</li> </ul>
海浜レクリエーション・スポーツ観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>サッカーをはじめとするスポーツ合宿の振興やサーフィン大会、きらっせ祭り等海浜レクリエーション・スポーツ観光の振興を図るとともに、滞在型や通年型の観光地への転換を図ります。</li> </ul>

### 2 観光資源の充実

施策	概要・方向
日川浜周辺地域の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>日川浜海岸を観光レクリエーションの拠点と位置付け、日川浜オートキャンプ場等の改修整備のほか、周辺観光資源との結び付きを強め、観光客の誘致を推進します。</li> </ul>
スポーツ・レクリエーション拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>矢田部サッカー場を核としたスポーツ交流事業の強化を図ります。</li> </ul>
地域の祭りの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>神栖花火大会やきらっせ祭り、舞っちゃげ祭り、かみすフェスタ、港祭り、七夕祭り等の開催により、市内外からの観光客の誘致を図ります。</li> </ul>
温泉施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>天然温泉施設にリニューアルしたゆ〜ぽ〜とはさきと宿泊施設を併設するふれあいセンター湯楽々については、指定管理者制度を活用し、さらなるサービスの向上と利用促進を図ります。</li> </ul>

### 3 県・隣接市町との連携による広域観光の推進

施策	概要・方向
広域観光ルートの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺自治体等との連携により、魅力的な広域観光事業を推進するとともに、各地のイベント等を盛り込んだ観光パンフレットや観光PRグッズを作成し、広域的な誘客を促進します。</li> </ul>
広域観光資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利根川や霞ヶ浦等の水資源を共有する市町村と連携したイベント（水辺のサイクリングロード等）を開催し、広域観光を積極的に推進します。</li> <li>・鹿行5市と鹿島アントラーズをはじめとした民間企業が連携し、観光地域づくりを行う法人「一般社団法人アントラーズホームタウンDMO」を立ち上げ、軸となるスポーツツーリズムをはじめ、様々な地域観光事業を推進します。</li> </ul>

#### ◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
観光入込客数	キャンプ場や港公園等の入込客数	294,870人	360,000人	
海水浴場入込客数	日川浜海水浴場や波崎海水浴場への誘客を図る	68,090人	70,000人	

## **第8節 健全な行財政のまちづくり**

- 1 行政運営**
- 2 財政運営**
- 3 広域行政**

## 1 行政運営

### ◆ 現状と課題

- 地方分権改革による国や県からの権限の移譲等が進んでいることにより、行政を取り巻く環境は大きく変化しています。地方自治体は、これらへの対応力が一層、必要となっています。
- 人材や財源などの行政資源を有効に活用し、健全な行財政運営を推進する必要があります。
- 時代の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、職員個々のさらなる資質の向上や能力開発に努めることが必要です。
- ワンストップサービスにより、市民の窓口での渡り歩きや混雑を軽減し、市民の利便性向上に努めます。
- 行政内部の業務システム等の安定運用やセキュリティ対策のさらなる強化を進める必要があります。
- ふるさと納税は平成27年度の制度の拡充により、寄附金の受け入れのみならず、寄附された方への謝礼品を通して、地場産業の振興と全国への市のPRの機会となっています。

### ◆ 基本方針

- 簡素で効率的な行政運営を目指し、必要に応じた行政組織の見直しを行い、職員数の適正化を図るとともに、職員個々の能力が発揮できるよう適材適所の人材活用に努めます。
- 多様化する市民ニーズに対応できる行政サービスを提供し、利便性とサービス向上を目指すため、庁内の協力体制づくりや職員研修を実施し、総合窓口の充実に努めます。
- 行政の効率化や市民サービスの向上のために、行政内部の業務システム等の安定運用に努めます。
- 個人情報データなどの行政情報に関しては、万全なセキュリティ対策を施すなど適正な管理を行います。
- ふるさと納税で寄附をされた方への謝礼品を充実させることで、地場産業の振興と市の魅力を全国にPRするとともに、ふるさと納税を活用した地域振興を推進します。
- 働き方改革を推進し、時間外勤務の縮減や年次休暇等の取得促進などを実施するなど、ワークライフバランスの実現を図ります。

◆ 施策の体系

行政運営	1	効率的でムダのない行政経営の推進
	2	時代に適合した組織づくり
	3	民間活力の活用
	4	事務改善の推進
	5	市民サービスの向上
	6	行政の透明性・信頼性の向上
	7	行政の情報化推進
	8	人材の有効活用と資質の向上
	9	ふるさと納税の推進

◆ 主な施策の概要と方向性

1 効率的でムダのない行政経営の推進

施策	概要・方向
計画的・戦略的な施策の推進	・多様化する市民ニーズに対応した計画により、効果的かつ効率的な行政経営を行うため、各分野と連携を図りながら、計画的、戦略的に施策を推進します。
施策調整機能の強化	・特命事項や政策的課題の検討や取りまとめ、連絡調整を行い、市全体の政策的調整等を行います。
行政診断の活用	・行政運営の現状を把握するための調査分析を行い、事務事業・組織機構・職員定数・住民サービス等の項目について、課題等を抽出し、具体的な解決策・改善策を見出すことによって、今後の効率的でムダのない行政運営を目指します。

2 時代に適合した組織づくり

施策	概要・方向
時代に適合した組織づくり	・行政環境の変化や新たな行政課題に対応するため、適宜見直しを図るとともに、簡素で効率的な行政運営のための組織づくりを行います。

### 3 民間活力の活用

施策	概要・方向
指定管理者制度等の効果的な活用	・多様化する市民ニーズに対し、より良いサービスを提供するため、指定管理者制度等の効果的な活用を検討します。
窓口業務の民間委託手法の検討	・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく窓口業務の民間委託等の導入について検討します。

### 4 事務改善の推進

施策	概要・方向
事務改善の推進	・職員提案制度等を推進し、事務改善に努めます。
文書管理の推進	・紙文書についてはファイリングボックスシステム、電子化された文書については文書管理システムを活用し、文書管理の徹底を図ります。 ・イメージファイリングシステムの導入により、個人住民税における膨大な課税資料を電子データ化し、効率的な課税事務に努めます。

### 5 市民サービスの向上

施策	概要・方向
窓口サービスの向上	・本庁や総合支所の総合窓口をはじめとする窓口業務について市民サービスのより一層の充実に努めます。
困りごと相談室の設置	・市民の困りごとを早期に解決できるよう、「困りごと相談室」を設置し、市の担当部署や適切な相談機関と連携を図ります。

### 6 行政の透明性・信頼性の向上

施策	概要・方向
情報公開や個人情報保護の推進	・情報公開制度に基づき、市政に関する情報の提供を一層充実させるとともに、個人情報を取扱う職員等の意識の高揚やセキュリティの強化を図ることで、適正な情報管理を推進します。
オープンデータの推進	・市が保有する公共データを市民や企業が利活用しやすい形式で公開するオープンデータの取組みを推進します。

## 7 行政の情報化推進

施策	概要・方向
行政内部における情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を取り扱う住民情報システムやその他の業務システムについては、情報セキュリティ向上のための対策を進め、安全で信頼性の高い運用に努めます。</li> <li>・グループウェアや共有ファイルサーバー、統合型 GIS を運用し、行政内部の情報の伝達・共有の効率化に努めます。</li> <li>・災害時においても庁内の情報システムの運用が可能となるよう維持、復旧等の対策を進めます。</li> </ul>

## 8 人材の有効活用と資質の向上

施策	概要・方向
職員数の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数の適正化については、国や県から権限が移譲される事務や公務員制度改革の状況などを踏まえて、適正職員数のあり方を検討します。</li> </ul>
適材適所の人材活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員個々の能力に合う、適材適所の人材活用を図るため、将来の職員構成のあり方を検討し、職員の適正配置を進めます。</li> </ul>
職員研修の体系化と自主研修の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の研修体系については、茨城県自治研修所等との連携により、充実を図るとともに、自主研修のメニュー、各所属における実務研修、自己啓発の促進、地方分権の進展に対応できる職員の資質の向上、市民ニーズに的確に対応するための政策形成能力向上のための研修に積極的に取り組みます。</li> </ul>

## 9 ふるさと納税の推進

施策	概要・方向
謝礼品の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新鮮な生鮮食品、工芸品などの地場産業やスポーツ参加、農産物収穫など体験型の謝礼品の充実を図ります。</li> </ul>
ふるさと納税を活用した地域振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと納税を活用して、医療や福祉、安全安心なまちづくり、環境保全、産業の振興など地域の振興や活性化を図ります。</li> </ul>

## 2 財政運営

### ◆ 現状と課題

- 財政力は、県内の市町村の中でも比較的高い水準を維持していますが、社会経済情勢が不透明である中、健全な財政運営を一層推進していくことが求められます。
- 健全な財政運営のため、市税等の収納強化や受益者負担の原則に基づく自主財源の確保をはじめ、国・県補助金や地方債などの有効活用に努めていくことが必要です。
- 使用料や手数料については、財政状況のみに左右されるのではなく、公平性の確保と市民サービスの総合的な向上を主な目的として、検討していくことが必要です。
- 市の資産と債務を把握し、財政運営に役立てるため、財務4表を作成し、市ホームページや広報紙により公表を行うとともに、資産形成度、世代間公平性、持続可能性、効率性、弾力性、自立性の6つのポイントに分けて分析することが必要です。
- 市有の公共施設が近い将来一斉に大規模修繕や建替えの次期を迎えるため、長期的な視点での管理を推進することが必要です。

### ◆ 基本方針

- 歳入においては、健全な財政運営を行うため、自主財源はもとより補助制度の活用について調査・検討を行い、適切な事業選択をし、財源確保を図ります。
- 歳出においては、市単独補助制度や扶助費等の見直し等を図り、コスト意識を持って、創意工夫により、経常経費の節減に努めます。
- 固定資産評価においては、路線価導入のさらなる推進、状況類似地区の分割統合など、より一層適正で均衡のとれた評価業務の実施に取り組み、安定した財源の確保に努めます。
- 市税等納付率向上マスタープランに基づく各種対策や特別徴収義務者の拡充等により、市税等の収納率向上を目指します。
- 神栖市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

### ◆ 施策の体系

財政運営	1	財源の確保
	2	財政運営の適正化

## ◆ 主な施策の概要と方向性

### 1 財源の確保

施策	概要・方向
収納率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税や税外収入金の収納率のさらなる向上を図るため、市税等対策本部を中心に収納体制を強化します。</li> <li>・市税等納付率向上マスタープランに基づく取組み（納税環境の整備や計画的納税の推進、滞納処分の遂行）を推進し、収納率の向上を目指します。</li> <li>・住民税の特別徴収や市税等の口座振替を促進するとともに、コンビニエンスストアやクレジットカードによる納税など、多様な納付機会の確保に努めます。</li> </ul>
未利用地の売却推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源を確保するために、利用目的のない市有地の販売を促進します。</li> </ul>
固定資産評価の均衡化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線価導入のさらなる推進や状況類似地区の分割統合など、より一層適正で均衡のとれた評価業務の実施に取組みます。</li> </ul>
確定申告の円滑な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告業務を民間へ委託し、効率的な申告体制を充実させるとともに、電子申告の利用促進に努めます。</li> </ul>
国・県事業の効果的な導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県補助事業については、補助制度の調査・検討を行い、積極的な活用を推進します。</li> </ul>
手数料や使用料の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担の観点に立って、コストを十分踏まえながら、適正化を図ります。</li> </ul>
地方債の効果的な活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方債の活用については、借入額と償還額のバランスを考慮しながら、充当事業を選択します。</li> </ul>

### 2 財政運営の適正化

施策	概要・方向
経常経費の節減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化と事務事業の見直しを図り、経常経費の節減や抑制に努めます。</li> </ul>
補助金等の見直しの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の必要性について十分調査し、極力抑制するように努め、既存の補助金においてもその目的に応じ、終期を設定するなど、適正化に努めます。</li> </ul>
最適な事業手法の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事案ごとに最適な事業手法を検討し、施設整備や維持管理費の縮減に努めます。</li> </ul>

公会計制度による財務4表の作成と公表	・財務4表を作成することにより、市のすべての資産と債務を把握し、建物の老朽化等についても指標化し、的確な財政状況の把握と公表に努めます。
総合計画に即した計画的な財政支出の推進	・総合計画の位置付けに基づき、事業の推進が図れるよう、計画的な財政支出を推進します。
公共施設等における将来更新等費用の抑制	・神栖市公共施設等総合管理計画の基本目標に掲げたとおり、施設の適正管理及び長寿命化、適正配置及び有効活用、最適化等によって将来更新等費用の抑制に努めます。

◆ 数値目標等

項目	目標のための考え方	2016年度	2022年度	備考
市民税の収納率	県内下位の収納率を県内平均値まで改善する	94.3%	95%	
固定資産税の収納率	県内上位の収納率のさらなる向上を目指す	96.5%	97%	
その他の税の収納率	県内上位の収納率のさらなる向上を目指す	98.6%	99%	
国民健康保険税の収納率	県内下位の収納率を県内平均値まで改善する	63.5%	70%	
未利用市有地の販売額	自主財源確保のため普通財産の処分を推進し、普通財産維持管理費の削減を図る	171,428千円	75,000千円	75,000千円は5年間の累計
状況類似地区数	評価の均衡や事務効率、費用の軽減を図るため、価格形成要因に応じ、状況類似地区の分割統合を実施する	382 状類区	365 状類区	

### 3 広域行政

#### ◆ 現状と課題

- 近隣市と一部事務組合を設置して、廃棄物処理事務や消防事務などの事務事業の共同処理を進めています。
- 新たな都市との連携交流事業の創設や公共施設などの広域事務事業の効率的な相互利用の調査、研究や観光振興の広域連携などが求められます。
- 国や県と連携しながら、これまでの枠組みにこだわらない取組みを行うことが必要です。

#### ◆ 基本方針

- 広域的な共同事務を円滑にするため、一部事務組合については、新たな連携交流事業の創出と分担金の適正化を図るなど、広域事務事業全般の効率化を促進します。
- 国や県と連携しながら、広域的な行政機能の誘致を図るとともに、県境を越えた広域行政の推進について検討します。

#### ◆ 施策の体系

広域行政	1	広域的な施策連携の強化
	2	広域的な住民サービスの充実

#### ◆ 主な施策の概要と方向性

##### 1 広域的な施策連携の強化

施策	概要・方向
一部事務組合の効率化の促進	・一部事務組合については、構成自治体等と連携し、さらなる事務事業の拡大や効率化、分担金の見直しを図ります。
広域行政の推進	・国や県と連携しながら、広域的な行政機能の誘致を図るとともに、県境を越えた広域行政の推進について検討します。 ・利根川サミットなどを通じて、千葉県側の利根川下流域の都市と連携を図りながら、広域観光等の振興に努めます。

##### 2 広域的な住民サービスの充実

施策	概要・方向
公共施設利用等各種住民サービスの向上	・住民サービスの向上のため、各種施設の他市町との相互利用を進めます。